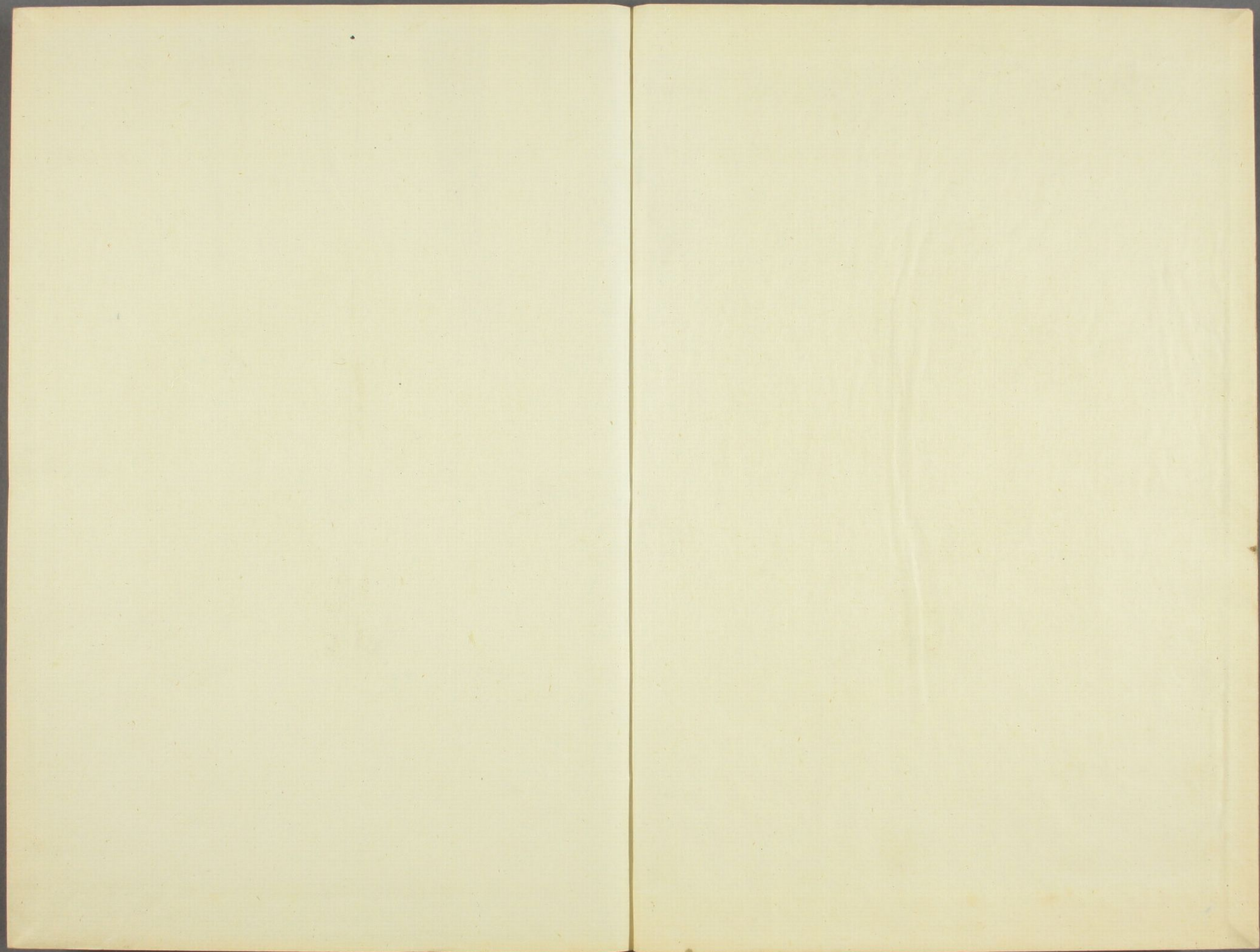


神都名勝誌

卷三





天



三ノ首一



神都名勝誌卷之三

目錄

神苑	農業館	須崎橋	茜社
高神山	坊山	高倉山 <small>岩窟并圖</small>	小岩戸
岡本町 <small>并古圖</small>	宇治山田町元標	度會大國玉比賣神社	伊賀利神社
豐宮崎 <small>并圖</small>	豐宮崎文庫 <small>古文尚書 藤原秀郷太刀之圖 講堂額 表門額 文庫創建碑 孝經碑 御屋根櫻</small>	田上大水神社	同御前神社
度會神主延佳靈社	御常供田 <small>并田舞之圖</small>	山末神社	度會氏神社
井足泉	山宮祭場	前山 <small>二黒山 屏風岩 龜五輪 蛇谷 花まわらせ 三坪塚 三光坊窟</small>	鷲嶺岩窟
中山寺	蓮臺寺趾 <small>并古鏡之圖</small>	鼓瀑	産物蓮臺寺柿
鼓嶽	寶金剛院舊趾	威徳院 <small>并經筒銘 古瓦</small>	龍谷 <small>八束山 八幡山 辨天山 永代山 轉々山</small>
宇津木原	尾上川	小田橋 <small>并擬寶珠銘</small>	櫻新道
瀧浪橋			

虎谿

岩淵町

并伊勢曆摹本

釋尊寺領地

那須宗高祈願書

吹上町

世木社

世木氏文書

惠觀禪師墓

結城上野介墓

松木社

箕曲松原神社

柏木社

簀子橋

前田

光明寺

古鐘 秀吉朱印 結城道家消息

結城道忠書繪旨案

一本木

奉行屋敷

正善坊橋

尾上町

妙見堂

清水

尾上社

尾上御陵

壽巖院

清雲院

高源寺

尾上坂

經峯

曼陀羅石

倭町

神落萱神社

古墳

金刀比羅社

稻荷社

欣淨寺

阿伽井

賴政碑

榎木

根起松

河崎町

長官屋敷

川邊七種神社

天王社

勢田川

濱出

魚市

川邊里

神田久志本

牛庭御厨

船江町

船江上社

河原淵神社

越坂

小坂神社

養草寺

菅原社

秩石

天神濱

箕曲氏社趾

連理椿

檜尻橋

神馬埋場

高向

宇須乃野神社

縣神社

神村社

長屋

王中島

新開

河原神社

毛理神社

卧龍梅

小林

奉行屋鋪趾

船藏趾

古艦虎丸圖

勾莊

神社港

并圖

御食神社

馬瀨

下野

大湊町

義良親王奥州下向圖

貯木場

八幡社

鷺取小濱舊趾

大鹽屋御園

并喜書志寶屋神社

一色

產物食鹽 散樂 假面圖

十貫松

鶯岬

通村

猪飼野左馬助裔孫

木村長門守書簡

二軒茶屋

黑瀨

橘社

常柑子

汐合川

汐合合戦 并圖

神苑あまのえん

宮域の四至ハ延長四年の官符ニ定め給ヒしが如ク制限ありに中世以来人家建ち聯り自然ニ市街を成すに至れり。然るに近年に至リ有志の人ども協議してかくてを火災不淨の恐も少らざるとて神苑會といへばもの成興し大方の寄贈金を募りて境域を擴め古の制限又背らざらむ事を希圖せり。此の事かこきあたりよも聞えけむを幣金巨萬を賜ひて其の美舉を感賞せさせ給ひぬ。是に於いて一舉して人家百餘戸を撤去し池沼を穿ち岡阜を築き松杉疎密の間ニ四季の花木を植ふ大に神苑を開きたり其の意匠ハ閑雅なり規模の宏遠あり實に靈境の風致を百倍せり。

農業館のうぎやうかん

神苑の北方國道を隔て、之を設く苑の別區あり。

百穀の種子ハいふも更なり。大凡農事蠶業ニ係る諸器械ハ國

の内外を問はず網羅蒐集して、満場を陳列せり。蓋此の館を、こゝに設けし、豊受大神宮の御神徳を、廣く衆庶に仰せしめむが爲なり。

須崎橋

一鳥居より岡本町に至る國道の内、架せり。沼木、繼橋二郷の境界あり。

苗社

須崎橋の南にあり。

山田産土神八社の一なり。外宮年中行事正月二日社祭の條より、一禰宜苗社参拜の事あり。寛永五年、源良顯の著に係る苗社口訣と云ふ物あれども、荒誕にして、論ずるに足らば。又何の頃より。同社域より、稻荷を勧請したり。島々浦々の人ども、魚漁の満足を祈るに、感應著き由なり。

高神山

須崎橋の南にある小山あり。豊受大神宮の宮域に属す。

古、此の山と、道の左ある坊山と、聯絡せし、永祿年中、郡宰上郡越

中守貞永

権祿臣、度會神主。

此の山脉を断ち切り、道路を通じたり。よりて、

此の邊を、堀切、或は、山の腰といふ。巔より高神社、客神社の舊趾あり。

因よ云ふ。往古の参道は、一鳥居より、前野下馬所を、東へ向ひ、下

馬橋を渡り、岩淵町の中程より、南に入りて、岡本の里に至り、官

崎なる、錦小河を渡り、小田村を経て、東、虎川を渡り、尾上山を越

えて、宇治に赴きし由なり。

長徳檢録

高神社、在、政所禰

同書

客神社、在、同禰

坊山

道の左、人家の裏にあり。往古、此の山の麓に、南之坊、東の坊あり。由、又、形より、龜居山とも云ひきとぞ。劈開のこと、高神山の所より出せり。

高倉山

豊受大神宮の御山の總称あり。

此の御山と、往古、春日戸高坐神の住み給ひし所ゆゑ、舊記亦多賀佐山、或は、高坐山と記せりし、後に、座をくらと讀みしより、終小

高倉と訛傳せしなりべし。又加利佐我嶺、日鷲山、音無山、郭公不為
聲山、鷄足山などの稱號あり。豊受大神宮御鎮坐以降、天然の藩
屏となりて、東南を擁護せり。數千年來、斧斤の侵ざる聖域なれ
む。老樹真々、積翠滴るおおく、人をして、肅然、恐敬の念を起さしむ。
岩窟 いはや 高倉山の巔にあり。世俗、天岩戸といふ。神苑の東端、高神
山の麓より昇る道あり。凡九丁許ありて、岩窟に達す。

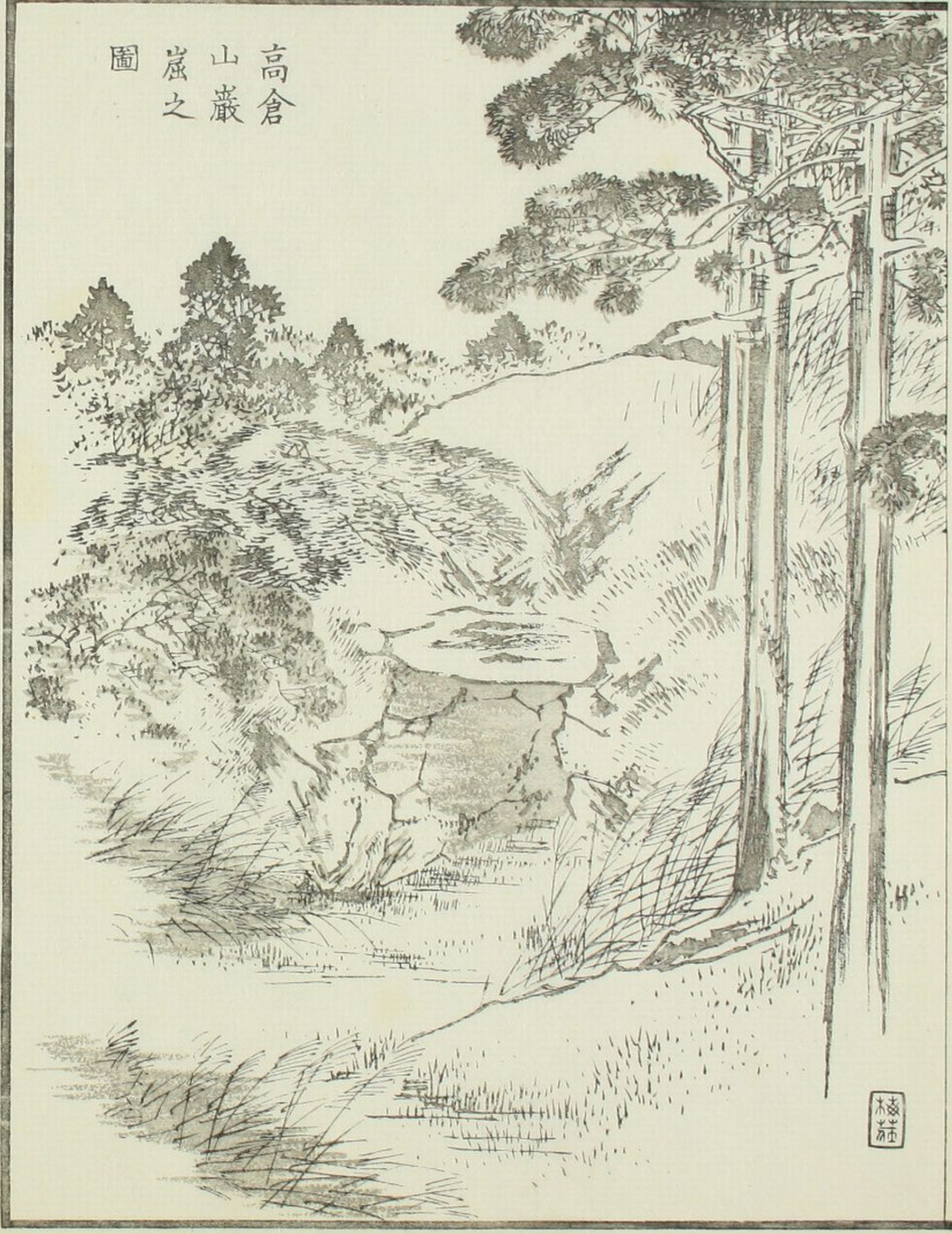
此の岩窟を、春日戸高坐神、伊勢津彦神の穴居の趾とも、天日別
命の火氣を避け給ひし所ともいひ、又古代の墳墓ありしや
もいなり。洞口、巽位に向ひ、稍入せば、廣敞大廈の如し。左右天井
ともに、巨岩怪石を以て疊めり。其の石質を驗するに、多くは海
石なりべし。貝族の付着せるもの、今尚存せり。連雨の候は、常
に、塩氣を吐きて、石膚滑るとぞ。海濱を距ること數里の絶巔
よ、かゝる大石を運搬せしは、實に容易此業にあらざらば、其の非凡

の大土工たりしを察すべし。但此の岩窟よつきては、諸説あれ
ども、茲はハ盡し難し。危し角に、御鎮坐以前の結構は係る事
を明なれむ、亦尚古の一端小供をべし。尚此の山に、十二の岩窟
ありし由、石屋本縁記に見えたれど、今尋ね難し。巔上、近海を眺
望し、風景最佳あり。

伊勢風土記

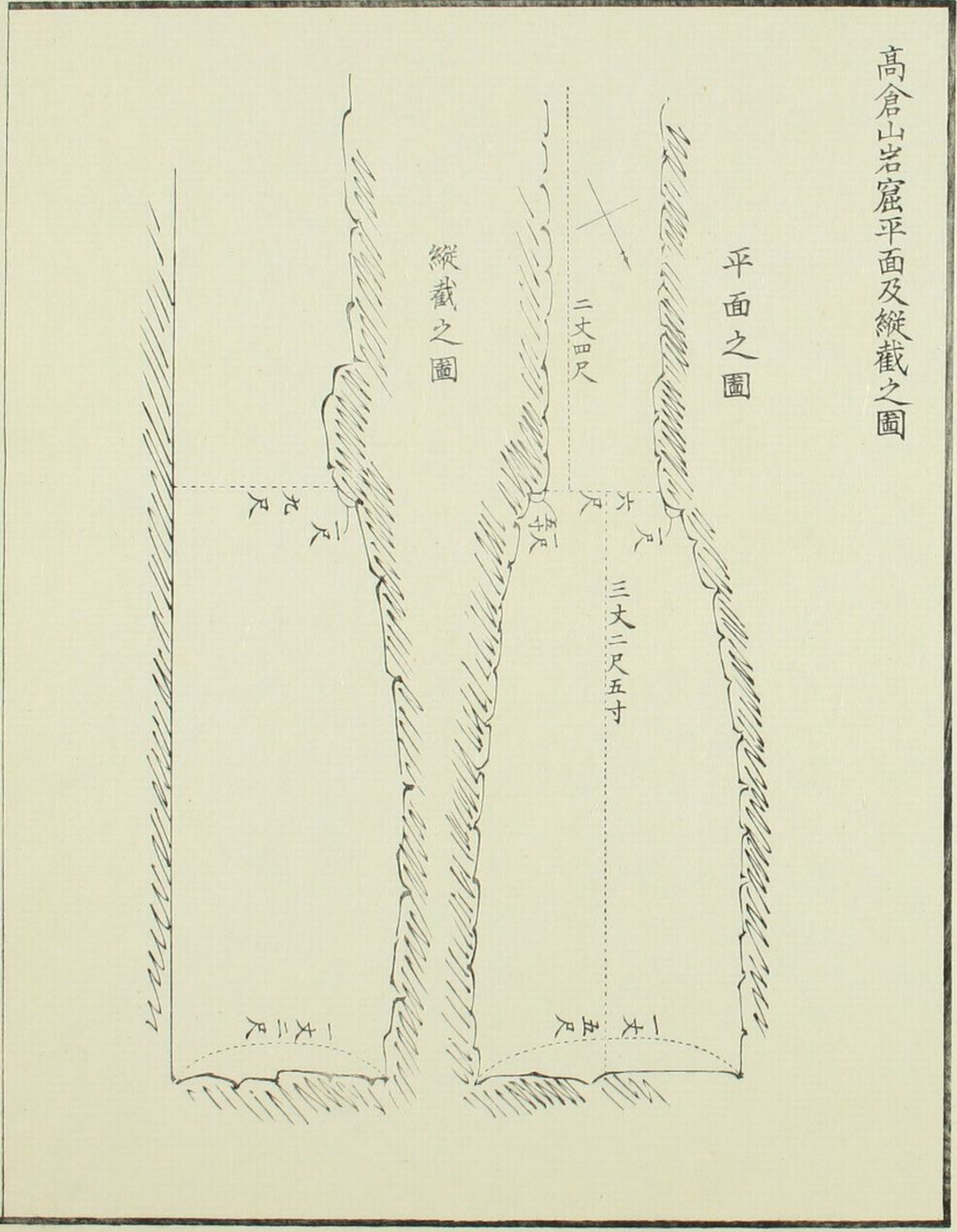
天日別命奉勅、東方入數百里、其邑有神名、伊勢津彦、天日
別命、問曰、汝國獻於天孫哉、答曰、吾覓此國、居住日久、不敢
聞命矣、天日別命發兵欲戮其神、于時畏伏、啓云、吾國悉獻
於天孫、吾不敢居矣、天日別命、令問曰、汝之去時、何以為驗、
啓云、吾以今夜起、八風吹海水、乘波浪、將東入、此則吾之却
由也、天日別命、整兵窺之、比及中夜、大風四起、扇舉波瀾、光
耀如日、海陸共朗、遂乘波東焉、古語曰、神風伊勢國、常世波

高倉山巖之圖



三ノ五

高倉山岩窟平面及縱截之圖



寄國者蓋謂之也

石屋本録記

春日戸高座神伊勢津彦神等石窟也豐受大神度會山田原御鎮坐以後任神勅恐高坐給天春日戸神遷座于河内國高安郡也所謂天照大神高座神社是也

大嘗會記

神風伊勢伊賀神避天日別一向知食貴淺峰天石窟堅太

造

康永參詣記

當宮のうしろ此山は希代の岩窟あり諸神爰に集り仙客常に來ると申し傳へたり岩窟の數ハ四十八と云へり唯今まで人のゐたると覺えて石面の暖なる所も有り又よの常ならぬ翁の人に行きあふ時もあり漢家に三十六の洞天有りかまハ道士が方術を行ふ靈窟あり當山ハ四十八の靈岨あり是ハ神仙遊戯をなす化域な

也。又神かくしの里とて花紅葉此遊覽の輩常に見る。家にも絃を調べて宴飲の聲耳を驚し路ハ騎を連ねて富貴の体目を樂まむ。日暮れて里に歸りかゝる面白き所をこそ見て侍ひつと語れば翌日に人多く伴ひ行きて尋ねまども見えす疑なく是仙家あり。劉阮七世の郷にハ似ず歸り來りて朋友ハ語る。武陵一日の道に相同じ。尋ね行きて邑屋を失ふ。かくの如き不思議連綿として絶えず。○勢州古今名所集に是從三位度會家行事なれを今又疑ふべうらずといへり。

神祇秘抄

先於外宮有岩屋今人號高倉岩屋高一丈二尺廣一丈五尺奥二丈五尺之岩屋也此岩屋者三方仁立石爲壁天井有八枚之廣石不知造作之人此岩屋八万四千諸神來集

神祇百首

子規なくぬるらひを志れとや青島山よ名を残せらむ

元長

霰くく玉津代とに通ちし高佐山邊のみよの松風

同

末の昔ふ天の日誓の神徳の残りも遠き白和幣が

同

伊勢津彦の岩をを残せ深山の昔ふまけて誰通ぢむ

同

古の神代の影を残りたる天の岩戸の明く月の

鎌倉右大臣

小岩戸

高倉山の南、大石が谷の西にあり。高倉の岩窟に對して、此の称あり。洞口、岩閉ぢて、入ることを得ず。

岡本町

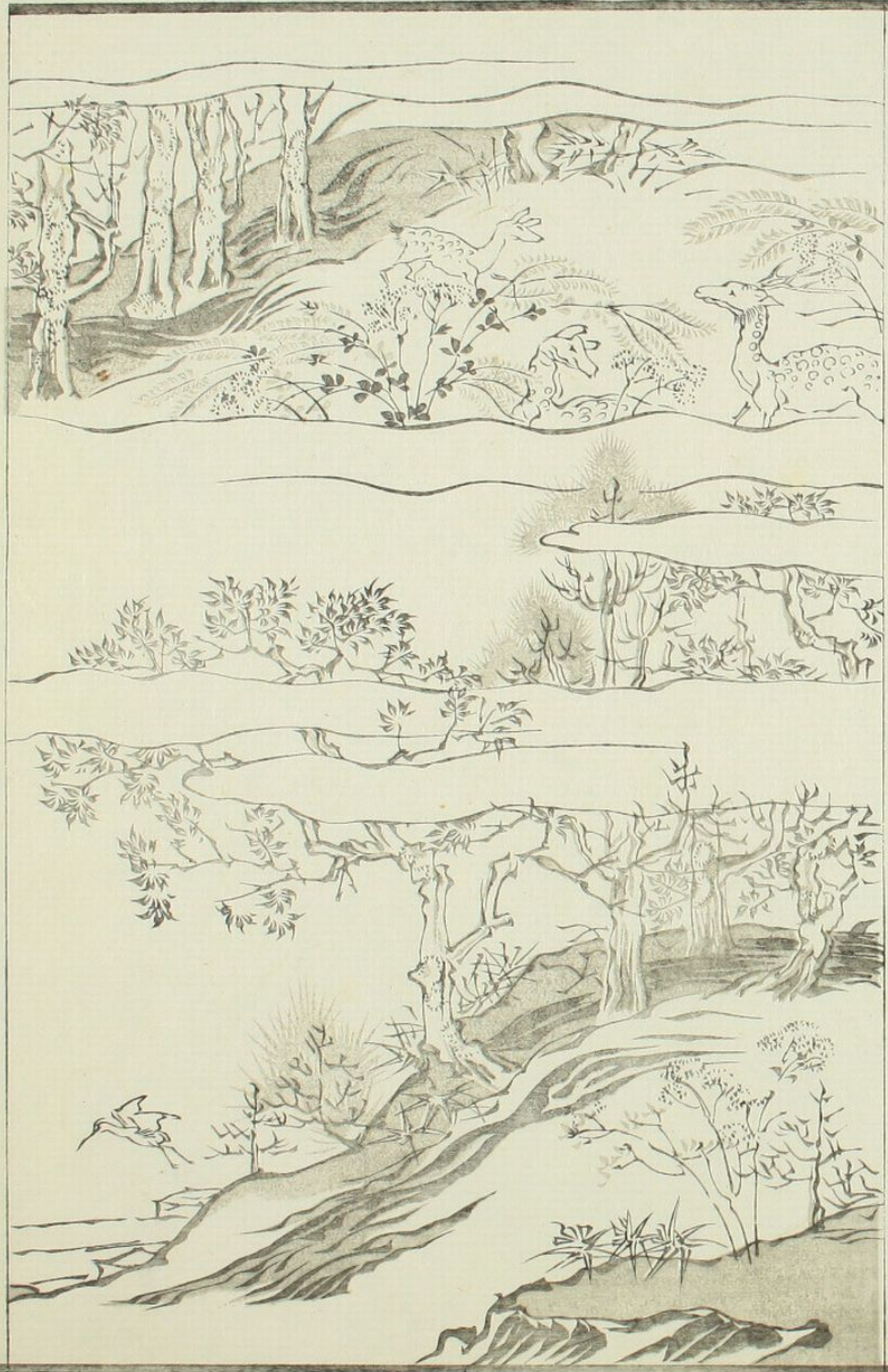
豊川町に續ける國道あり。木柵、紙製烟草人を驚ぐ家多し。此の町に、裁判所、警察署、郵便電信局、宇治山田町役場、第五國立銀行支店、大神宮祠、祖靈殿等あり。南に龍浪世古北に東町坊山世古などいへる横巷あり。

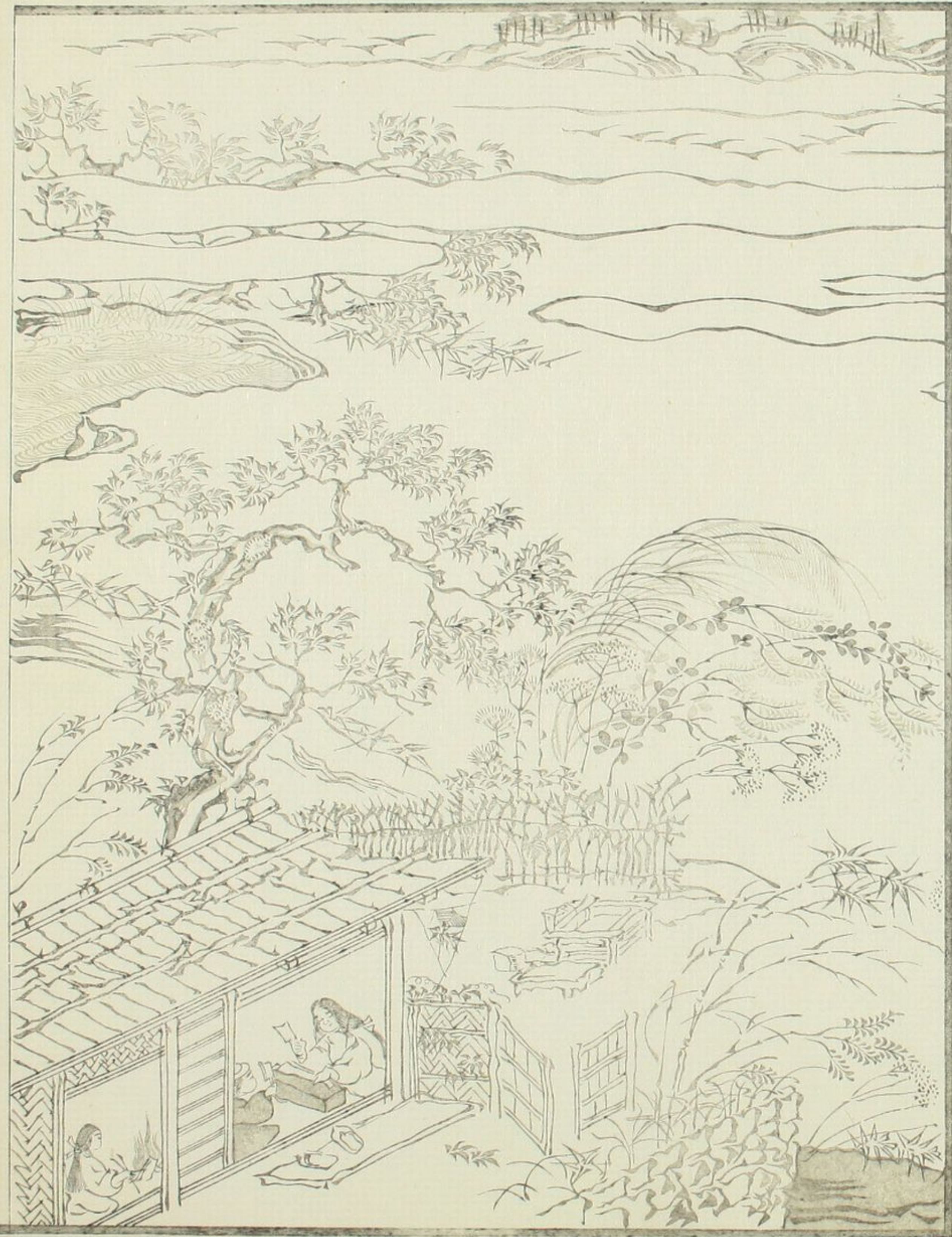
伊勢國風土記、神名秘書等、土橋郷岡本村

度會郡名考證の所より引用せり。の名

見えたるを、上古より存在せる村邑なり。高神山の開通以前は坊山の東麓に人家散在しありき。其の所より、東町蛭子祠の邊に岡本の里に舊趾あり。新名所歌合の畫題亦入る。

新名所畫卷縮寫
岡本里之圖





深め何かぬもみぢ系残る浮雲の志れてかゝる岡本の里

大中臣定忠

立ち歸りをせにふれる里のふもまごうちねぬ岡本の里

荒木田尚良

流波の山ぐりにきく鹿の音ふ痛覺淋き岡本のさや

荒木田成言

岡本の裾田小秋の馬啼きて夜深き里に衣うつなり

荒木田地行

もみぢする秋の夕ふ岡本の里の時雨は男麻吹くなり

僧都行實

衣おのきねこの音も秋風のよわさばたゆむるもとの里

法眼能圓

岡本の里は外山の近けき聞き別はるるさを麻の夢

荒木田成宗

岡本のさやに波隔つる秋務は妻をこめてや鹿の鳴くらむ

同 長興

志れつゝおまかちる岡本の里もさびくうつ衣うつ郷

同 氏行

木の葉をば色のちさきに深めかて志れと泣く岡本の里

大法師良玄

をか本の里も夜寒に志れつゝおまかちるねの衣おつなり

荒木田経顯

秋務の難のかこひをまはえて庭も野らある岡本の里

大法師圓親

風よつらる外面のならに音かへて志れするなり岡本の里

荒木田定顯

夜やきき初おはらふ秋風に竹の葉をよぐる本はこ

大法師良譽

志れつゝ木の葉をづく岡本の里おびする秋の馬がね

同 尊親

衣うつ音も才にむ秋風よならの葉をよぐ岡本の里

同 良惠

宇治山田町元標

山田郵便電信局の角あり

東二見村大字江村へ貳里拾丁四拾間壹尺

神社町大字神社へ壹里拾六丁廿四間壹尺

田丸町大字田丸へ貳里壹丁拾八間

鳥羽町大字鳥羽へ四里廿町廿九間壹尺

津市へ

九里三拾三丁壹尺 齋宮村大字齋宮へ貳里三拾壹丁拾間四尺

度會大國玉比賣神社

岡本町の西、高神山の尾崎に坐す。豊受大神宮の攝社あり。土俗、此の邊を、大國

谷といふ。此の神の御事蹟も、伊勢國風土記等と詳あり。度會郡名の所に出せり。

延喜式度會宮所攝十六座

度會大國玉比賣社

神名祕書

度會大國玉比賣社

大己貴命、佐々良比賣命、在繼橋、郷字宮山、高神山南尾崎

御竈木帳四十七前神社
大國玉社

伊賀理神社 同所南方に坐す。豊受
大神宮の末社あり。

伊我理神社 長徳檢録

伊加利社 在大國玉比
賣社南邊

伊賀利社

豊宮崎 岡本町の南に當れる一區の總稱あり。豊受
大神宮宮域の東の尾崎あるを以て名づく。

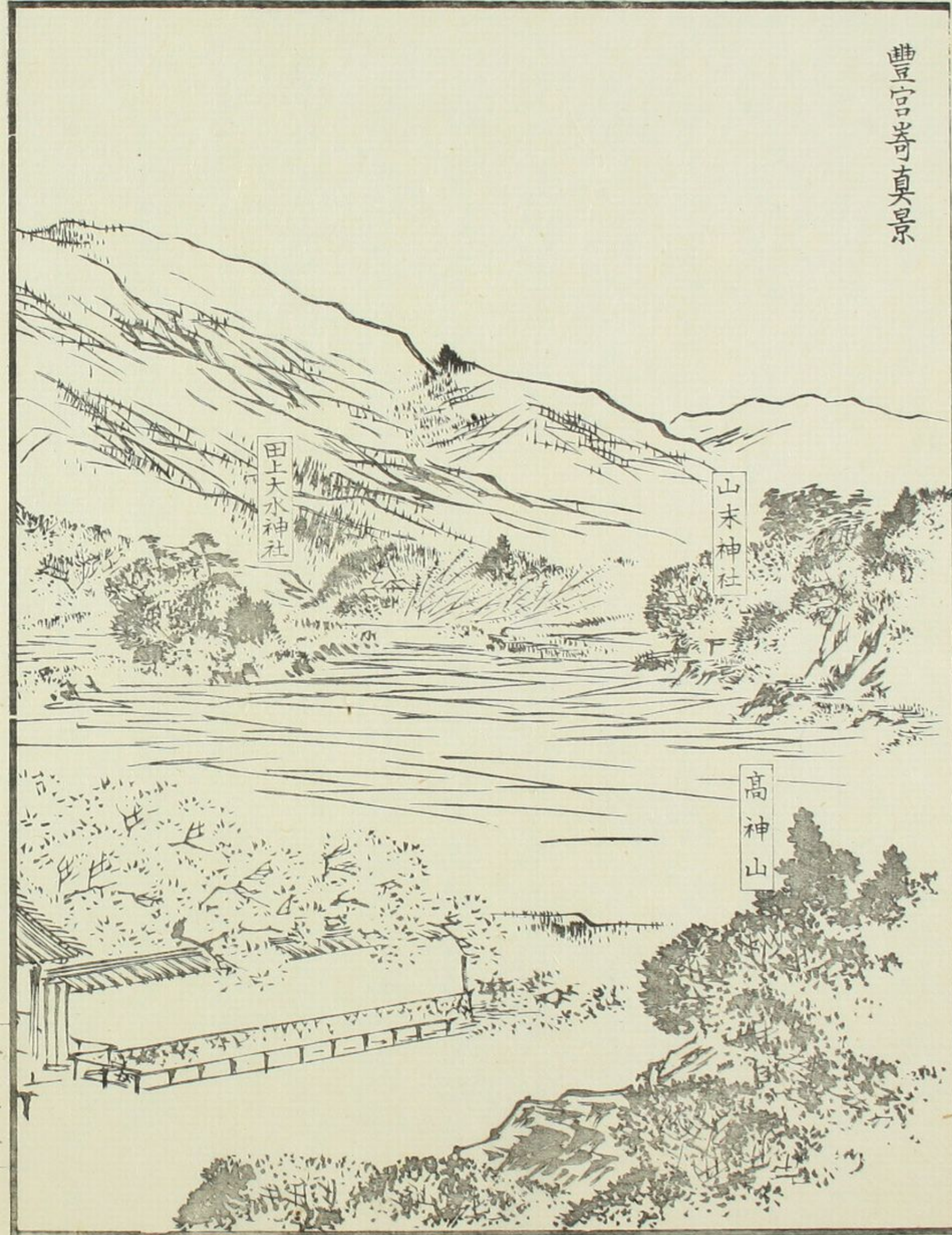
此の地、翠屏圍繞して、三方を擁し、前面も平曠なる水田あり。春
秋の候も、山く樹々の紅紫、遠近の水も映して、錦河内、錦小河
の名に背かず。又、田面の千代八子代も、一目小見渡されて、され
がら、蒼海をなせり。されど、青海原、大海原とも稱すとか。蕉菟た
る鼓岳、鷲嶺、長揖して、南に立ち、高神、高倉の老翠、淋漓とし
て、西に横たわり、朝熊岳、神路山も、遠く起伏して、東にたるとれ
る。其の他、瀧浪、八束、八幡、永代の諸山、井足、清水、園谷、山宮、谷、虎溪

岩崎瀧浪橋御常供田、車塚等の名勝、目睫の間、點綴し、四時
の光景、王維、李昭道の筆に非ずむ、其の模形を畫くこと能は
るべし。

豊宮崎文庫 大國谷の東にあり。岡本町に屬す。

慶安元年、出口延佳 權稱宜、度
會神主 與村弘正等、首唱となり、衆庶も資

財を募りて、創建せし所より、神官の子弟修學の費舎あり。當
時、延佳、弘正、末清、正清の功績、朝廷に達し、皆榮爵を叙せらる。實
に古今比なき異數といふべし。萬治三年、幕府より、修繕
費として、米貳拾斛の采地を寄附せり。尋いて、貴紳家よりも、其
の舉を賛同して、珍籍奇書を贈付せしむ。和漢の書籍及圖畫
刀劍等、倉庫に充棟しり。傍に、講堂、學舎、數字を設く。室直清、貝
原篤信、伊藤長胤、井澤長秀、谷重遠、近く、大塩後素、藤森大雅等



古文尚書序

此孔氏所作述尚書起之時代并叙為注之由故相承講之今依舊為音

石之曰犧曰天之曰王天下也始言八卦

造書契以代結繩之政由是文籍生

焉伏犧神農黃帝之書謂之三墳言

大道也少昊顓頊高辛唐虞之書謂

之六經言心道也至于夏商周之書謂

易較繁辭云
丘可也經以
心聖人
易之六經契

與鳥義

雖設教不倫雅誥奧義其歸一揆是

故歷代寶之以為大訓八卦之說謂

之八索求其義也九州之志謂之九

丘系也言九州所有也

氣所宜皆聚此書也春秋左氏傳曰

楚左史倚相能讀三墳五典八索九

曰是亮父倚
靈王
時更官

更官是左

作倚父劉琴綺久

古報文古也

蔡發父康

本與云

仁平元年六月廿五日申刻以少納言入道

摺本之釋文見合入總州之御時以古本

并唐本釋文所被付音義也然而依

有不審事重所校合古本勅物雖

有委細事付今委之摺本合點

畢不裁摺本勅物付輪

應保二年四月廿六日見合或古本

仲書江家之繼本也披合之處其

可取之事有數仍了所校合也

建保六年七月九日授仲光

在湯判

達長第八曆晚春十日書點

至此書者以摺本書寫之以古本校點

之凡虞復高周書者壁中舊本

隸古之遺字也雖然改古字爲今字
唐本又如此其上

高倉上皇御讀之本又如此歟當家
尤可用之哉但古字之躰一向不可
失之仍本用今字傍附古字者也
一部十三卷五十八篇雖爲一字半

字不借他人之手偏至墨點朱
點皆用自身之功子之德之深韞
內步不出國外也
清原

正和第三曆孟夏初五日以家之
秘說授中生德才子以十代之學

業終十三卷之詒訓當時希有者

也

明經得業生清原長隆

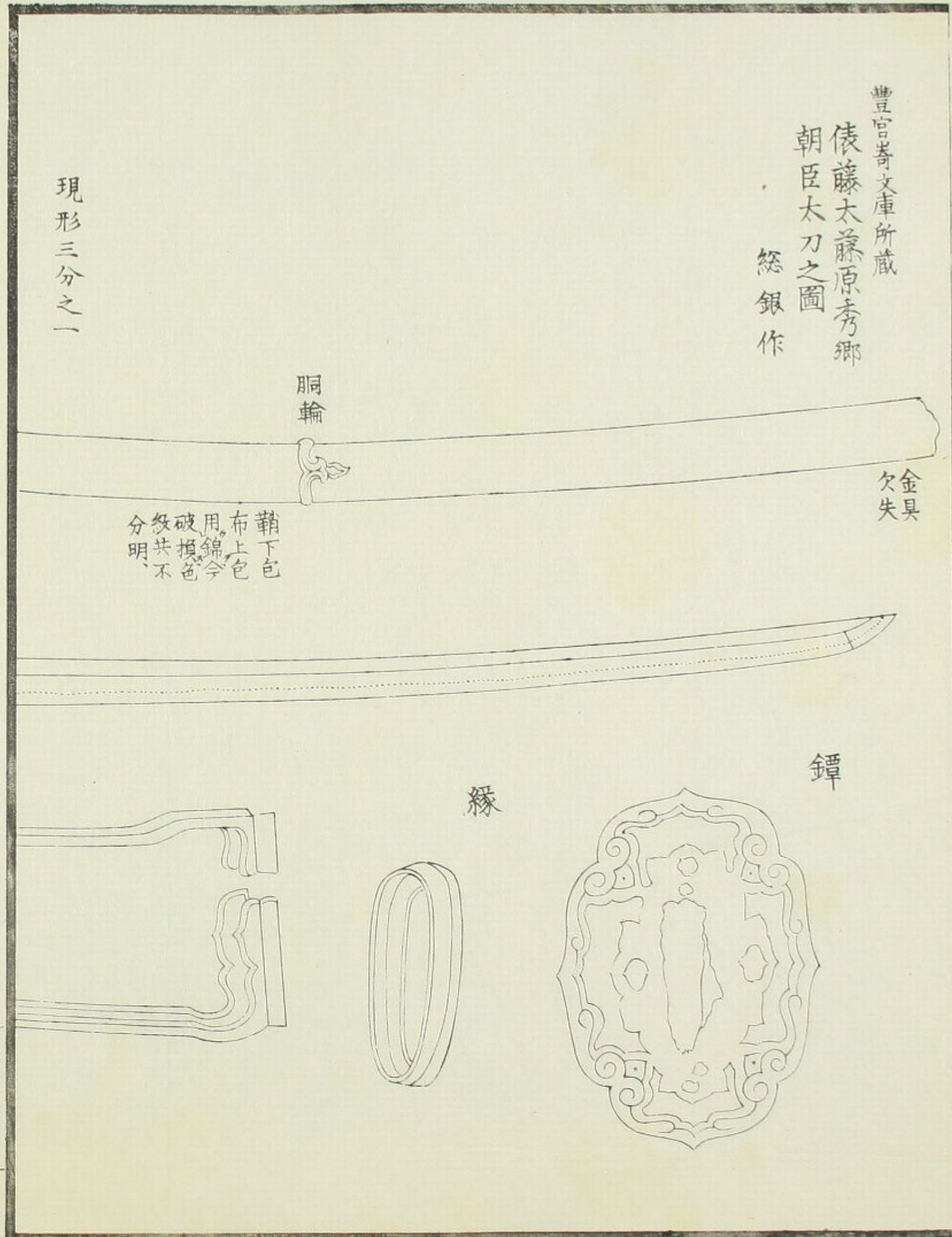
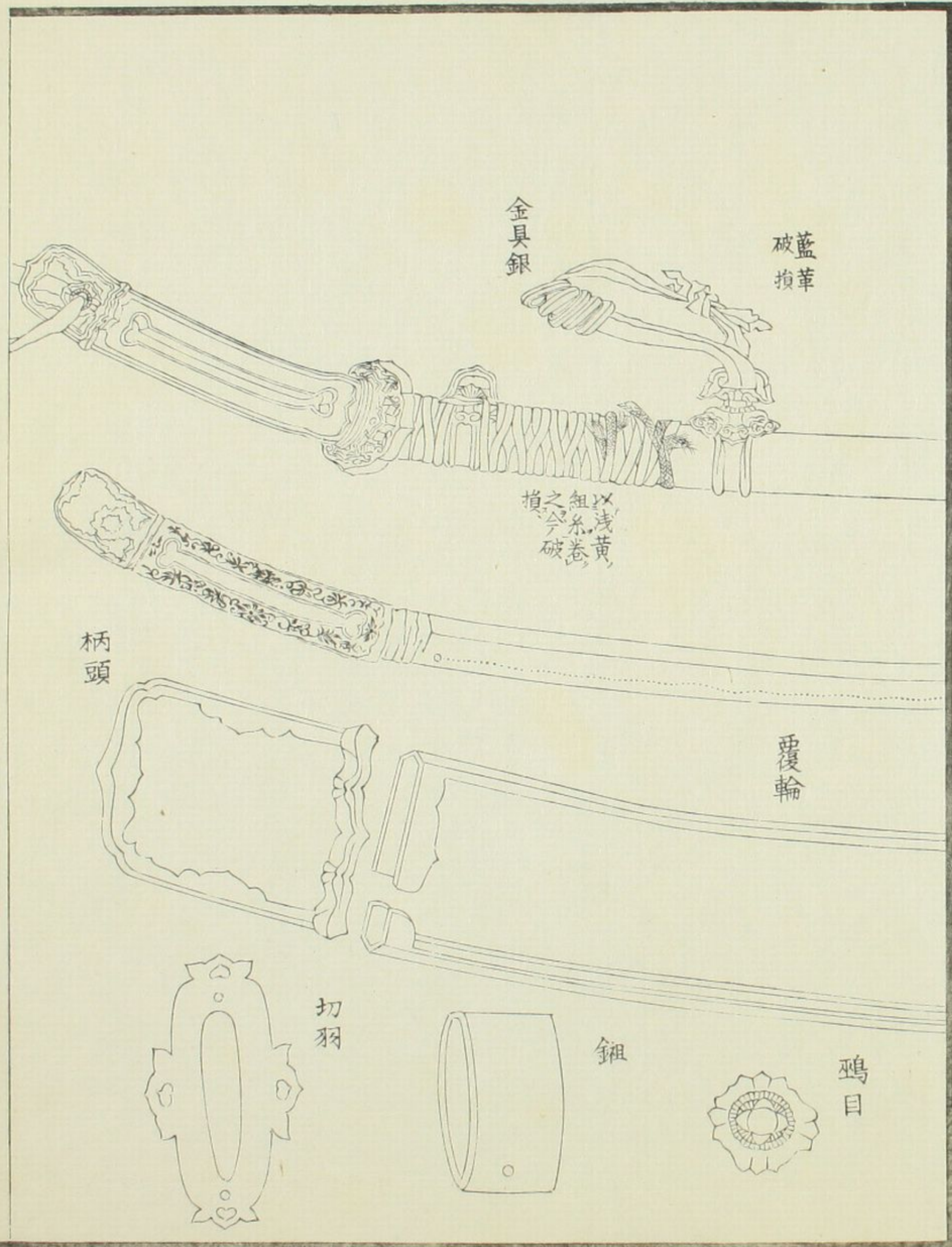
古文尚書合部十三卷花園帝
正和年中明經得業生清原長
隆以家之祕說所加訓點也手
書曰以十一代之學業終十三
卷之詒訓當時希有者也且末

書所謂少納言入道者藤原信
西也所謂總州者助教直講定
康乎清原世傳授祕本明
昭余偶得之珍藏有年然今
以為希代之物奉納勢州
大神宮文庫而貽萬世洪寶表方
寸微忱也唯冀
神之靈永垂

鏡照謹跋一語以為後證

貞享元年甲子夏四月上旬

島原城主從四位下主殿頭源忠房

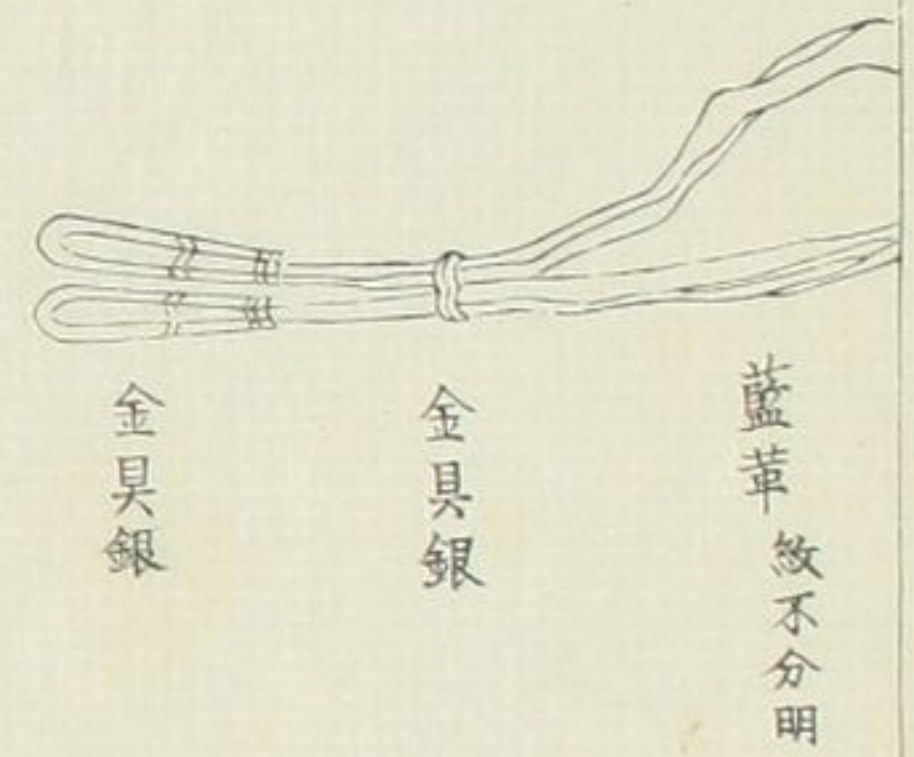


現形三分之一

來りて、書を講ぜり。明治十一年の春、祝融の祟に罹りて、講堂、其の他、烏有と歸せしが、書籍及大觀社の一構を幸ふ、其の災を免れたり。

宮崎文庫記

未知玄黃之間、復有何樂、可代讀書之樂也。所謂至哉天下樂、終日在几杓、若能熟讀、眼眴潤、胸腹飽、地步高、要須開明性理、保護靈珠、夫子之至聖、韋編三絶、顔子之明睿、箠瓢不倦、帶經於畊耘、把卷於負薪、牛角之書、練囊之螢、截蒲而寫、閱市而誦、手舞足踏、若將寢食俱廢焉。故每得典籍、構樓架閣、薰以芸蕙、襲以縹緗、或梯岩崖、或絕淵潭、碑版錡釜之文、亦皆無不搜窮、而傳播、漢有劉向、桓譚、晉有張華、束皙、齊有王儉、陸澄、梁有任昉、沈約、唐有李泌、蘇弁、宋有李淑、葉夢得

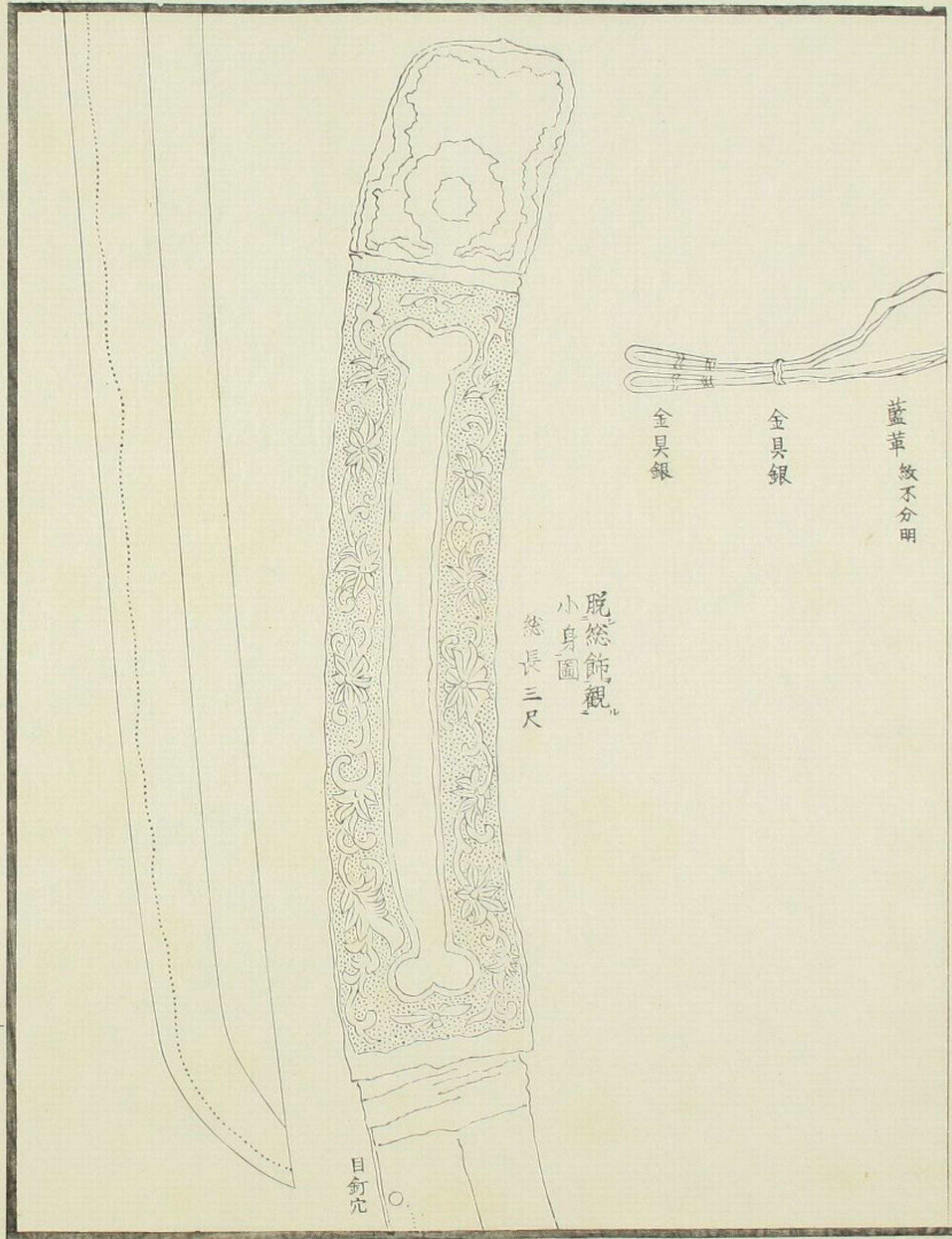


藍革 紋不分明

金具銀

金具銀

既総飾觀
小身圖
總長三尺



目釘穴

等皆書窟主也。勢州山田神官諸生相攸於宮崎。凝土度材
新建文庫。飛簷翼以軒翥。反宇輒以高驥。藏蓄經史子集百
家之編。及本朝神祇道之祕錄。歷代倭歌集。側比設黌舍。以
為講習討論之所。竊擬州學縣學之儀軌。昔者本朝之隆盛。
使諸儒居大學寮。而讀五經三史等。且有釋奠之禮。試科之
制。偉器碩量。代不乏人。菅君江帥。是厥巨臂也。石上宅嗣毀
其宅。為阿闍寺。別設一院。貯儒書名芸亭。小野篁客遊東州。
建足利精舍。置先聖先師像。及北條氏執兵馬之權。叛金澤
文庫。押儒典。以墨印章。押佛卷。以朱印章。及叔末之世。風教
敗墜。人才萎蕪。千載寥寥。影沈響絕。無靈膠之續。斷絃不如
永郭。有爐步悲夫。今斯一舉。寧為人力之所致。蓋皇天之錫
命。不亦悅乎。此地之為狀也。高明爽愷。四望豁如。舊外宮封

戶之地。故曰宮崎。或稱豐宮崎。前有神田。號天長田。及九月
秋歛。而初穫稻。薦內外宮。號新嘗祭。正南有八束山。相傳奉
祠素盞烏神。有鼓嶽。天晴氣清。則觀山腹之水簾。東南有瀧
浪山。東有尾上山。或曰隱山。相傳倭姬命入此山。而不出。故
名有神路山。屬內宮之山也。有朝熊嶽。烟雲變滅。朝暉夕陰。
葱秀迥出。西南有山宮谷。每歲十一月。簡元辰祭。妙見星。而
禱年穀之豐登。或云舊祭泰山府君。西有岩戶山。有十二石
窟。故名。舊曰高倉山。屬外宮之山也。又有高神客神兩山。各
建社祠。高神山。南有大國玉社。山下有水。名井足。清冽可愛。
陽早不縮。陰霖不溢。土人酌為煎茶水。當盛夏之際。滋蔓之
草。遇鬱之木。遮蔽炎日。來遊者坐盤陀。玩碧波。最為避暑追
涼之所。井足水北有御田口社。其餘跡之靈景之美。難盡貌

寫嗚呼諸生精勤奮發夙夜匪懈則異日將有着逢掖之衣
陳俎豆之器發絃歌之聲神其舍諸人宜肅敬余未往官崎
臨眺之興懷古之感何以記焉觀其圖狀姑書以應神官諸
生之求興公有天台之賦杜牧有阿房之賦欲他忖度而覽
斯文

慶安己丑夏五月日

善齋老人書于南紀沕潛居

題伊勢文庫

勢州度會人胥議相攸擇勝造書倉弋寓日本紀神書天書
祕笈諸家乘之類中華之經史子集等隨有隨得以聚蓄之
酬靈恩之万一也欲見者來乃請守鑰者許閱視之不許外
出焉唯於浮屠相多者無藏之以有神之所忌嫌故也其慕
古之趣可以嘉焉屢使紹介告之故且請余一語至于再至

于三於是齋春秋傳一部贈之以添文庫之牙籤因綴長篇
一首以言敬遠之志云

常世波浪融	伊勢起神風	五十鈴川上	有血是磯宮
虛靈齊日月	洗眼對白銅	陰陽元不測	造化自為工
豐受亦宗廟	內外共尊崇	皇孫受三器	智仁勇相同
寶祚與天壤	隆盛永無窮	倭姬憑談後	齋王潔厥躬
忌避排中子	髮長棄如蓬	深紙堆反故	異端不可攻
邪曲必當罰	正直即令終	黑心早黜去	丹祈忽感通
欲知妙物理	布在古記中	遠聲百千里	慇懃到海東
聞說同志輩	書倉成營功	聖經及祕錄	行將棟宇充
卑詞聊依請	代祝表微衷	馨香發於德	採蘋須昭忠
寄貽春秋傳	葵傾向朝曠	請君務民義	默禱邦家豐

壬辰六月上浣日抄筆東武家塾

戸部法印夕顔巷林道春

表門額 同上の文字を彫る。善齋道慶の書あり。

孝經碑 菱湖卷大任の書あり。

講堂額 豊宮崎文庫の五大字を彫る。林學士道春の書あり。

文庫創建碑 庭内はあり。津藩士源知周の撰文あり。

御屋根櫻 南庭はあり。延佳神主自家の屋根は生ぜし櫻苗を手づかり傳へて、此の稱あるあり。山櫻の一種よりて、葉少く、花瓣、殊は大方。古株は、朽腐しけるが、遺葉繁殖して、今ハ、數十株に及べり。花期ハ、毎年清明の頃にて、遊客頗雑沓す。

度會神主延佳靈社 元ハ、文庫の東に在りしを、罹災の後、門内の北側に移りたり。近く、足代弘訓の靈をも配祀せり。延佳神主ハ、始、延良といひ、通稱ハ、與三次郎又、信濃愚大夫とも呼べり。權祿直延伊神主の長男あり。汎く、神典國史を涉獵し、神宮中興の碩學ありき。其の著書多き中、陽復記と題する書ハ、曾て、菊亭経季公より、後光明帝の睿覽に備へしかむ。承應元年八月廿七日、記録所より出御ありて、特は歡感あらせられし由、爵賞沙汰文小見えたり。氏ハ、元和元年の生誕にて、元祿三年正月十八日、辛去せり。享年七十六歳あり。その平素行狀の一斑を、左に示さむ。

寛文十二年壬子の夏より、秋ふいりて、出口延佳、門人釜谷正

好紀伊國玉津島神主高松氏橘吉重、越前國人山本廣足の爲に、神代卷を講ず。その時、三人ひそひそ、延佳の爲人評しける。小その見る所、皆異なり。ある時、廣足、此の事を、延佳に告ぐ。延佳の云も、我小取りて、他の戒とすべき事、二つあり。一ハ、弱冠の比より、婦人の列りたる酒宴の席は、あらずとらざる事。一ハ、人とやもに博奕の具を、手小ごらざる事あり。右の如くにして、今年五十八歳に及べり。其の始も、勉めたりと雖、後ハ、自然の如くありたり。此の外、我小取るべき事ありといへり。此の事、神代卷講述抄の跋に見えたり。延佳、文庫を造立し、舊記を考索して、廢きたるをつぎ、絶えざるを興し、神宮に功ある事ハ、世に偏く知りてかくれあり。一生の行狀も、此らの外、人よまごれたること多かりきむを、記し傳へたる物なきハ、いと惜むべき事なり。

御常供田 みとやうくうでん 抜穂田ともいふ。宮崎文庫の南にあり。豊川、岡本の両町に属す。

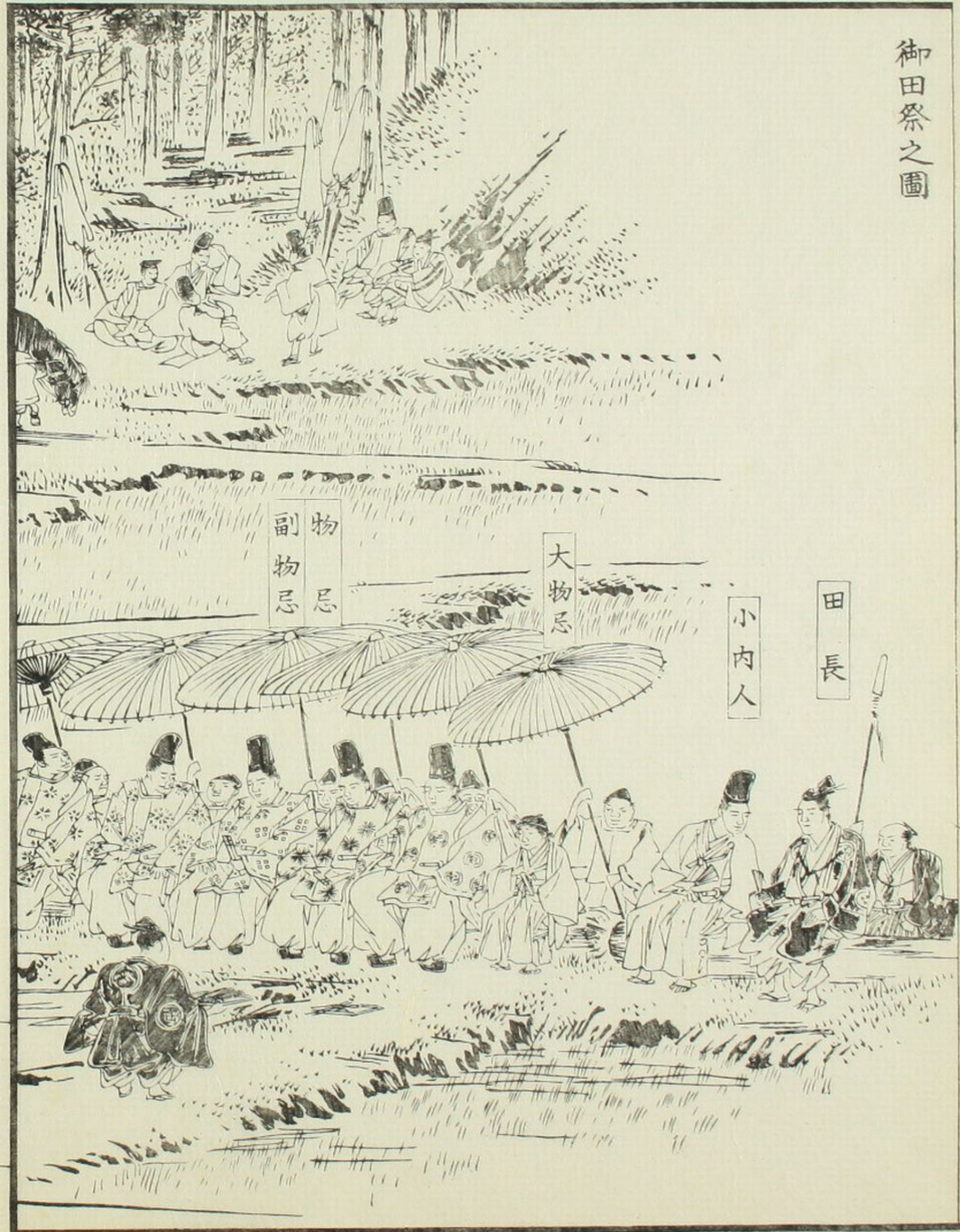
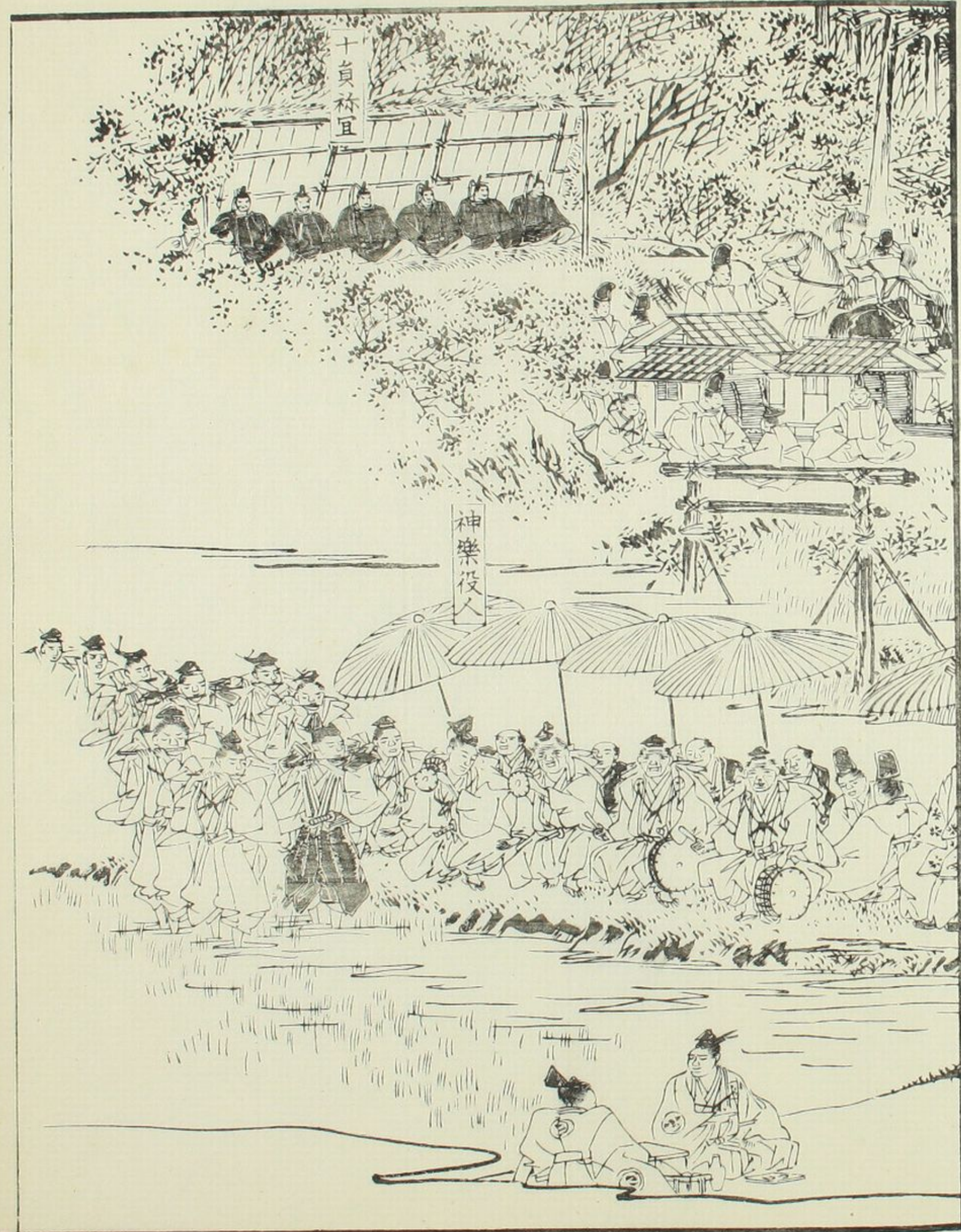
皇大神宮、豊受大神宮の朝夕の御饌に供むる御料の御刀代田を云ふ。毎年五月下旬、吉日を撰び、御田植の神事ありき。その式を、先、大物忌父、苗草を被ひ清め、子良の子之を植ふ始む。此の時、神樂役人数十人、素袍烏帽子にて、田頭より立ち並ひ、鼓吹を奏す。禰宜十負、乘鞍、又ハ騎馬にて、行装を整へ、西の山腹ある假屋に入り、其の式より預れり。式了りて、田長、田夫数人、紅粉を施し、素袍烏帽子を著し、腰蓑を纏ひ、一人、金漆の棒を振り、其の餘ハ、六尺許なる彩畫の扇を捧げ、笛鼓に應じて、田舞を奏す。其の謳歌、以て古雅なれど、左に、その一二を掲ぐ。案するに、日本書紀 天智天皇十年 三代實錄 元慶八年、貞觀八年、及榮花物語、百練抄等、農夫田婦の田舞を奏せし事、往く所見あり。早苗植付の時、其の年ハ豊熟を祝し

て歌舞するハ、吾が國古来の風俗なるべし。惜き哉、近年之を廢せり。

御田祭歌 一之田

あはれやな。あはれやな。こんねんの禰んがうと、年號 某年 だい
さいはや、干支のこし。つきのあらびハ、おふにあつきよ。有 閏
年者云、十 ひのこゝずをや。さんびやくごおふよるにちよ。三箇月、
有 閏 年者云、三 あはれやな。ごぐとつにぶふ 某 ちを、きち
百八十餘箇月、 おちとさだめて、わがきみのささうさく、うゑかうさくつ
かまつる也。
あはれやな。ついたりちよりも、ついたりちよりも、くもりくも
るをや。ついたりちよりも、くもりくもるをや。あめかやふれ
や。志らげこそふれや。二度。

止由氣大神宮儀式帳 然後禰宜内人等我戸人夫等祭時共起 モトモ 一時令切 ラ 氏湯整ふ



一種進上之

外宮政所引付

慶長九年甲辰十月奉下宮崎御常供田之事合員數玖佰東

之中〇下

神祇百首

我が國よ長田の早苗後さすはつせむせの寫字の花 元長

田上大水神社 たのへ おほみづのがたや 御常供田の南に坐す藤里村に屬せり俗に丸山また車塚といふ豊受大神宮の攝社あり。

同御前神社 おまへみ まへのえんや 同域内に坐す。

祭神ハ、度會氏四門の始祖大神主小事の靈なり。御前の社ハ、小事の女宮子の靈を祀る。此の社域前ハ方に後を圓く宛然と

陵墓の形をなせり。

止由氣大神宮儀式帳

延喜式度會宮御撰十六坐

長徳檢録

田上神社

田上大水社

田上大水社

田上大水社 坐同郷字宮崎

田上大水社 大神主小事靈在繼橋郷字宮崎東田上西大水有前社

神名秘書

豊受大神宮補任次第記

神主小事乙乃古命四男也四門始祖是也爾時以小事女

宮子内親王御杖代立奉支〇中仍小事薨時賜東國民其

墓令作也其靈度會郡内稱田上大水社祭之祝任神主氏

人又宮子靈同所號前社祭之

井足泉 みだりのいづみ 豊受大神宮域内關谷の口あり。

古木天を覆ひて常に日光を見ず。清水滾くとして樹間より涌出せり。宮崎御常供田に灌溉する水の源あり。文庫圖説よ、さして高うらぬ山の下なれど、岩をたゞみ重ねて苔むし、あさり此本草茂りていゝなる日でありも、此の清水はたえず。こと所の水よりも、よく清めるにより、かろらるなりとして、茶を好むもの皆、此の水を用う。夏ハ、螢の多き所にて、水は映るるさまえあらぬまゝ、人あまゝ集ひあへり。納涼の時分ハ、むら、此の泉石ふ

人絶えずと祀せり。

山宮祭場 やまみやまりのを 山宮谷、又、瀧谷ともいふ。井足泉の南にあり。

毎年十一月下旬吉日を撰て、祢宜、物忌父等、此の谷に臨時神座を設けて、祭事を行ふ。此の祭ハ、仁和四年十一月十八日小行ひ一始とす。爾來前山まで勤行せしを、建武二年、此の谷に後志一由、祝詞文小見えたり。神宮改正の後、之を廢せり。

右當祭者、繼橋郷前山乃邊、仁天勤行志平、建武二年、清淨

乃靈地乎擇定、天、此瀧谷尔祭庭乎遷奉、礼利、然羅婆改、天

奉仕、止毛、谷崇無久護、幸給倍止奉

山末神社 やまげのふんどや 豐受大神宮域内東の尾崎にあり。豐受大神宮の攝社なり。

山末社 止由氣大神宮儀式帳 延喜式度會宮所撰上座

山末社 神名祕書 山末社、山祇大山津姫命、御田口社、南也、在、繼橋郷字宮山小梨谷

御竈木帳上七前神社 山末社

度會氏神社 見たらひらかき 官本村大字 藤里にあり。

度會氏二門の祖神を祀る。御前の左右に、小社六前あり。是も、同

氏代々の神靈あるべし。

宮崎氏神社 類聚神祇本源 坐、度會郡宮崎、度會神主氏祖

右度會神主氏、遠祖天牟羅雲命、一名天、二上命、天、御中

主、尊十二世孫也。

古老口實傳 一、禰宜勤役事、廿年一度、宮中末社、中二門、氏神

度會乃大見乃原尔、度會乃神主等加氏乃神止定、稱辭奉

留、先祖大幡主命、乙若子乃命乎始、奉、天、次々代々乃命達

乃前尔、下

神護峯中山寺 まごほねのやまのなかのいへ 岡本町瀧浪世古より、官本村大字勢田に至る里道の右側にあり。同村大字藤里に属す。

承應二年、愚堂和尚の開基して、禪宗臨濟派なり。寺傳を案す

るに、愚堂ハ、美濃國の人、伊藤掃部の男にして、母ハ、齋藤義龍の
臣鷲見出雲守某の女あり。天正五年丁丑四月八日、同國山縣伊自
良郷大森里小生れぬ。十一歳よりて、始めて、佛門に入り、庸山禪師
より、愚堂の號を與へられきといふ。此の中山寺の落成を慶せし
を、愚堂八十歳の時ありき。其の後、八十五歳よりて、華園聖澤院よ寂
す。勅して、大圓寶鑑國師と謚し給へり。

前山 官崎の南に將々たる山岳の総稱あり。その麓に、宮本村大字前山あり。

往古ハ、さき山といひしや。古文書に、左貴山の名あり。其の東
に崛起せるを、鼓岳と名づけ、西に聳立せるを、鷲嶺といふ。又、深
く、南に分け入れを、奥山と云へる地あり。傳へ云ふ。大和街道より、神
宮よ指づる人々も、宮川の東岸佐八村より、山間を攀ぢ登りて、
此所よ出で、宇治郷浦田坂を通じりと又、永祿年間までは、世

義寺、三寶院、光明寺等の巨刹、此の地ハ勝概を占め居たりき
と云ふ。當時の名残もや。今なを、處々に、櫻の老樹を存せり。

二黒山 にぐろやま 屏風岩 べうぶいは 龜五輪 かめごりん 蛇谷 とびだに 花まゐらせ

三坪塚 みつぼつか 三光坊窟 さんこうぼうくわ 共に、此の山の名所なり。

鷲嶺岩窟 三光坊窟の東南にあり。天然の岩窟。洞中の形状ハ、山口顛庵の文よ譲る。

遊鷲嶺後洞記 山口 珥

癸亥三月十八日、余與客會于冢敏卿宅、床頭置一白石髓
二鐘乳、問之云、近遊鷲嶺後洞者、所得也、因有問津之意、約
成而散、廿日夜、余如約、至高舜民宅、欲候雞鳴、俱發、是夜小
雨、客有不至者、其所同者、竝余七人、黎明離郭、猶恐為雨、所
沮、比至前山、天晴、遂南上鷲嶺十二里、絶頂有堠、謂之三方
冢、盖二宮及紀藩之壤界、我郡新太守至、例每巡視焉、下嶺

行叢薄中，人跡殆絕。一里許，觀前洞，昔有僧名三光，修澄于此。後人因謂栖霞，蓋一大岩腹劃開，僅可坐一人。過此路，益險躡岩，援樹東南下三里，聞水聲，林樾甚美。度十溪，土人種油桐數百株，固巒環之，四望如畫。又南上五丁，抵後洞，洞口蒼蔚參天，楓樹四株，皆合抱，藤蔓下垂，水從洞中流出，將入洞。前行者牽一長線以導，各把燭，佝僂而入。漸涉水，覺岩濕泥滑，燭光所射，垂露熒熒如也。九十八步，路稍闢，見石榜及兩石缸，如人標置。先入左穴，上五六尺，狹窄甚，導者乞反，不聽。強前覘，石下嵌空，透下得路，始不覺出。何許忽遇線，乃知循岩孔，一匝復出，故道也。還到石榜處，其有懷洞舊圖者，出檢之，更於榜右稍高處得一穴，漸入，有飛泉，其下大石森立，泉左又有一小穴，余以體瘦小腹，行僅得入，益入益窄，不可

復前，乃進燭窺之。上下岩勢如斷齶相合，水布其底，左尤深黝。旁入者遽呼曰：得源矣。退從之，仄行又得一穴，入而上高二丈許，周徑若干，狀若閣道，可外下行。由此又入一穴，下五六尺，間然軒豁，洞之所窮也。所覆之岩，特蒼古，瀑布二丈許，噴沫飛散，下有一白石突起承之。日夜寒水之所齧，肌剝髓露，水湛湛貯其下，意必與余所窺斷齶下水通脈也。又知於敏卿宅所觀石髓，取此尖片者，宛然猶有斷痕矣。余輩旁索鐘乳，不得已為好事者所采盡也。此間有蝙蝠，見人驚飛，搶面大如燕，蓋自洞口至此，屈曲凡八十餘步，各隨所見，不得詳記。其履幽險，意如經數刻，既出尚晌午。古仙遊者樂忘曆日，豈可希哉。遂下山溪，上紫藤盛開，水華靛碧。此行晚春際，夏山中揚樞花，羊躑躅，與新綠映發，如行著色畫中，過一字。

郷相傳、平氏族、當時避亂來此、遂成一村、至今子孫藏鎧甲
旗幟、屬余人民家、見老媪、請之、若有新祕、辭以主翁不在、恨
不一觀、日夕取路、於龍嶺而歸、此嶺、余往年遊南島所歷、屈
指、昔遊亦已六年矣、

鼓嶽

前山の東に續ける山あり。大字勢田に屬す。

古老の傳ふ、此の山、宮川と、五十鈴川との二川に挾まり、中は佛
刹の堂宇ありしゆ、急に、志の云へりとぞ。さるハ堂、洞みかよひ、川
革ふかよひて、鼓といふもの、製ふ似たるより、負せしむるも、此
とぞ。恐らくは、後人附會の説なるべし。又、高原ともいひ、
由、文庫圖説に見えしより、鴨長明の連歌あり。宇治郷林崎の
所に出す。

鼓嶽山蓮臺寺趾

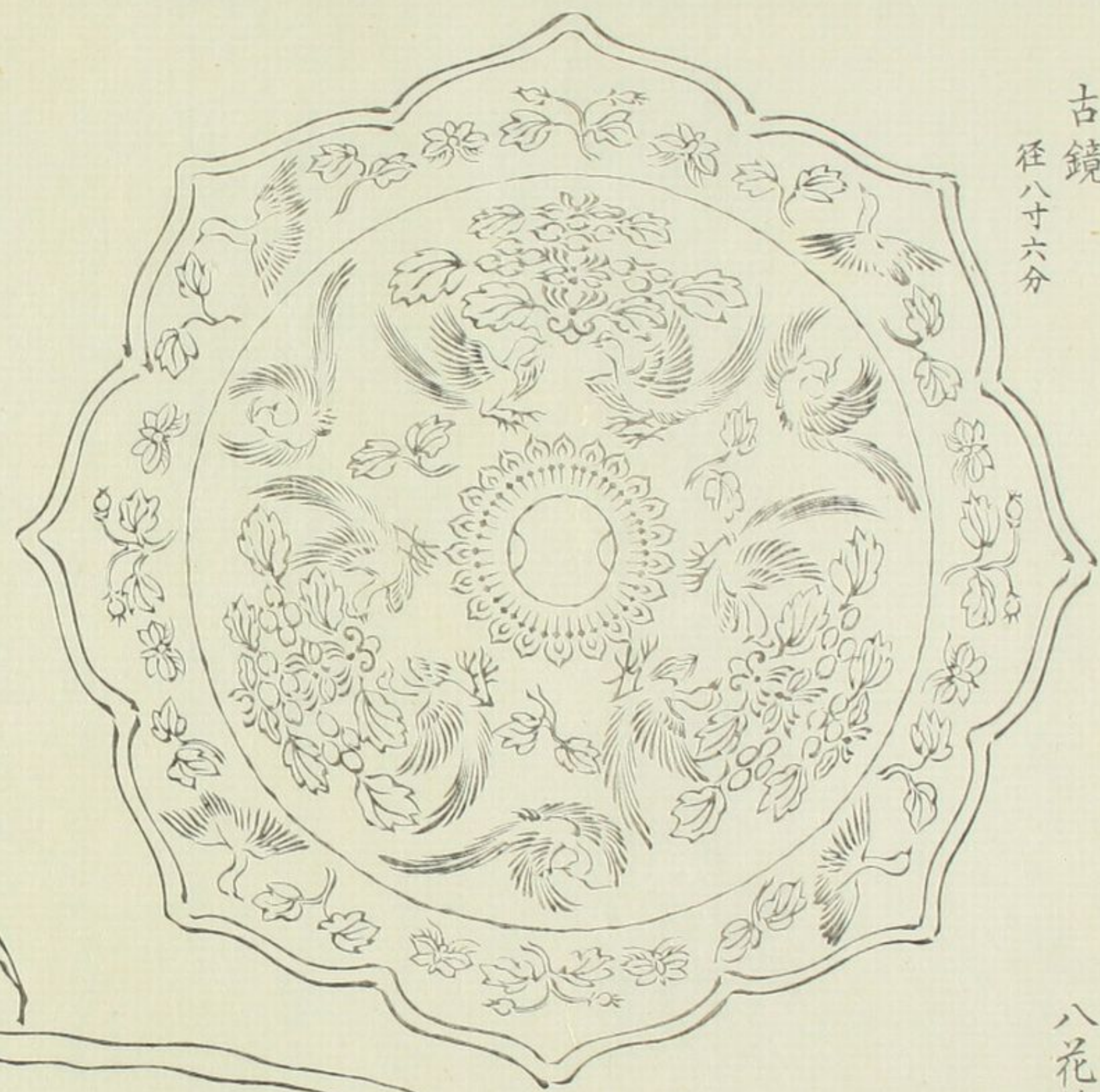
鼓岳の麓、大字勢田にあり。此の村、舊ハ、蓮臺寺村といひき。

蓮臺寺を、一條院の所代、正暦年中、祭主大中臣朝臣永頼卿
靈夢を感じて創立せらるる、真言宗の寺なりしよし、古事談
に見ゆ。近年、廢毀して、舊趾のみを存せり。境内に、鏡池と云へる
小池あり。元祿十五年、當寺の住職宥遍の著る、基記に、昔ヨリ、
鎮坐ノ社モアリシニヤ。社趾トイフベキ所ノ形許遺リシニ、或
時、其ノ邊ノ土地ヲ平ニシケル事ノアリケルニ、鋤ノ刃ノ物ニ
觸レケル音ノアヤシカリケレバ、其ノ地ヲ穿テケルニ、一箇ノ
陶瓶ヲ堀リ出シヌ。瓶ノ内ニ、古鏡一面ヲ納メタリ。徑八寸、八花
形ナル鏡ニゾアリケル。古代ノ靈鏡ニシテ、正シク、故アル物ナ
リケレバ、頓ニ、小社ヲ營ミ、御鏡ヲ安置シテ、鎮守ノ宮ヲ祝ヒ崇
メ奉リケリと載す。其の鏡、今猶、當村に珍襲せり。

鼓瀑

同村を距ること、南二町許、鼓岳の山間に在り。高一丈七尺、濶四尺あり。

古鏡
径八寸六分

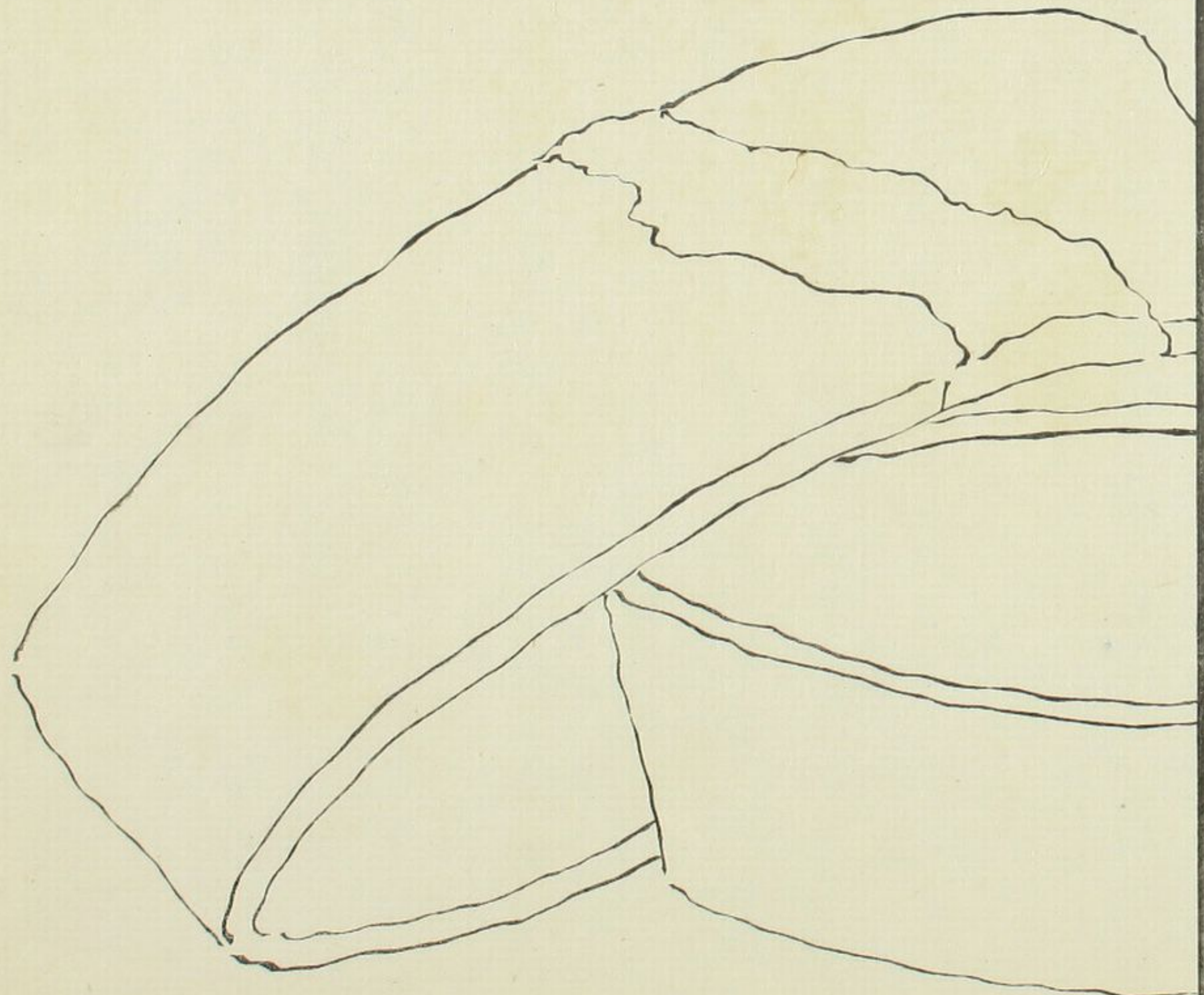


元蓮臺寺所藏現今勢田村三保存
八花菱形古鏡并瓦竈

瓦竈
身 径一尺 高二寸五分 厚二分半
蓋 径一尺六分 高三寸

鼓岳山蓮臺寺の什物に古鏡あり。
弘訓始く宇治五十槻久禰神主と
言もに一覽し其後江戸將谷振斎
望之京都山田阿波々以文と同伴
して数度熟覽せり。此人くも世より
名高き學者あるは皆希世のもの
歎美せり。今年彼地の地頭久志本
三位常連卿とハりて瓦罌の破
損をつらひ古森厚保山口光治
山本忠徳をすめて鏡袋一敷蒲
團二韓櫃一合を寄進せしむ。是
弘刻好古の癖ありてかちもの埋
没をなげく意切あるが故なり。

天保十四年癸卯閏九月
足代権大夫弘刻



岩壁三面を圍み、森の樹群小暗く生ひ繁まる中より、飛泉たぎち落つ。その様實に、一條の白布を懸け多る如く、幽趣いとむ方か。楓葉の紅は深めなす秋を、いふも更なり。夏ハ、三伏の熱を避あむとて、市街より、笠杖曳く遊客、甚多し。

産物蓮臺寺柿 大字勢田
一産す。

此の村、いつの頃よりの植ゑを、ドめけむ。数千樹の柿樹、遠くハ、溪間を埋め、近くハ、人家を擁せり。ハ、九月紅熟の候、至るとき、を、顔く、目を奪ひ、夕陽も、影を譲るよする。土人、之を、市街小齋ぎて、半年の糧資とせり。其の果實の圓く、且大ふして、味の甘美なること、恐らくは、他國よ、比類なうるべし。

宇津木原 大字藤里
一あり。

村間、梅樹多く、溪水、其の間に流たり。郷人、目して、小月瀬とい

ふ。西南ハ、同村大字旭村及前山よ、接續す。

教王山神宮寺寶金剛院舊趾 岡本町瀧浪山
一あり。

土俗、世義寺といふ。真言宗の古刹なり。寺傳よ、天平年間、聖武天皇の御創立ふして、開基ハ、行基なりといふ。往古、前山よ、ありき。中興、開山を、圓海律師あり。建長年間、坂の世古よ、移志一ハ、神域よ、接近せるを以て、寛文十一年、山田奉行桑山丹後守下知して、此の地よ、轉せしめたり。支院十餘宇ありしハ、近年廢毀し、今ハ、僅に、威徳院の一字残りて、一山の寺勢を執るといふ。この寺、如法經を頓寫して、毎年七月、各所よ、納むる式ありて、近年まで行なれり。

威徳院 瀧浪山
一あり。大峯山、當山方、正大先達と稱す。毎年七月、管内の修験を集め、大護摩を執行せり。

土器經筒二口 本院
一載す。一ハ、治承二年の銘あり。一ハ、無銘なり。傳へ云ふ。長寛年中の物なりと。

敬

奉施入如法經筒一曰

右志者為教真家華學靈為利
生死頓證善根施入如右敬

威德院所藏經筒銘

三ノ三十

治養二年十月十二日造之

刹主僧寬喜

造千藤并成重

敬

世義寺古瓦銘 岡嘉平治舊藏

御古瓦
元和六
六月廿五日
大工
凡そ
常
方
三ノ三十一

不可有相違者也
飯高郡鎌田村之内を以て大峯領五十石永代令寄進畢
本院所藏服部采女正寄進狀
本院又藏す。大護摩の時又用う。無銘、長壹尺七寸三分、
身の表は神號裏は俱利伽羅不動を浮彫とす。

文祿三年九月五日

山田 世義寺先達

服部采女正 一忠五

瀧谷 瀧浪山の巽あり。土俗、不動池といふ。空海、自彫刻せし。不動の像を、水底に沈めしより、如此名づけたりとぞ。

八束山 八幡山 辨天山 永代山

轉々山 皆、甚高からず。巔上、勢海を望み、風光、頗宜し。三四月の頃、處々、假店を設け、酒旗翻くとして、客を招けり。

瀧浪橋 土俗、丸橋といふ。尾上の上流に架せり。

尾上川 又、御贄川、小田川といふ。岡本町の東端に横たをれる川あり。水源、前山の山間に出で、宮崎水田の中央を貫通し、瀧浪橋を経て、此の所に至る。岡本、尾上、両町の境あり。下流に、勢田川と稱し、箕曲、繼橋、二郷の間を通し、終に大湊に至り、高向郷、宮川筋と合して、海に入る。

十一
 四十四
 擬寶珠
 春
 經
 小田
 太神
 齋
 齋
 齋

小田橋 尾上川に架せり。近年まで擬寶珠ありき。
 往古ハ瀧浪山の北麓に小田といへる一村あり一が永承年間

洪水の爲は流失せし由舊記に見えたり。其の村の産土神なりし
 小田の社今なき存せり。されど小田の名ハいと古き稱號なるべし。

神宮諸雜事記

永承五年九月祭使王孝資中臣神祇權少副元範等也。○中

而以午時豐受太神宮參入即玉串供奉之時與大雨如沃天
 俄洪水如海宇小田橋流浮天宇治川水洗岸天人馬不通仍

櫻新道 小田橋の東詰より左に折れて河
 崎を経て二見浦に至る便道あり。

虎谿 小田橋の南にあ
 り尾上町に屬す。

此の地幽閑小して往時文人墨士の棲隱せる者多かりき。茲ハ
 蔭田暢齋の文を掲ぐ。

小田橋南百六十步許有小丘此地舊有虎子山及虎谷之名戊午夏余卜隱於此內以小虎谿自號客至問余其方向勝概輒指燈柱上記今客自讀曰草堂在八幡山之趾寺門最近與草堂斜面者為上善寺其左為善念寺與山本氏初月庵皆當草堂東地稍高堂北有文珠寺正住院八幡山西南趾如法入門諸寺竹樹隱蔽小南有民家者為向山竹柏村其上為教王山又南為中山寺稍遠而高者楊楹原前山其上最高大者鼓岳也西為大神山自千萬元上斧斤不入豐宮崎文庫在其趾庭多櫻花出口氏所栽云龜頭山在其西北平田中有大神主小事墓稱田上大水社其北為梶森此間屬繼橋郷古名錦河内又稱宮崎而今錦水澗栽文許水東古樹叢立者二所庚申祠也其西北有華表傳為文珠

寺舊趾草堂西小橋通岡本里水北入勢多川潮汐通焉從草堂下可舟下也又一派水過正住院北合于小田橋下俗稱虎川

寛政十一年己未十二月 小虎溪主人識

岩淵町 豊川町の續より岡本町の北より通ずる町あり度會郡役所宇治山田監獄支署及山田黴毒病院等あり

往古宮域沚池の下流其の他數派の水流此の所合して深淵をなすより名づもたりとぞ町の心中に溝渠あり其の名残もや又中右迄は毎月三日此の所まで郷人市場を開き諸物を交易せしこと八日市場と同日よりき今に三日市場と稱する舊家あり

城橋 岩淵町より岡本町に至る境界の橋なり

上部越中守貞永豊臣家の御師なりを以て同家より知行千

那須與一贈岩淵氏祈願書摸本

竪一尺一寸
橫一尺五寸

御巫清白所藏

奉 任勢大神宮願書

下野國那須與一宗高謹白。頃年平清盛之一族振威
專權茂如王家。愍苦蒼生。雖然者。終不久。吾源
賴朝。恭養院宣興。義兵。乾賴。義經。引率大勢。討暴
逆。譬言如利刀。破竹。平氏竟。漂漾西海。不知所據。然猶
設偽計。欲欺我將。平時。義經。命宗高。守片之
辭。之不許。因頓首再拜。奉念。
任勢大神宮。竟顯射功。源平之陣。頭是偏。因
神明之助力者。也。因是於我。那須。領以。崇山。金丸。兩地。

奉寄 大神宮永表恩賴之厚。猶為祈子孫之繁。
采贈岩淵二頭大夫願書。因如件。

元曆二年二月廿日

重藤弓 一張

鎬箭 二筋

馬鞍 一口

右奉寄附

那須與一宗高敬白

狀、院宣及違亂云々、更為實者不可然、所詮任代代、勅
裁、寺家領掌先不可有相違由、被仰下之處、如教狀者、猶不
叙用款、任先例。職沙汰者、院宣如法、仍執達如件、

正安三七月三日

宮内卿顯相

祭主神祇權大副殿

吹上町 吹上町の北と通ぜる町あり。是より、河崎町を経て、二見、高羽と達する縣道あり。

往古、河原村といひき傳へ云、宮川の下流、此の北を繞り、頃
までは、河原よりありきや、今、堤の舊趾存せり。應永十年の先
明寺古文書に、富貴上と見え多り。

皇太神宮儀式帳奥書

文和三年甲午四月十九日、於伊勢國度會郡繼橋郷河原
村吹上書寫畢、為令神事興行、申出村松長官家行神主、御
本勵老眼畢、權稱宜度會、神主實相、

世木氏文書

堅一尺 横一尺六寸五分

光明寺所藏

分行 少財物事

壽春檢大内人與之理

臺叡 魁橋御神歌興 別内書管頼重 任殿

在十三卷十八夫田里九坪

皇伯捌拾歩 其曲所波行 日 字 泉

右依有存首 罪為少所 今臨之日 追
善事可令相伴 男子等之狀如件

天福貳年正月廿日

次男權社其從在會社

嫡男其權社其從在會社

家女度會借壽子亦之

五二

豐愛神宮權社其從在會社

在每日錄其若月 治其月 至其列文
其財之無若其了 男女各其其其
其其

其其各不其遠 其其
其其

其其其其其其

世木社 同町の北裏、世木の世古あり。山田産土神八社の一なり。

世木も、堰よて、北宮川筋堤防守護の為、勸請せし社なりと云ふ。往古ハ此の邊を、世木村といひき。度會権禰宜世木某の居住せし所なり。

惠觀禪師墓 世木社の東あり。

惠觀は、光明寺一代の位職よて、所傳多し。此の地、寛文年間まで、光明寺にありし舊趾なれど、其の墓も存せらるるべし。

結城上野介墓 惠觀禪師墓の傍あり。

墓石の面、君山道忠大禪定門墓の九字を刻せり。まゝ、白河天皇、北畠顯家卿の紀念碑あり。

松木社 吹上町より、岩淵町に至る横巷松木に坐す。

禰宜度會神主春彦の靈を祀る。寛延年間、其の裔孫松木長官

智彦神主の建設せし所なり。

豊受太神宮禰宜補任次第記

禰宜外從五位下神主春彦 在任十六年

右神主、二門大内人高主、六男也。延喜十八年六月廿日任、兄冬雄。同廿年十二月廿五日、叙從五位下。承平三年十一月廿日、辭職讓男晨晴。天慶七年正月九日卒。

箕曲中松原神社 岩淵町字箕曲に坐す。山田産土神八社の一なり。今、縣社に列せり。

類聚神祇本源中松原社の所、長徳檢録文云、御竈本帳未載之。宮司盛房諸神社等修理沙汰之時未詳也。と註したれど、同書長徳檢録柏木社の所、在大歳社中松原とあり。又、參宮案内記に、岩淵町の末、美野社と云ふあり。是、美野中松原社とて、外宮の末社八十五座の内なりとあり。土俗流社と稱する、箕曲郷箕曲氏の社の本地なり。此の説あはれども、當社ハ、繼揚郷よて、素より、二社

なり。詳し、杉落葉神宮續秘傳問答等小記せり。

柏木社 かはぎのやしろ 中松原神社の南田圃の内よ
坐す。石壇のみよて、社殿なし。

前に掲げし長徳檢録小よりて、豊受大神宮の本社柏木社の舊
趾なるを證する小足述り。

箕子橋 すのこばし 小田橋の下流に架せる
石橋なり。岩淵町に属す。

往古を編きたる竹の上、土を置きて渡りけるゆゑかく名づ
るよし、舊蹟聞書に見えたり。

前田 まへだ 箕子橋の東北よあ
り。岩淵町に属す。

往古を池町村の前田と稱する一村落なりき。何の古ろあつ有
りけむ。水害は罹りて、今も其の跡も知らに由なし。只、終に小字
に殘せるのみ。

金鼓山光明寺 きんこざんくわうみやうじ 前田に
あり。

寺傳を案ずるに、此の寺を、天平十四年、聖武天皇の勅によりて、
前山に草創せられ、金光明最勝王經日課を以て、寶祿長久萬民
快樂を祈り奉りし、天台真言兼宗の勅願所ありき。何の頃、あ
りけむ。山田吹上村に移りしに、寺運漸衰へり。元應年間小
至り、住職惠觀之を、禪宗に改め、伽藍を増築せしむ。道風復振
ひぬ。世人、中興開山といへり。爾來、東福寺に末刹となる。寛文年
間、本支院とも、祝融の災に罹りしにより、此の地を再築せり。惠
觀ハ、月波禪師と稱す。南朝の忠臣、結城上野介入道宗廣朝臣ハ、
親戚ありしを以て、入道自筆の勅制軍中法并小軍中日記、及室
家の消息、其他院宣、北畠准后の袖判等、教通を什襲せり。往年、
水戸黄門、大日本史を編輯せられし時、閲覧し供せしむ。之を、
談書中に採収して、光明寺殘篇と載せられたり。

古鐘こかね 同構内鐘樓
小懸けたり。

後深草天皇の御代常磐井入道實氏の寄附せしむれなりやぞ。
古来神境に於いては梵鐘を撞くこと禁制なりしゆ急神官等之
を止めむとせしに寺僧郡宰上部越中守小慈訴し終に豊臣家
の特許を得て毎日二回此の鐘を撞く事となさる。其の朱印
今に當寺に藏せり。

因に云ふ白河天皇の第二の皇女媼子内親王第五十二代乃
齋内親王として伊勢に居給ひし頃其の外祖母なりし六條
右大臣の息室伊勢小寺給ひしに鐘聲の聞えあまは神垣
にあたりとたもふよふだきさおひもかけぬ鐘の聲のれ
と詠せられしよし金葉集に見えたり。此の歌のは此の鐘の
事なりとの説あまども年月遠へり。

豊臣秀吉朱印

光明寺所藏

光明寺
山田権左衛門
権左衛門
守左衛門

去月廿七日
付与
百
三
十
二
日
三
十
一
日
三
十
日

上

去月



上

八諸軍可有存存部条

- 一 誅伐仲時時益已下輩奉捕禁裏仙洞奉還奉
所所可守據軍也托供奉也亦相害否者未注進吏名
可任奏明被拘尋子細後可被定罪名矣
- 一 於被注下者支一人者數固死所可待申監事由可
申之矣
- 一 即入塔之時軍勢小供奉南白可奉會八幡宮之
- 一 梨本青蓮院兩門以竹圍可奉捕也於彼門邊方事者
諸事可相向大塔二子親去即下知透 勅也須注時矣

者位被作事之人名不四時冠可追討之

- 一 急於遣軍勢於金野山道討取向一輩可被治書在處
- 一 於此中或有致狼藉一輩之教處再被捉退之云似撤法

軍中法三遍被遣之查細之肯被作宗成修字 可於
存無給者依

天氣上登如伴

元弘三年五月三日勅解由次官光守

謹上

頭中將啟

くらこころいさくふりるりすくひん
 又あつたふりししをせしむるあつた
 二すぬいしつはもみらるるるるる
 たりしあつたふりるりるるる
 たりしあつたふりるりるるる
 ありあつたふりるりるるる
 ありあつたふりるりるるる

一本木 吹上町は續ける縣道あり。往古路傍は、榎の大樹ありを以て、かく名づけたりとぞ。

奉行屋敷 一本木の北裏はあり。土俗、御屋敷といふ。

寛永七年、山田奉行岡田伊勢守、公解を置きより、同十八年、石

河大隅守奉行の頃まで、訴訟を聴きし所あり。今、稲荷の小祠あり。

正善坊橋 勢田川に架せる橋なり。一本木の東端より、向河崎に至る道はあり。正善坊といふ堂宇のありし跡は、今詳ならず。

尾上町 岡本町の東は續ける國道あり。

此の町、妙見堂の下は、あるゆゑ、妙見町と稱せし。越近世改めたり。両側とも、逆旅軒を並べて、いと繁昌の地なり。中央は、朝熊嶽万金丹を齎ぐ支鋪あり。

妙見堂 尾上町の北、石階を登ること一丁許、岡阜の上はあり。往古の小田岡崎宮の旧趾あるよし。西南眺望は宜し。

傳へ云ふ。貞觀元年十一月十五日、大内人高主の女、誤りて、御贄川に投じ溺死せり。其の遺骸を索めしるも得ず。かへりて、淵底

より妙見星の本像を獲り。高王喜び、堂祠を、小田岡崎宮の靈地より創め、其の像を安置して、氏人の繁榮を祈り。其の功驗にや。翌年より、年毎に雙子を産み、三年の内、六男を擧げたり。後子孫、數家に分れ、世に榮爵を預り。由、祿宜補任次第、及度會系圖等、よるなり。今より、氏人出産の時、胎衣を、此の堂の後、小藏むとぞ。大樹蒼蔚として、嚴然たる社域なり。が慶安年間の大風、樹本顛倒して、風致を失ひ、よし、常基雜事記に記されたり。

岩屋本縁記

岡崎宮妙見本縁云、度會遠祖大神主飛鳥末孫大内人高主、貞觀元年己卯十一月十五日、一子前、大物忌子入、御贄川卒去、十五歳、即時、從、御贄河淵底、而得妙見星童形像、奉居尾部御陵以西、小田岡崎宮靈地、利、祈、氏人之繁昌、爰貞觀二年十一月十五日、一胞二人、男子生、宗雄、冬雄是也、同三

年十一月十八日、同胞二人、男子生、春海、秋並是也、同四年十一月十五日、亦同胞二人、男子生、冬綿、春彦是也、

清水

同町清水世古よりあり。清冽いふべからず。土俗、七清水の一といふ。

尾上社

同町北側人家の裏に坐す。此の森に、不浄をすする者より、忽、祟ありといふ。

類聚神祇本源、長徳檢録、尾上社、在、泉寺西と見え、御竈木帳より、尾上社とのみ記されたり。何の神を祀りしもの。尾上、度會姓の氏人、累代住居の地にて、康平、其の男彦晴、其の男貞雄と、共、尾上の長と稱せしよし、祿宜補任次第、見ゆむを、小田岡崎宮をば、尾上の氏神として、尾上社ともいひ、ならむといふ。この説、長徳檢録、泉寺の西とあるも、能く叶へず。

尾上御陵

をべの、ごりょう、小部、尾部、玄、扈等より作る。

往古より、倭姫命の御墓を、尾上御陵と稱し、或は、正住院の石窟

なりといひ或ハ天福寺山の幽林なりといひ或ハ經が峯の巔
とも云ふ。岩屋本縁記云奉居尾都御陵以西小田岡崎宮靈地利
とあれむ妙見堂の東に當りて其の地を考ふるに元常明寺門
内なり石窟即是尾上の御陵ならむ。又神風小名寄に倭姫命
尾都山より乃ぼりましくて沖ゆくへなくかられ給へり。それよむ
尾都山を隠れ山と名付けある由古來あまねく傳へ侍りと見
えて小田橋より東方宇治郷榎手淵の境までの間ハ往古より
總べて尾都山隠山隠岡の稱號を傳へ多れむ此の邊の外あり
やうべし。

隱岡山壽巖院

尾上町の南山の半腹
にあり。浄土宗あり。

東照山清雲院

尾上町の東端尾上坂の麓より一丁許南
にあり。土俗阿夏寺といふ。浄土宗なり。

此の寺元吹上町にあてしを何時の頃より。此所は移せりとい

ふ。徳川家康の側室清雲院殿阿夏尼の開基なり。延寶年間増上
寺知鑑和尚退休して此に住しき。堂宇数棟ありて林泉幽邃な
りしが近年舞馬の災に罹りて一掃蕩盡せり。今一字を再建し
て徳川氏の靈位を安置す。後山海灣を望み風光最佳なり。

海雲山高原寺

尾上町の北裏にあり。岩
淵町に属す。禪宗あり。

尾上坂

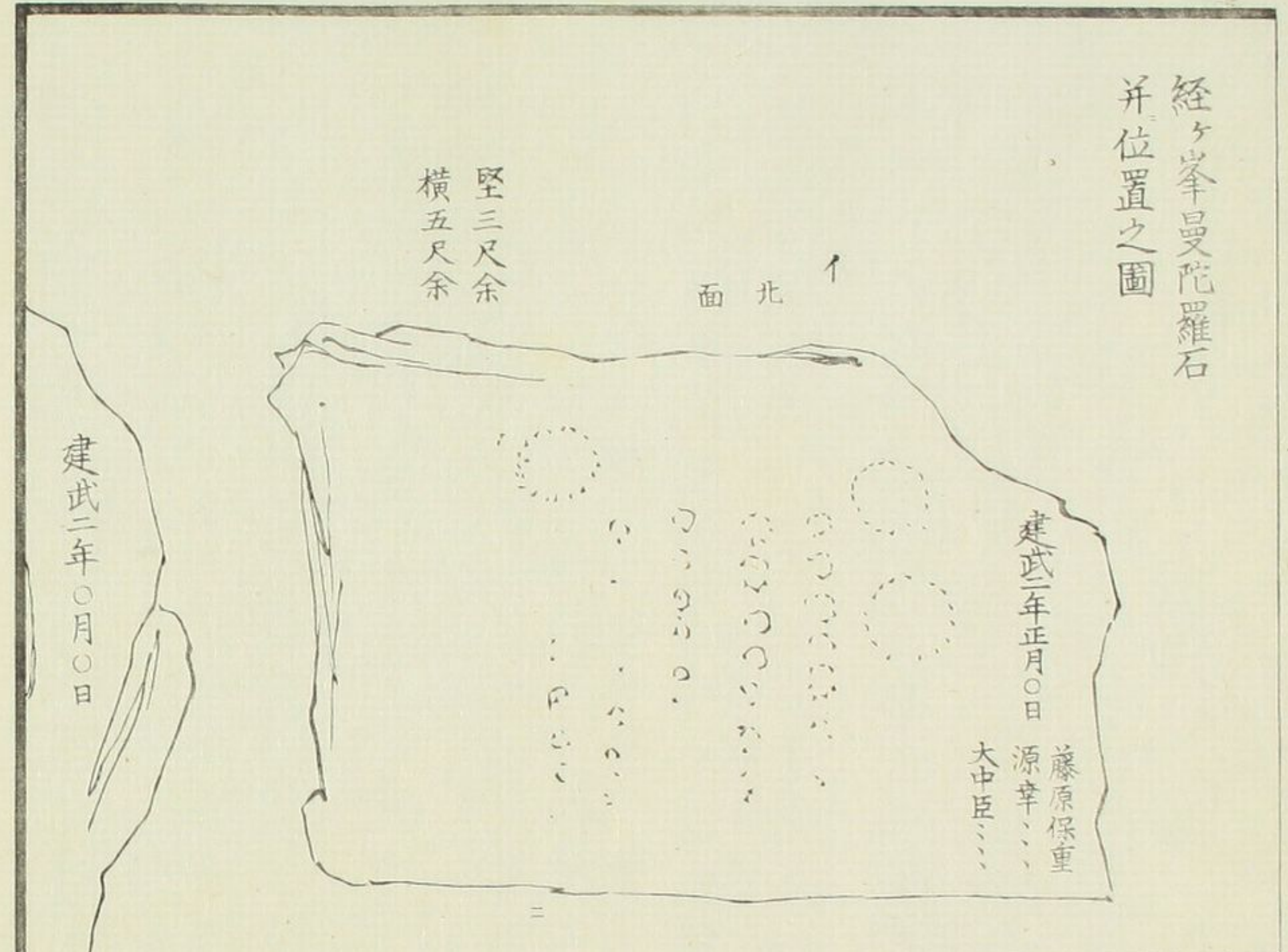
倭町を通ずる坂道にて中央に岩淵町所轄の地あり。往古ハ
宇治と山田との領界なりきよりて土俗間の山といふとぞ。

此の道往古を羊腸の岩路ありしに寛文九年七月山田奉行桑山
下野守土地の人民より下知して坂道を開鑿せしめたり。何の頃より
か於松於玉と唱へ處に小假小屋を作り袷服濃粧の女子より三絃又
は胡弓を弄せしめて往来人の投錢を乞ふ者ありき。近年之を廢し
て人家を建て聯ねしり。

經峯

尾上坂の南の峯をいふ。傳云ハ倭姫命の御墓ありと。未其の
證を得ず。毎年十月世義寺の僧徒夜中如法經を納むる式あり。

經ヶ峯曼陀羅石
并位置之圖

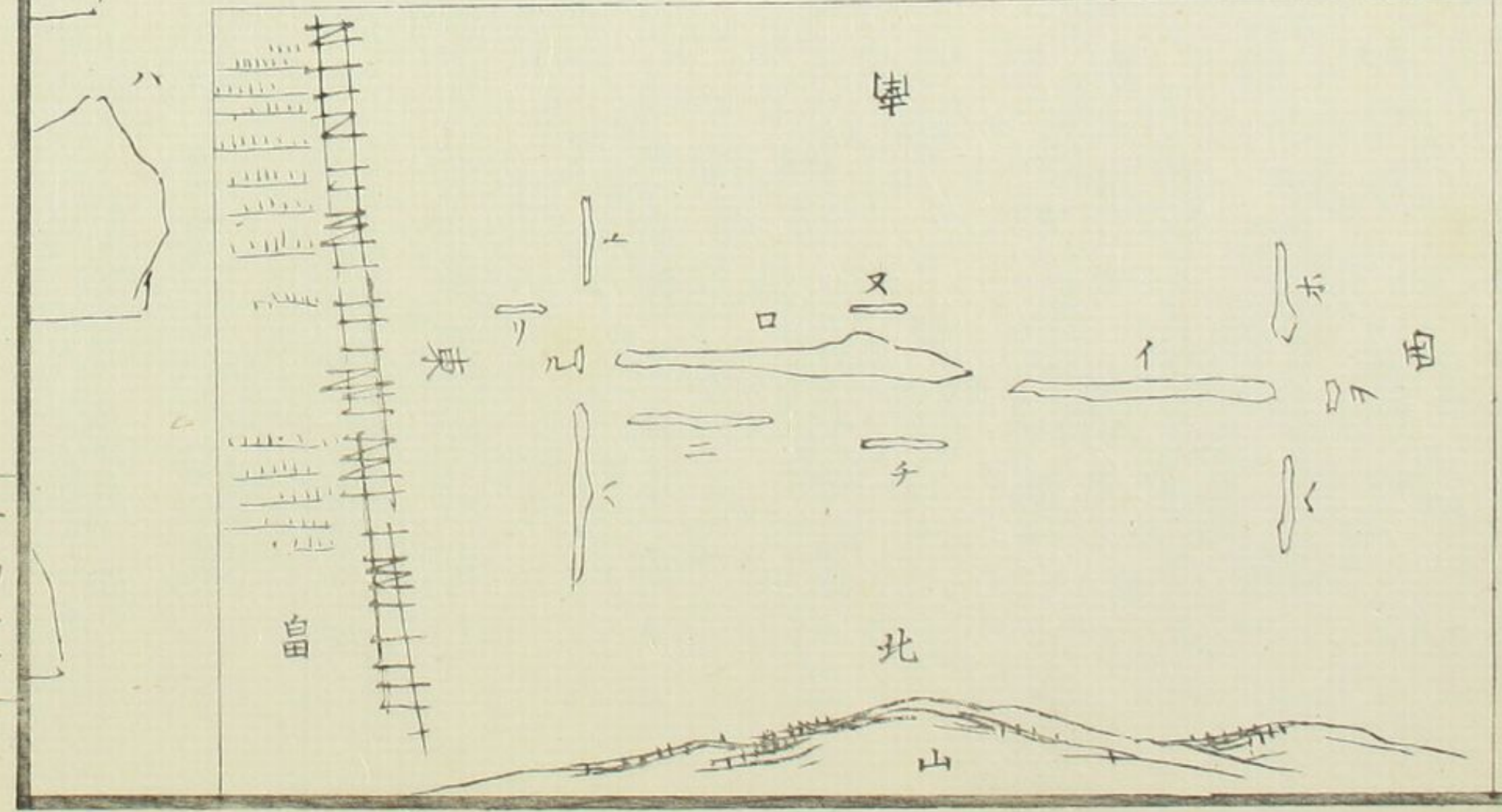


堅三尺余
横五尺余

面北 ↑

建武二年○月○日

建武二年正月○日
藤原保重
源幸...
大中臣...



山

北

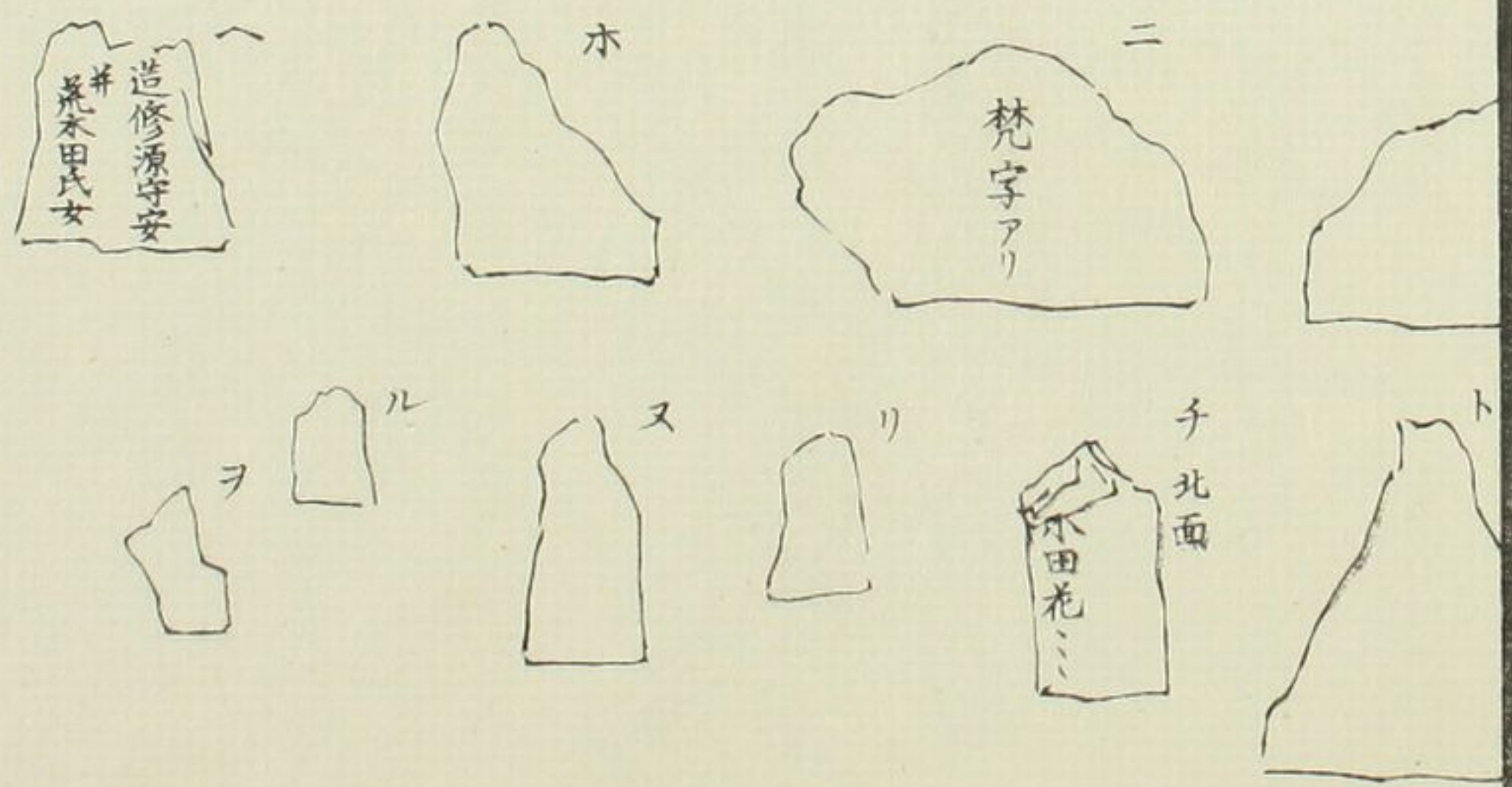
畠

三ノ四十七

面北口

堅五尺余
横八尺余

一切父母法界の靈平等利益



梵字アリ

チ北面

小田花

造修源守安
兼木田氏女

りき。因りて、
此の稱あり。

曼陀羅石 經峯東南の尾崎竹林の中あり。高さ六尺許の碑石、二基、二三尺許の斷碑、數基立てり。

いよも、菴苔繡斑字画磨滅して定らざらん。統、建武二年月日藤

原保重源幸、大中臣荒木田氏女等の數字を讀み得べし。

倭町 尾上坂の上の町にて、尾上町に續ける國道あり。元、常明寺門前町と云ひき。繼橋郷と、宇治郷との境あり。西側、魚鮮の店多し。

神落萱神社 倭町の北端に坐す。

此の地、往古、常樂坊、常明寺と云ふ寺院ありて、當社の別當たり。事、常明寺舊記、並に同別當職年中行事等に見えたり。其の内、常樂坊の絶えしを、いつの頃よか、さるるならず。常明寺は近年まで、堂宇山門、巍然たりしが、遂に廢絶せり。長徳檢録に、尾上寺とあるを、常樂坊にて、泉寺とあるは、常明寺を指せるあるべし。度會益私の説は、尾上寺は、古ノ尾上ノ陵守ノ柶ミタル處ニテ、常

明寺一代ノ住僧、彼ノ寺役ノ料ヲ取りテ隱居ス。是、今ノ常樂坊ナリと云へり。

長徳檢録
神落萱社、在、尾上寺前。

古墳 神落萱神社の巽の方、叢林の中あり。

巨岩相覆ひて入ることを得ず。土俗、倭姫命の御墓なりと云ふ。然れども、古記の徴すべきものなし。近年、此の所より、曲玉、金環、忌笥等を掘出せり。何よまれ。貴人の墳墓にて、千年以上の物なるべし。

金刀比羅社 同境内あり。毎月十日、祭日。元、越坂の寺町ありしを、近年、常明寺趾に移せり。此の寺、淨土宗にして、圓光大師日の丸の名號を、什物となせり。

厭離山欣淨寺 同境内より、一町許東の谷あり。清水湧出す。此の邊を、総べて、あかると云ふ。

阿伽井 同境内より、一町許東の谷あり。清水湧出す。此の邊を、総べて、あかると云ふ。

賴政碑 阿伽井の南あり。

面、源三位賴政、治承四庚子年五月日の數字を刺す。所縁の者

の建てし紀念碑なるべし。

榎木 かやのき
欣浄寺の
西よりあり。

根幹盤錯、枝葉扶疎として、數百年を經し靈木あり。四方に石圍を繞し、側より小祠鳥居を立つ。土俗、齒の痛むもの、此の木より祈願するときは、忽効顯ありといふ。恐らくこれ、尾上長官の古墳ならむ歟。

根起松 ねおきまつ
倭町より、河崎町に至る里道の側よりあり。神田久志本村より屬す。

是また數百年を經たる老樹にして、其の蜿蜒ゆる勢、恰蟠龍の起伏せるが如し。是河邊大官司精長朝臣の第宅の趾なる由、舊蹟聞書より見えたり。

因よ云ふ。精長朝臣ハ寛文年中の大官司あり。兩宮管攝社の中絶したるを愁へ、舊趾を探知して再興せり。又祭主闕負れ

時禁中大殿祭、造宮使、例幣使等を代務せし事もありきとぞ。

河崎町 かきさきまち
吹上町の東北よりあり。二見、鳥羽より至る縣道あり。

市街を南町、南側、北側、里中、北里中、八ッ町、出屋敷、畑中の八部に分つ。勢田川、其の中を貫流せり。此の地、運漕より便するを以て、漁船賣船、つね小輻湊して、米穀、魚、薪、漿、塩、雜品を交易し、其の盛なること、神境屈指の地あり。

長官屋敷 ちやうぐんやしき
河崎町字南側よりあり。

豊受太神宮禰宜補任次第記より、一禰宜從四位下度會神主高房を、川崎の長と載せたを、其の第宅の趾からむ。

川邊七種神社 かたべななむねのじんじや
字北里中より坐す。此の地の産土神あり。

天王社 てんのうじや
字八ッ町西の世古よりあり。毎年六月十四日、祭禮を執行す。

勢田川 せいたがは
河崎町の中央を流る。川あり。小田橋、箕子橋の下流と、月讀の森の北より、吹上、一本木を經て流る。宮川の分派と

相合して、此に至る。市中に、南橋、中橋、新橋の三虹を架す。

往古を、式年御造營の材木を、此の川に着けし由、舊記に見えり。

外宮長官貴彦神主引付
弘治三年注進狀

豐受太神宮神主注進、早可被達、御披露、勢田河子細之事、右彼勢田河者、上自錦小河、下至湊高城、一向宮地諸神事、同御鹽造宮材木著岸、彼此有謂所之地、○中如先規於御崇敬、可然旨、被成御異見者、御武運長久、可目出之狀、注進如件、以解、

弘治三年三月

濱出

はまで豐受大神宮の祢宜、毎年九月十二日、勢田川より舟楫して、二見郷高城濱に至り、御襖を修むる例ありき。之を濱出といへり。

年中行事合式 十二日、濱出、○中朝食已畢、禰宜家族權官、政所家司扈從、

晝番持、八脚机、荷用先行、小内人等昇、一禰宜之轅、次禰宜

權官皆步行、到于川崎、乘船、連歌於船中、川守使漁者投網、

捕魚、自古行遇于漁船、則上御贄於此船、

河崎舟赴雙鑑浦

賴 襄

山陽遺稿

春帆不嫌、緩舍轎、就江灣、暖靄三河郡、斜陽兩勢山、此行

從阿母、何處不鄉關、到岸投村店、鮮魚醃醉顏、

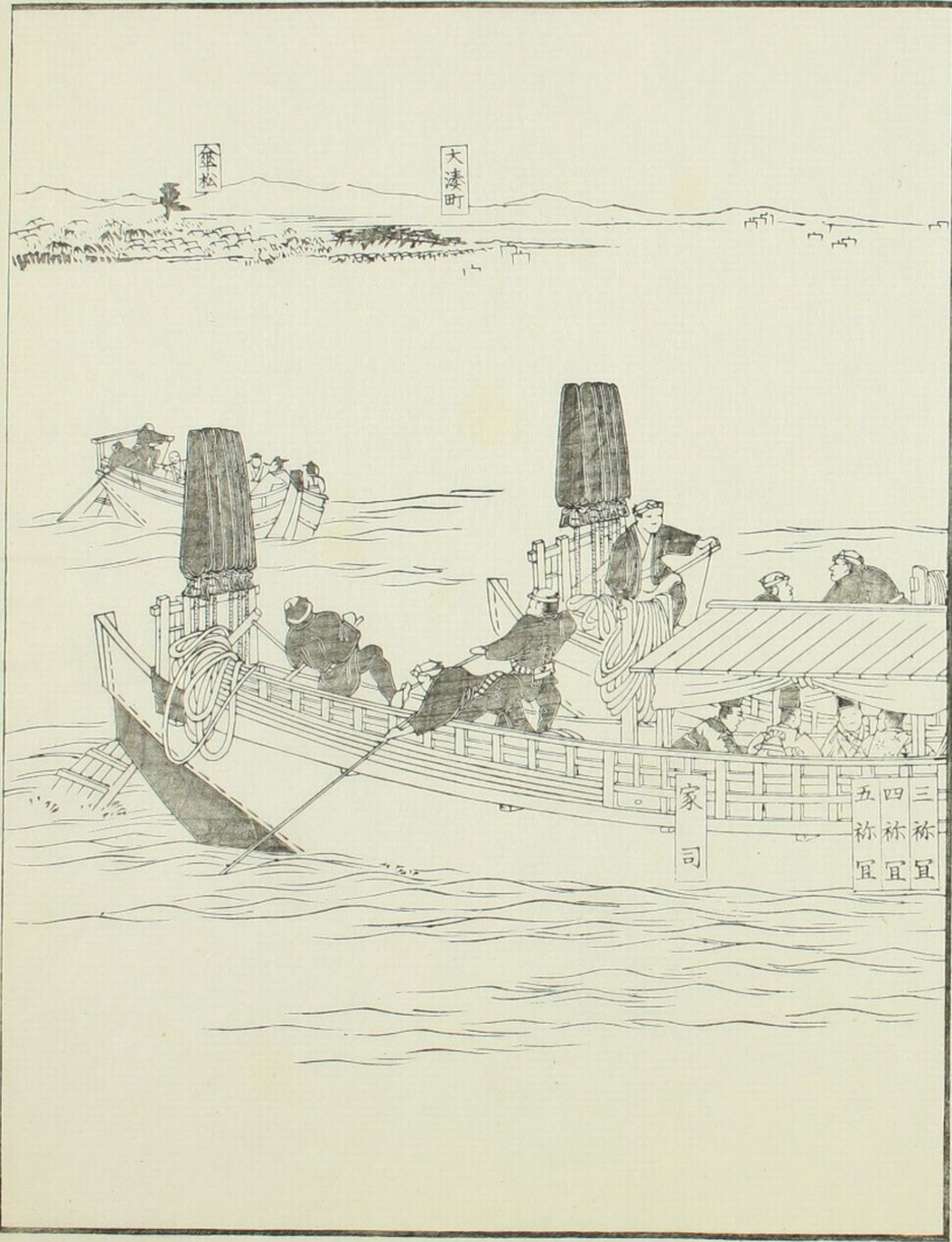
魚市

八ッ町北里中の間あり。問屋數軒立ち並べり。

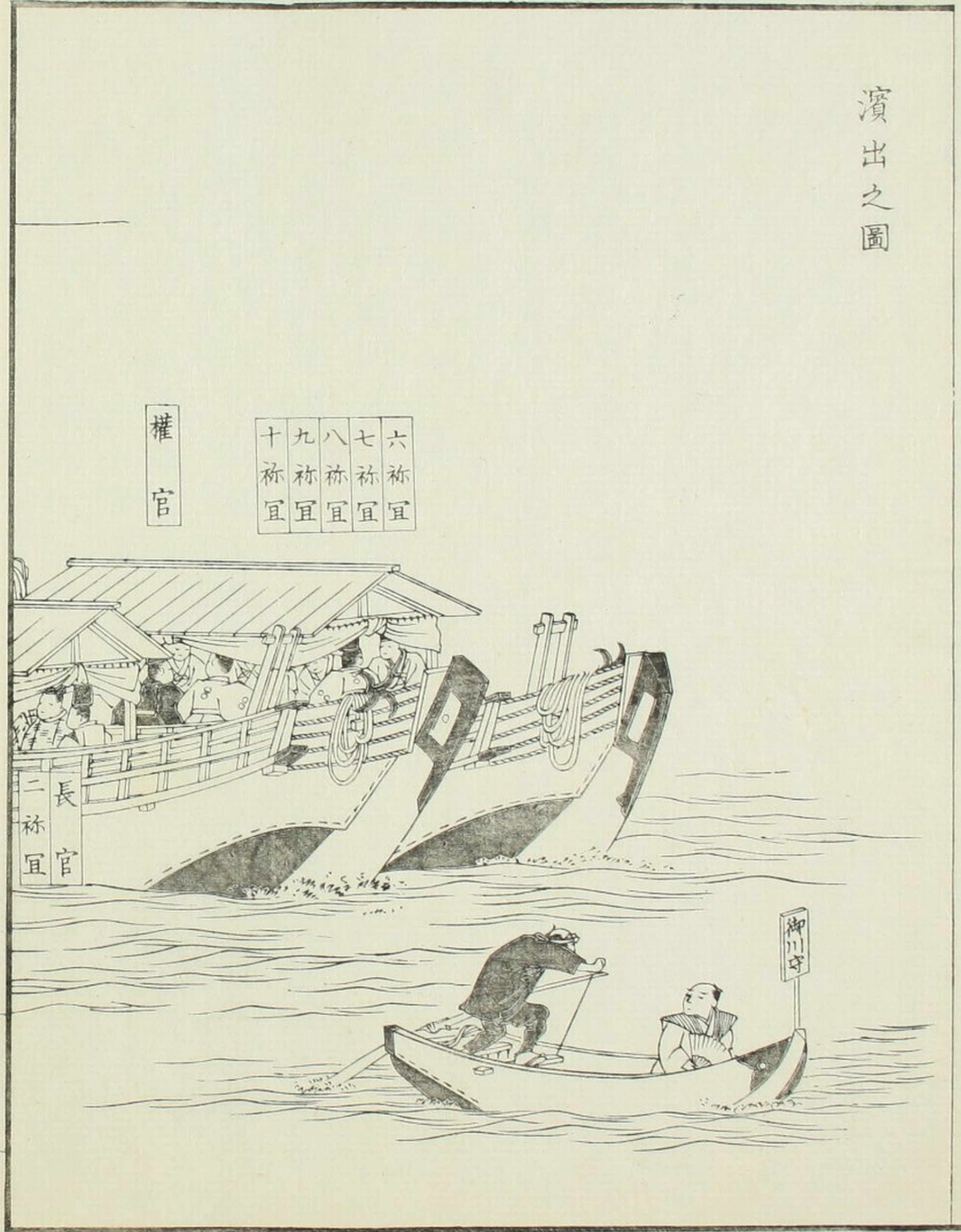
伊勢及志摩等の浦、みて漁獲したる魚介を、こゝに湊めて、每朝黎明より正午ぶらまで、市を開く。行商擔夫諸方より来り會し、互に争ひ求む。其の聲、いとたまびをし。

川邊里 新名所歌合の畫題あり。

按むるに、河邊を、光明寺の所藏なる、天永元年七月の文書、箕曲郷河邊村、元徳二年四月の文書、箕曲郷河邊村、字泉屋敷、元



濱出之圖



和二年五月の田地改帳よ、河崎の後川邊九斗九升、川邊同鷺山
 四斗と見ゆ。今、猶鷺山の北中寺の西、櫻堂の東よ、川邊と字せる田
 圃あり。此所ぞ其の遺蹟あらむ。往古、北宮川の川筋なりしなり。
 弘安二年内宮遷宮記よ、河邊前大宮司長則朝臣と見ゆ。此の歌
 合の頃の太宮司長藤朝臣は、長則の男なれば、此の園ハ即宮司此
 川邊の第宅を畫きしとれあり。伊勢名所拾遺集よ、川崎を、川
 邊の里なりと載せたり。されども、禰宜補任次第記よ、永久二年に
 執印したる一禰宜度會神主高房を、河崎の長と稱せし由見え
 たまは、歌合の頃より、百六十餘年前、既ふ、河崎の名稱ありしなり。
 混ずべうらひ。

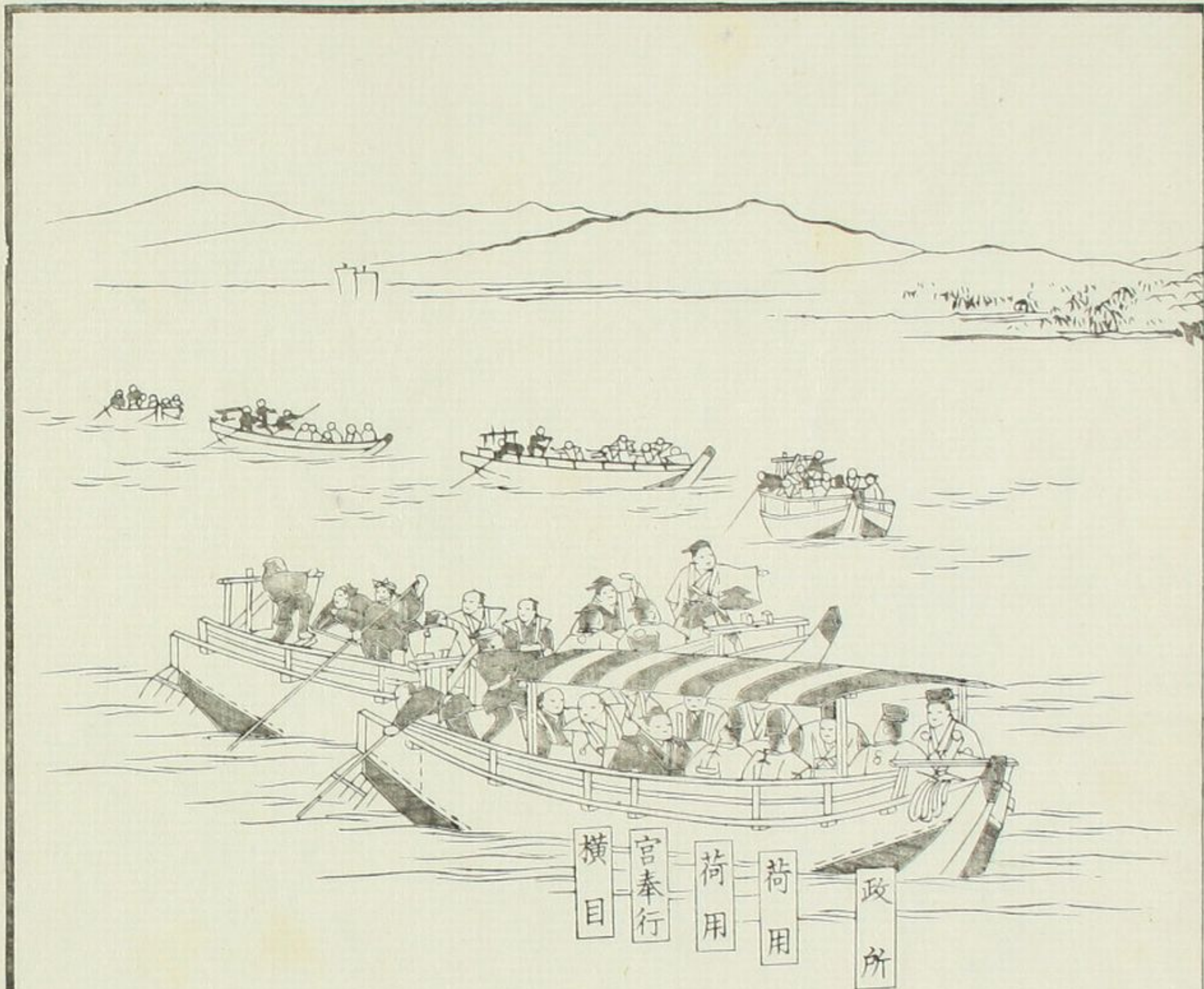
新名所歌合

浪をやく河邊の螢夕暗のふれば出づる月よあされぬ

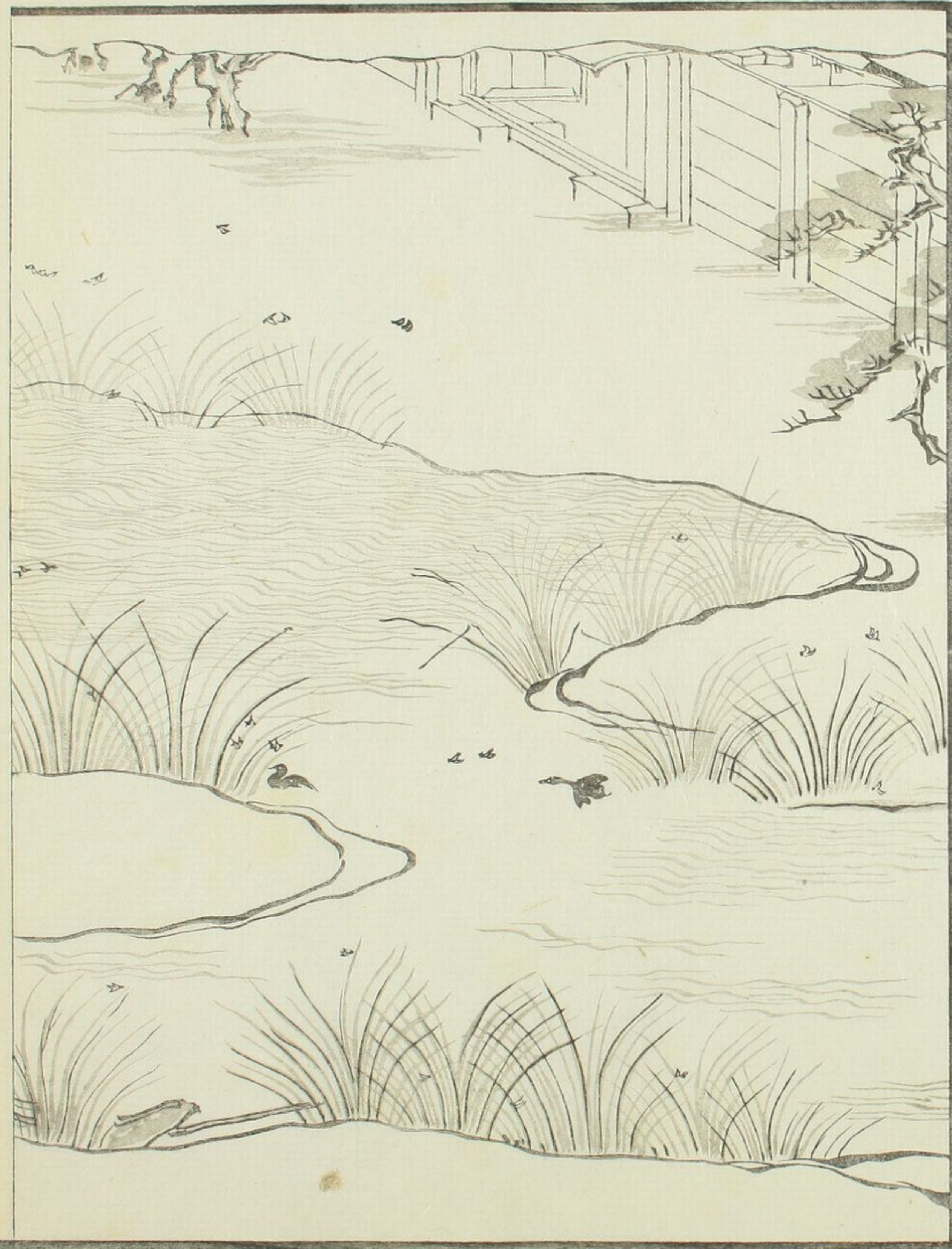
大中臣定忠

まむんやまられば宮よ集むらむ河邊の里に花よ螢か

荒木田尚良

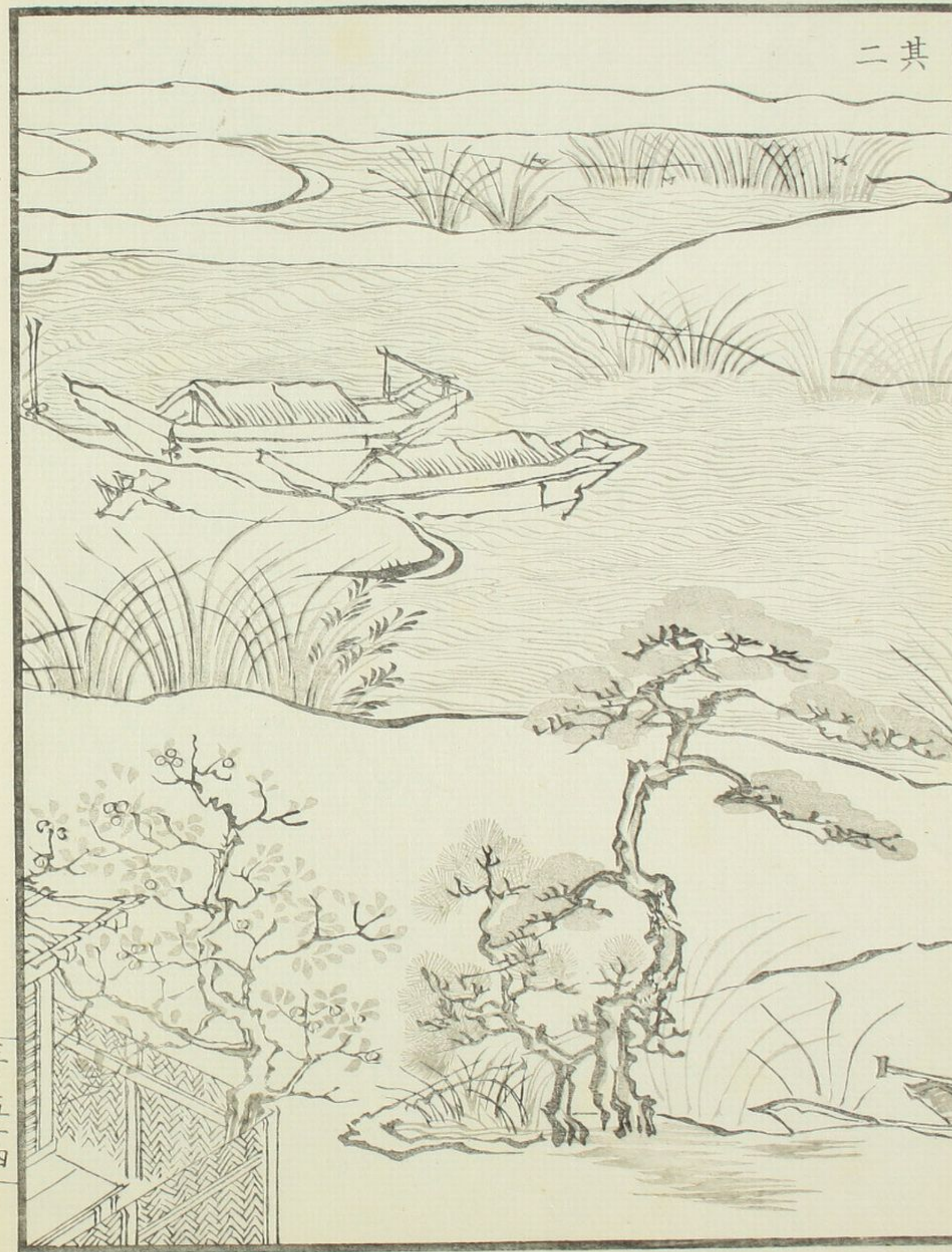
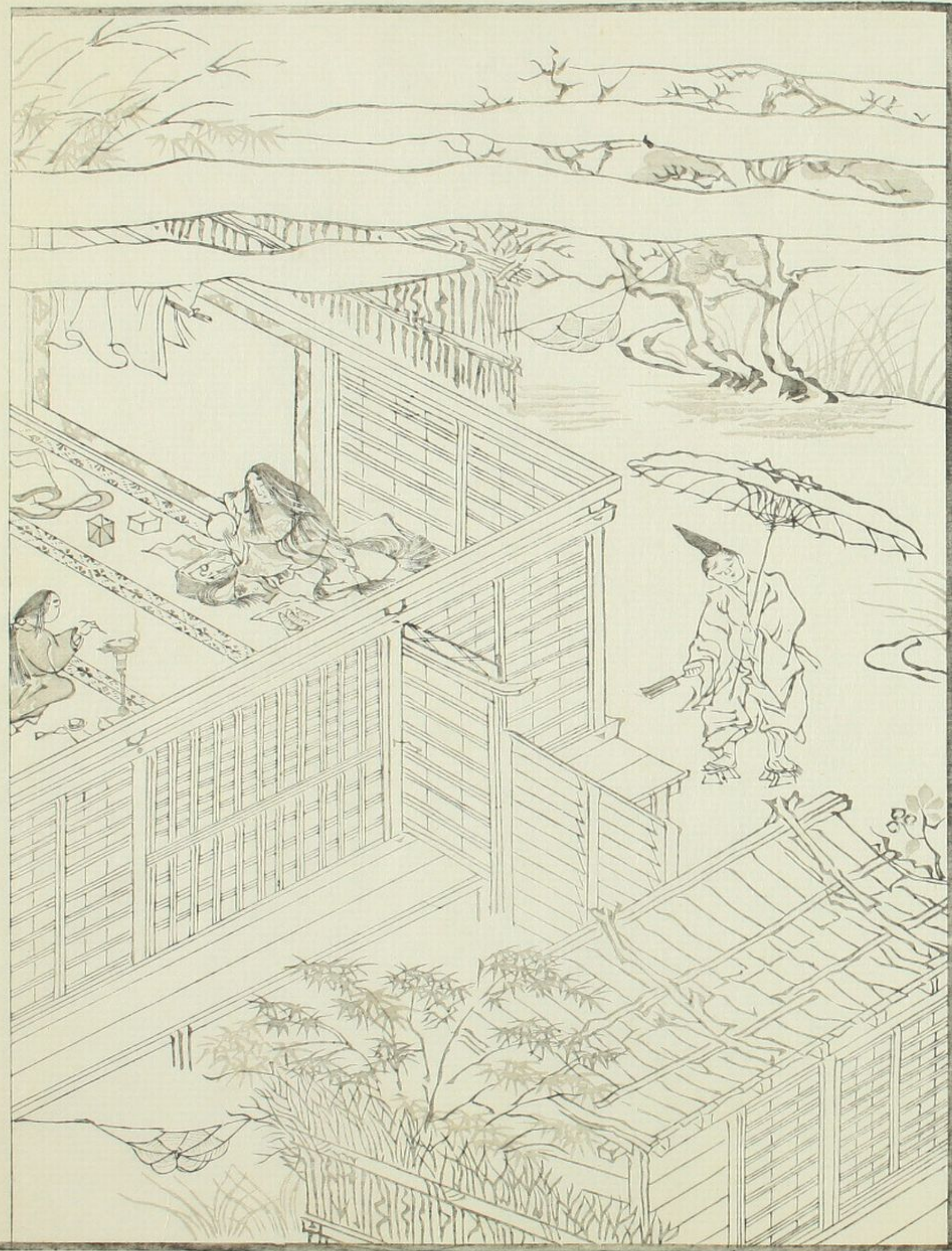


十甫



新名所畫卷縮寫
河邊里之圖

梅名縮寫
新



二其

三ノ五十四

湊入の河辺のまこもす波は里方か多て飛ぶ管うれ
 荒木田成言
 浦近き河辺の里の藤き葉入潮とせとぶ管かな
 荒木田延行
 昔思ふ河辺のさよの短夜は花橋此のまも海月
 僧都行寶
 五月雨は河べの草の上この波もまねて遊ばすも
 法眼能圓
 五月雨はまもぬおひも極みえて河べの里もゆる虫
 荒木田長興
 水場る河べのさよの五月雨は入はも近くする船人
 荒木田氏行
 淋しきも誰うらぶべき水まざる河辺の里の五月雨の頃
 荒木田良玄
 雨そぐ河辺の里の夕晴よ己まがす飛ぶ管のな
 大法師良玄
 夕されどかどぶをかけてこす波も里も清く松風を吹く
 荒木田経顯
 五月雨のみろさをそえてさす波は河辺の里の舟よもさ
 大法師圓親
 おまざる河べの里の五月雨はからぬま藤は波をさきける
 荒木田定顯
 管飛ぶ河辺の里の夕晴よをこそ見えぬ葉る櫓
 大法師良誓

雨そぐ河辺のさよの夕やみ小氣淋くこぶ管うれ
 大法師尊親

刈蒔の志げる下巻の五月雨に河辺の里は浪やこゆらむ
 大法師良惠

神田久志本 かうだくともと 河崎町の良みあり。濱郷村に属す。度會神主久志本氏の舊壘あり。氏神并に先塋今も存せり。

牛庭御厨 うばのミくりや

光明寺所藏建長二年二月荒木田王壽子の古券、在箕曲郷牛

庭村故久志本居住四段とあり。案むるふ今の神田久志本舊八

牛庭村といひりなるべし。

神鳳抄三宮三石 牛庭御厨 神領給人引付 牛庭御厨三石 内六月一石、九月一石、十二月一石

氏經日記 一廳宣

可早任先例依理運為勝致催濟沙汰伊勢度會郡牛庭御厨事

右件御厨者季満神主代々相傳無相違在所也然依有子

細皇太神宮禰宜氏經神主仁年貢參分壹、并代官職事永代避、渡畢、仍去嘉吉三年十一月三日、季滿神主乃避狀明鏡也、然自氏經神主方為勝相傳畢、然其後山田住人榎木藏、自季滿神主方依令買得、歟、一圓仁令押領之條、太以無謂、於代官職并三分之一之年貢者、每年為勝令知行於相殘、年貢者、榎木藏、取渡、相互可專神役、勤者也、仍所宜如件、以宣、享徳元年八月三日

禰宜從四位下荒木田神主經見

○以下神主九員の連署ハ之を畧す。

船江町

河崎町の北に續けり。神社港に至る縣道なり。西町、築地、前條、奥條、七軒町等の字あり。

此の町、勢田川の水涯より、船舶の集る所なれば、名づけしや。光明寺所藏の古文書より、船饗村と見え。又内宮長職次第記、元久元年十一月廿四日執印一禰宜荒木田神主定滿、嘉禎四年

五月廿日執印一禰宜荒木田神主宗經、共、船江の長官と稱せ

し由記載したる、此の地は居住せしなり。

船江上社

同町の西裏、田圃の中坐す。此の地の産土神あり。土俗上の社といへり。

光明寺所藏、文安四年の古文書、在所ハ、箕曲、郷津、邊村、又、字、法道、社前と見ゆ。今、社の南に、釣瓶と字せる地あり。よりて考ふるに、釣瓶ハ、ツノベの訛稱にて、長徳檢録に載せたる法道社は、此の社ならむ歟。

因、云ふ、禰宜補任次第記、延久年中、一禰宜度會、神主康雄を、津邊、入道長官と號すと記せり。此の地は居住せしなり。

朧池

同社の前あり。

往古、官川の分流、小川町、大間廣落合より、新町の北を経て、本町堀留、澆ぎし水路の名残りや。如何なる旱魃も、乾るるを

なり。

河原淵神社 かたらぶちのえんや 産土神社の東の地續よ坐す。豊受大神宮の攝社あり。

此の神社寛文中、檜尻川北の森よ再興せられども、洪水毎よ、

社域の欠損せしを以て、近年、此の森よ移轉したるなり。

止由氣太神宮儀式帳
川原淵社 延喜式度會宮所撰十六社

社記
川原淵社 坐、同村、○箕

川原淵社 澤姫神、在、箕曲、郷、向、村

御竈木帳四十七前神社
河原淵社

越坂 をろさか 河原淵神社の西、三丁許よあり。一之木、宮後、船江の三町に属す。

光明寺所藏久安六年己卯月廿九日の文書よ、在所沼本郷 小坂村之西、北、字、八、王、子

又、正應三年庚十一月十七日の文書よ、所在度會郡箕曲郷小坂村内

と見えし。然るに、此の地、古より、沼本、箕曲の二郷よ跨りし

小や。寛文中、山田大火の後、市中小散在せし寺院を、此の地に

移し、寺町と稱しき。維新の際、総べて、歸俗せしめて、民籍よ入れたり。

小坂神社 をさかのえんや 越坂よ座す。長徳檢録

阿佐賀社

醫王山養草寺 いおうざんやうざうじ 越坂よあり。浄土宗あり。

菅原社 すがはらのやしろ 船江町の西北、金剛寺跡、叢林の中よ坐す。

袂石 たもといし 同社の傍よあり。五尺許の石あり。周圍よ垣を匝せり。

傳へ云ふ。度會神よ春彦、菅公よ後ひて、筑紫よ下り、後、暇を乞ひて

歸國せし時、播磨國袖の浦よて、小石を拾ひ来て、此の所よ置き

しに、年々長して、終つ、大石となり。故に、其の側よ、菅公の祠を建

設したりと、土俗、白大夫の袂石といふ。

天神濱 てんどのたま 船江町の北端あり水涯をいふ。菅公を祀れる小祠あり。故に、かく名づけたり。土俗、輕服あきの者、この所よて、御被す

るを、習慣とせり。

箕曲氏社趾

天神濱の向の岸あり。神田久志本に属せり。

この社、何の頃より洪水の為、漂流して来て、此の處に留りて、かむ、其の俵に、に勧請したるといふ、因りて、俗に流社と稱せり。長

徳捨録、箕曲氏社

在、箕曲郷和泉、掾居住、西

と見えたり。恐らくは、此の社

の本地ならむ。箕曲中松原神社と混同すべからず。

連理椿

箕曲氏の域内ありき。

貞享四年の頃、大官司精長朝臣を始め、荒本田、度會の氏人、其の他數十名の、此の椿を詠せし歌、及龍尚舎、北村季吟の撰文等、船

江町笠井某の家、藏せり。今も、其の樹、枯きはてなす。

笠井氏所藏真蹟、あひおひみ枝を連ねる玉椿、八木代を神の恵やへむ

大中臣精長

八木代經む神の所前、の玉椿連なる枝も、常磐堅磐小

大中臣長春

神垣や光加なる玉つと、きあひ八木代な枝をかほして

度會満彦

あひたむに、咲くや、箕曲の玉椿、君が八木代、の枝を重ねて

荒本田經盛

玉椿、さなる枝、あひ八木代の長き、験、神や、極、あむむ

度會延經

枝、あひ八木代、神の所前、の玉椿、連なる枝、も、常磐、堅磐、小

氏勝女

檜尻橋

船江町より、神社町に至る縣道に架せり。

往古、宮川の分流、高向の南を流さしよし。其の水脈の、今も絶えざるふや。法藏、主川の上より、水湧き出で、終に、一道の川となす。この橋を経て、勢田川、合し、大湊に注ぐ。

神馬埋場

土俗、馬が森といふ。檜尻橋の西、五丁許あり。豊受大神宮の御馬の病み斃れしを埋葬する所あり。

高向

檜尻橋の西あり。御園村に属す。

一石六斗、高向郷

神領目録

高向村、森地料米三石五斗

宇須乃野神社

大字高向の巽に坐す。豊受大神宮の攝社あり。

止由氣大神宮儀式帳
宇須乃野神社 延喜式度會宮所攝十六社

長徳檢録
宇須野女社、座高向村、
宇須乃野社、社記五穀靈神二社、同玉垣

御竈本帳四十七前神社
宇須野社

縣神社 あかたのえいど 舊地、詳ならず。今、宇須乃野社の同殿に坐せり。豊受大神宮の末社あり。

類聚神祇本源雜例外宮八社 長徳檢録
縣社、在高向

神村社 かむらやろ 同村の東北に坐す。産土神あり。土俗かぶら社といふ。

長徳檢録
神村社

長屋 あがや 高向の東にあり。御園村に屬す。往古、此の邊、すべて、大神宮の御園ありき。

神鳳抄
度會郡長屋御園

神領目録
伊勢度會郡

長屋、御園、小林村、田畠、段別五升、

王中島 まうちうま 長屋の東にあり。御園村に屬す。

新開 あらがい 王中島の東北にあり。御園村に屬す。

神鳳抄
度會郡新開御園

神領目録
新開御園塩九斗

川原神社 かはらのぢ 舊社地、詳ならず。今、新開の北に坐せり。豊受大神宮の攝社あり。

往古、勾村小坐して、毛理社、河原饗社と合せて、三社と稱した

ととぞ。同村流失の後、隔地に分祀せり。

止由氣大神宮儀式帳 延喜式度會宮所攝十六社
川原社

社記
河原大社 坐、箕曲郷勾村、御竈本帳四十七前神社

神名祕書
河原大社 川、神、水、神、字、三津社也、二坐、同玉垣、内、在、箕曲郷勾村、

毛理神社 もりのぢ 舊社地、詳ならず。今、河原神社の同殿に坐せり。豊受大神宮の末社あり。

類聚神祇本源雜例外宮八社 長徳檢録
毛理社 在三

卧龍梅 いりりょうばい 新開、舊祐善庵の庭内にあり。

文明二年、住僧祐善の記せる縁記ふ、今村刑部師親といひし者、菅公の命を受け、速く筑紫の國より、梅核を齎し来て、此の所よ植ふ付けしよし見えたり。老幹蟠屈して、蘚苔を纏ひ、さながら、萬龍の偃蹇起伏せるがや。花時、最壯觀なり。

小林 をえり 長屋の東北よあり。御園村。
小林 をえり 屬す。西よ、大字上條あり。

神鳳抄

外宮段別五升宛

小林御園

奉行屋舗趾 おぎやうやのあと 同村よあり。

慶長年間より、神領の政務を執りし公廨ハ、當時の奉行の便宜よよりて、所よ移轉せしむ、寛永十八年、石川大隅守在任の時、この所よ奉行屋舗を設置したり。爾來、明治維新の際よ至依まで、数代の奉行、徳川家の命を受けて、新陳交替したり。

船藏趾 ふねぐらのおと 同村よあり。

徳川家の用船孔雀丸、虎丸、其の他数艘を藏せし所なり。水主七十餘人附屬したりき。此の藏元有瀧あり。故寛永十一年、花房志摩守の奉行たりし時、ここに移せり。享保六年、黒川丹波守の時、孔雀丸を解き、まゝ、安政二年、山口丹波守の時、諸船朽破の由を、徳川家よ申告し、同四年、渡邊肥後守の時よ至り、虎丸以下を解きつ。是よりて、終小廢せり。蓋、虎丸を、文祿慶長の頃、長曾我部元親より、豊臣家よ獻せし物なりと云ふ。毎年正月某日、船おろし此式あり。時の奉行諸寮を率ゐて乗船し、水主数名、船頭よ立ち、欸乃を唱へて祝賀したりとぞ。今、此小虎丸粧飾の模様及安井息軒の文、并小舟歌を掲げて、其の一斑を示す。

有雁集於葦間，一昂尾而啄，一縮頸隨之，一立於旁，仰首而鳴，其紙橢圓，金地而煤晦，以曲尺度之，高八寸八分，有奇，橫一尺一寸，有三分，兩汗其上者，寸許無款識，又不押印，或云狩野山樂所作，其詳不可得，而聞要之古色蒼然，浸肺淪腑，使觀者慨然不能自己，此豈獨爲畫之精妙哉？聞之畫主仙谷子行曰：天正十年，明智光秀弑織田右府，京畿大亂，烈祖時游界浦，從衛寡少，人不自保，本多忠勝奮曰：逆賊何爲我獨當之！提槍啓行，而草賊充斥，無路不搜，出和入江，經賀以至勢，駕船於白子之濱，一棹達三河，烈祖既歸，思其艱險，四州土人有功者，盡召而錄之，又修其所駕之船，賜名虎丸，元和建橐亦嘗駕之，以至吉田，仍反之，勢州置胥五十人而守之，寬政中，白河源公柄大政，復修而新之，金碧炫耀，五彩奪

目，而步障承塵，盡貼名畫，亦猶循烈祖不忘故之意也。安政戊午，山田尹山口氏奉官命，毀之，斥賣其材，未竣，去官，子行之君渡邊君繼爲尹，子行悲其散落四方也，囑其僚百方購之，僅得此畫一枚，乃十襲而藏之，乞記於予，夫以烈祖之盛德神武，處於群雄糜爛之際，天命所歸，不待庚子，奏凱而知也，乃逆豎竊發，草賊蠢動，譬之無源之水，勢雖猖獗，安可加其害哉？由此言之，于時之功，若不必重報者，然而烈祖不然，有功必報，不恃己以傲物，雖無情如舟楫，亦舉而錄之，使之炳耀於後世，以誌創業之難，其賜名虎丸者，烈祖以天文壬寅生，蓋寓再生之意也，此豈特繩床葛燈籠之比哉？然理與勢變，勢與時移，唯達者能辨之，則寬政之修，與今日之毀，必有不得不然而然者，固非吾儕小人所得而測也，獨思海內

兩戸三本、木地、
 兩戸貳本、木地、
 両ハリ戸左右六本、外ハリ縁共、黒塗、
 間金箱内、黒塗、腰障子四本、外まハリ黒
 塗、間金箱内、金砂唐木繪、緑たけ塗、
 此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、
 上段の天井ハ、二ノ間ヨリ、き寸五分高シ、

此の間六尺貳寸、
 上段天井、雪隠、天井ヨリ、三寸二分高シ、

釘隠シ、金焼付、花色之形、三葵、欵
 二宛、恰天井間、金紙、小鳥、尺、虫
 畫、極彩色繪、但、三十八間内、六
 間、四方、まの、尺、八、張、以、共、恰、天、井、
 縁、三、金、具、ノ、焼、付、三、葵、欵、中、敷、居、
 下、左、右、唐、人、但、左、方、説、命、繪、金、張、付、

一之間、上段之間、高サ六尺、
 中敷居之下押入、黒塗、襖、二本、
 表金張付、白きつ、ち花ノ模様、
 彩色繪、引手花菱、

二之間、高サ六尺、
 釘隠シ、一之間、同断、
 恰天井間、金錦織ノ模様、
 極彩色、但、二十四間、恰天井、縁、
 金具、金、焼、付、花、菱、

此の間五尺、
 此の間六尺貳寸、
 上段の間、敷居際ニテ、二ノ間ヨリ、二寸七分
 高シ、腰障子、左右同断、但、内、繪、唐、松、
 兩戸三本、木地、

此の間六尺貳寸、
 中敷居之下押入、黒塗、襖、二本、
 設壇之模様、彩色繪、引手花菱、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

兩戸三本、木地、
 腰障子四本、外まハリ、黒塗、間金箱内、金張付、
 藤の花、縁、ため、塗、
 此の間六尺六寸、

此の間六尺六寸、
 中敷居之下押入、黒塗、
 襖、四本、金、漆、ノ、花、ノ、模、樣、
 彩色繪、引手花菱、

三之間、高サ六尺、
 釘隠シ、一之間、同断、
 恰天井、縁、黒塗、金、焼、付、ノ、金、具、
 花、菱、間、ノ、金、錦、織、ノ、模、樣、但、シ、
 菱、形、極、彩、色、繪、但、シ、三、十、間、
 上、段、中、敷、居、下、
 中、敷、居、中、
 腰、障、子、四、本、外、ま、ハ、リ、黒、塗、間、金、箱、内、金、張、付、
 藤、の、花、の、縁、た、め、塗、

二之間、高サ六尺、
 釘隠シ、一之間、同断、
 恰天井、縁、黒塗、金、焼、付、ノ、金、具、
 花、菱、間、ノ、金、錦、織、ノ、模、樣、但、シ、
 菱、形、極、彩、色、繪、但、シ、三、十、間、
 上、段、中、敷、居、下、
 中、敷、居、中、
 腰、障、子、四、本、外、ま、ハ、リ、黒、塗、間、金、箱、内、金、張、付、
 藤、の、花、の、縁、た、め、塗、

一之間、上段之間、高サ六尺、
 釘隠シ、金焼付、花色之形、三葵、欵
 二宛、恰天井間、金紙、小鳥、尺、虫
 畫、極彩色繪、但、三十八間内、六
 間、四方、まの、尺、八、張、以、共、恰、天、井、
 縁、三、金、具、ノ、焼、付、三、葵、欵、中、敷、居、
 下、左、右、唐、人、但、左、方、説、命、繪、金、張、付、

二之間、高サ六尺、
 釘隠シ、一之間、同断、
 恰天井間、金錦織ノ模様、
 極彩色、但、二十四間、恰天井、縁、
 金具、金、焼、付、花、菱、

此の間五尺、
 此の間六尺貳寸、
 上段の間、敷居際ニテ、二ノ間ヨリ、二寸七分
 高シ、腰障子、左右同断、但、内、繪、唐、松、
 兩戸三本、木地、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

兩戸三本、木地、
 腰障子四本、外まハリ、黒塗、間金箱内、金張付、
 藤の花、縁、ため、塗、
 此の間六尺六寸、

此の間六尺六寸、
 中敷居之下押入、黒塗、
 襖、四本、金、漆、ノ、花、ノ、模、樣、
 彩色繪、引手花菱、

三之間、高サ六尺、
 釘隠シ、一之間、同断、
 恰天井、縁、黒塗、金、焼、付、ノ、金、具、
 花、菱、間、ノ、金、錦、織、ノ、模、樣、但、シ、
 菱、形、極、彩、色、繪、但、シ、三、十、間、
 上、段、中、敷、居、下、
 中、敷、居、中、
 腰、障、子、四、本、外、ま、ハ、リ、黒、塗、間、金、箱、内、金、張、付、
 藤、の、花、の、縁、た、め、塗、

二之間、高サ六尺、
 釘隠シ、一之間、同断、
 恰天井、縁、黒塗、金、焼、付、ノ、金、具、
 花、菱、間、ノ、金、錦、織、ノ、模、樣、但、シ、
 菱、形、極、彩、色、繪、但、シ、三、十、間、
 上、段、中、敷、居、下、
 中、敷、居、中、
 腰、障、子、四、本、外、ま、ハ、リ、黒、塗、間、金、箱、内、金、張、付、
 藤、の、花、の、縁、た、め、塗、

一之間、上段之間、高サ六尺、
 釘隠シ、金焼付、花色之形、三葵、欵
 二宛、恰天井間、金紙、小鳥、尺、虫
 畫、極彩色繪、但、三十八間内、六
 間、四方、まの、尺、八、張、以、共、恰、天、井、
 縁、三、金、具、ノ、焼、付、三、葵、欵、中、敷、居、
 下、左、右、唐、人、但、左、方、説、命、繪、金、張、付、

二之間、高サ六尺、
 釘隠シ、一之間、同断、
 恰天井間、金錦織ノ模様、
 極彩色、但、二十四間、恰天井、縁、
 金具、金、焼、付、花、菱、

此の間五尺、
 此の間六尺貳寸、
 上段の間、敷居際ニテ、二ノ間ヨリ、二寸七分
 高シ、腰障子、左右同断、但、内、繪、唐、松、
 兩戸三本、木地、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

此の間六尺貳寸、
 此の間五尺、

袋入押
二襖棚
紙金本
ト柿ニ
極繪瓜
引色彩
花菊手

此の間九尺五寸
兩戸四本、木地、

板天井、高々五尺三寸

内金竹ノ繪、明リ障子左右四本、
内ハリ戸左右八本、外ハ内スリ縁共ニ黒塗間金箔、

此の間九尺五寸
兩戸四本、木地、

此の梁、七尺七寸

中仕切杉戸三本、内二本ハ仕付ケ縁黒塗、燒杉、表ニ竹ノ繪、裏無地、

板天井

此の間九尺五寸
兩戸四本、木地、

高々五尺貳寸

板仕切

此の梁五尺三寸、
中明キ間

櫃

板仕切

内黒塗明リ障子左右四本、
内ハリ戸左右八本、外ハ内スリ縁共ニ黒塗間金箔、

此の間九尺五寸
兩戸四本、木地、

ンホホンホ○さらいよコノ○トキンヌ

播磨がすり

「ちよきや〜〜ちよきやちよきりきやちり〜や
ちり〜ちりともなきさよ友呼ぶ「まんまちん〜千
鳥が寄せ来るコン小波よちらきてもたきてタントリト
ントリト、ロモシリニえぬられてホ、立ツルヨ鳥」立
衛〜や〜ノンキ、ヨコンコ、コ、志んきくきハリ其年
へ、ンヘンヘヲ、ヲ「ハ○ヨ○コノ○さら〜〜揃へて
ソホンホ、ホ、イヨ○○コノコノ此千鳥へ

まがりのまがう
勾莊 勾村と
も云ふ。

光明寺所藏建保六年三月十一日權玉串壬生の古券、度會郡
箕曲郷勾村字間瀬垣内と見え、又大勾小勾等の小字、今に存せ

マ。馬瀬下野、新開竹ヶ鼻諸村の間小位置せし莊ありき。此の莊の
内、大口と稱する村などもありしが、明應七年洪水の爲に流失
したりといふ。

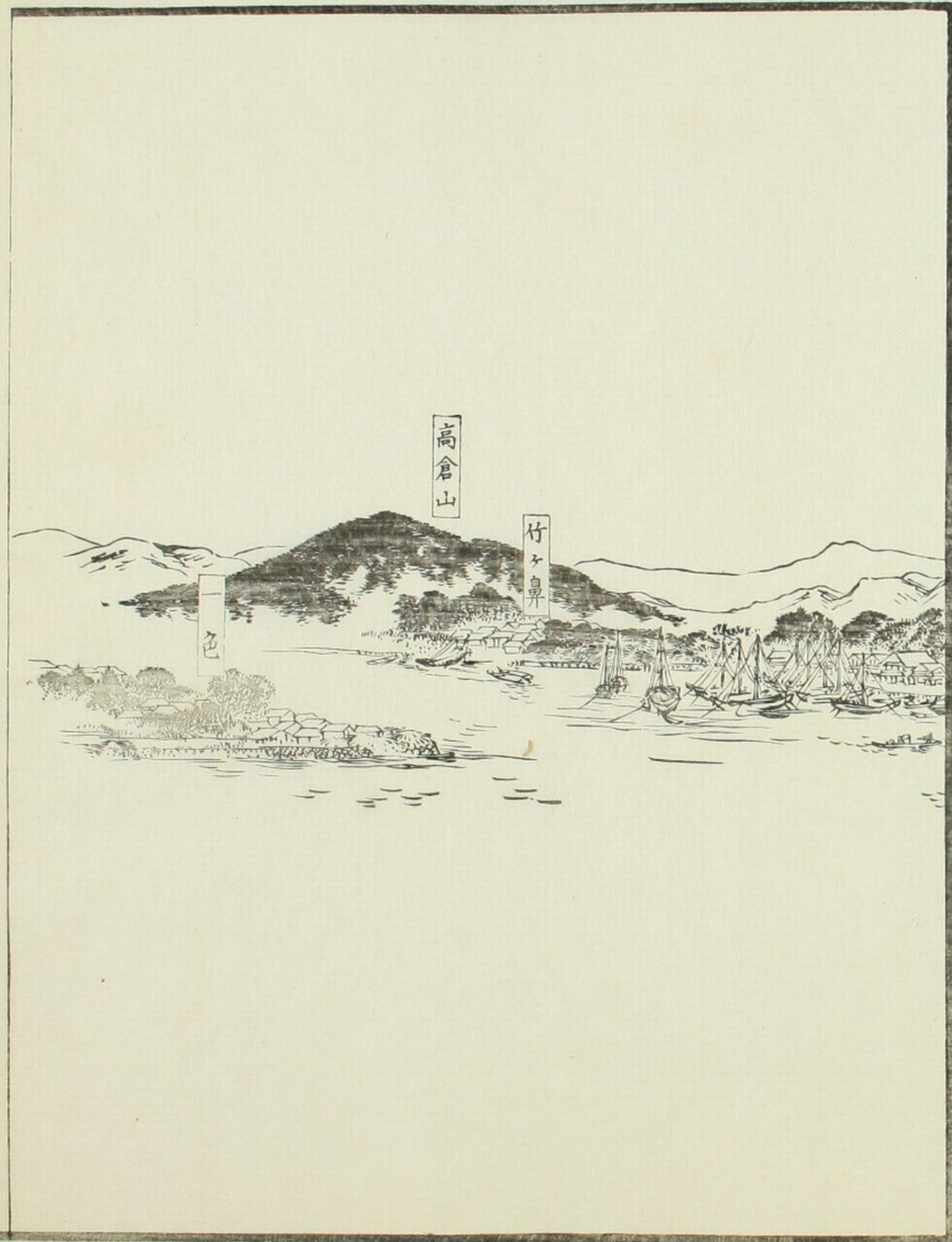
神鳳抄
小勾御園、勾御園、

神領給人引付

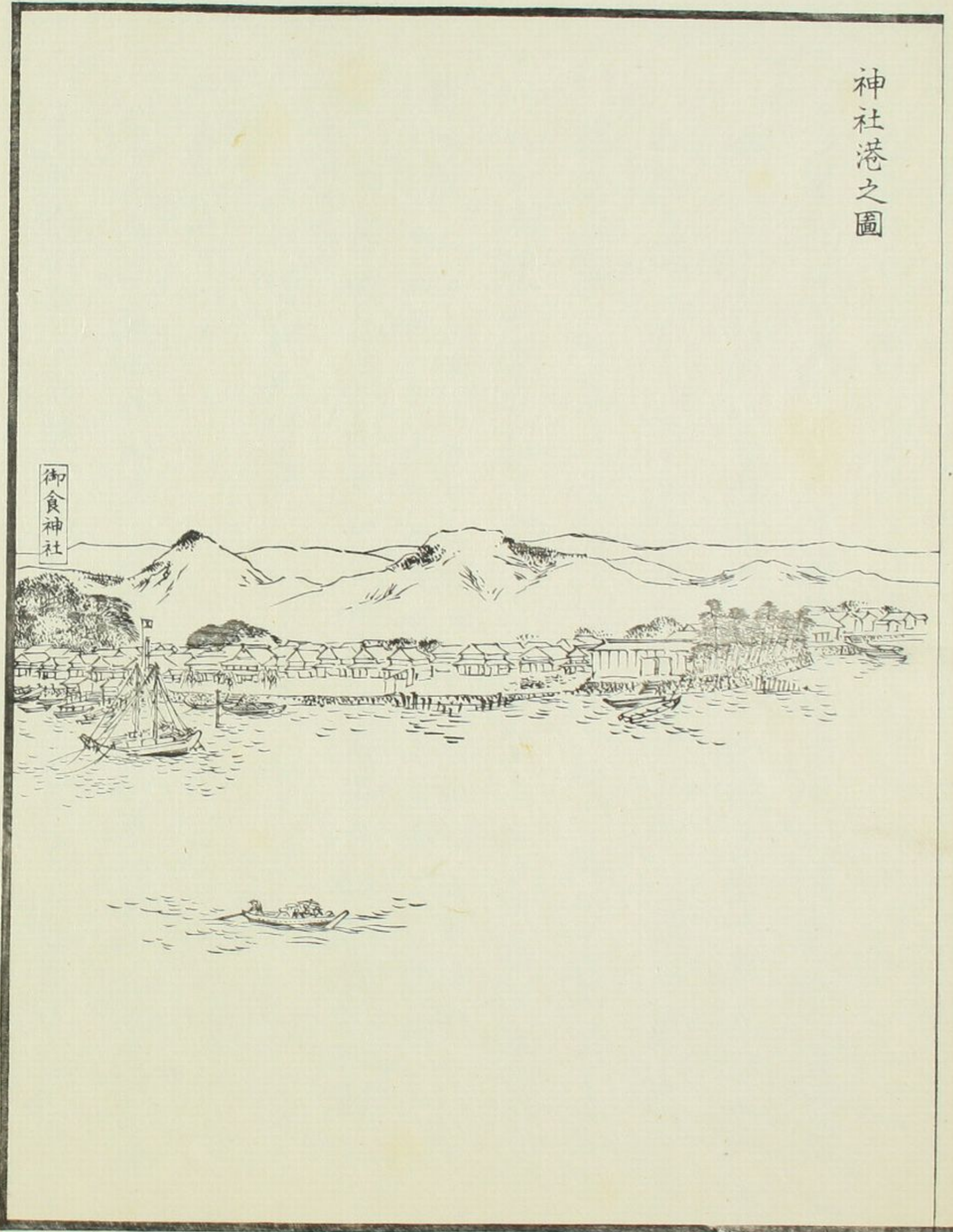
一 渡神田箕曲郷勾莊料田九段之内、大覺寺莊三段、蓮臺寺莊六段、

かみやうのみと
神社港 檜尻橋より、十六町許東にある港灣なり。竹ヶ鼻、
小木、下野、馬瀬等の、神社町は属する村里あり。

此の地、勢田川の注ぐ所あり。港内、東西九十間、南北四百五十二間
あり。水底土砂深し。故に大船ハ大湊の沖に碇泊し、端舟にて運搬
の便を執る。近年、定期瀛船を發し、紀伊の熊野の浦へ、および志
摩の鳥羽、三河の豊橋、尾張の武豊、熱田、當國の桑名、四日市等
の諸港に往來す。岸上市烟錯落、酒樓旅館、劇場あり。春夏の交
は、遠近の参官人輻湊して、頗繁昌す。



神社港之圖



御食神社 みけのまんとや 神社所坐す豊受
大神宮の攝社あり。

止由氣大神宮儀式帳

水戸御食都神社

延喜式度會宮所撰十六座

御饗社

社記 御饗社 坐其曲郷

神名祕書

御饗社 水戸神一名速秋津日子神亦名水戸

馬瀬 まぜ 神社町 坐其曲郷 大口村 三社内也

間瀬村といひき

此の村は中世までは荒木田度會兩姓の權禰宜居住せしもの
ありき。應永、文明、永祿、永正年間の口宣案、司奉行等、今に什藏せ
る家あり。

神鳳抄 馬瀬御園

下野 しもの 馬瀬の坤あり。村民食
塩を製して、産業とす。

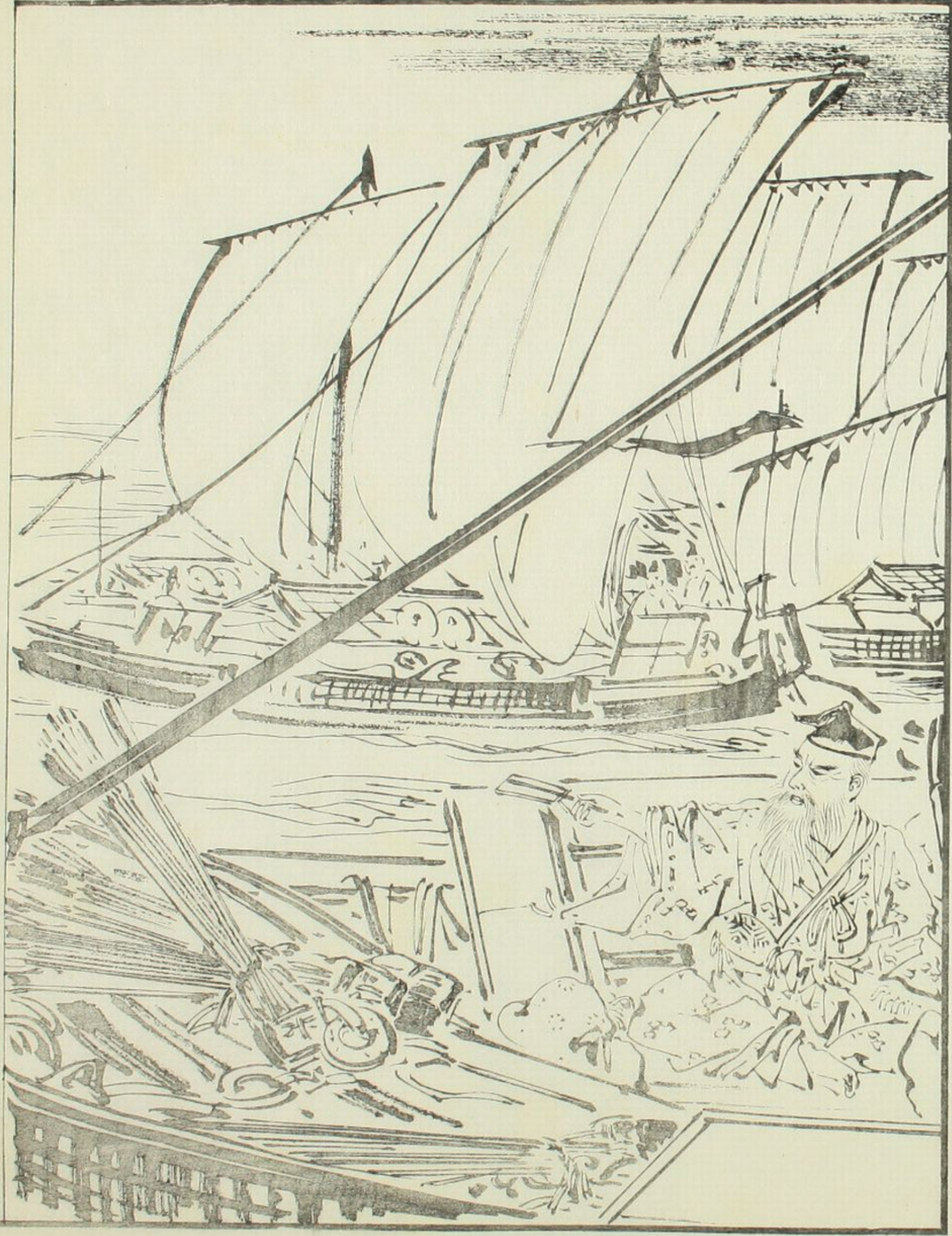
大湊町 おみま 小林の東
あり。

此の地も、豊宮川、五十鈴川、勢田川、其の他数派の河流、漾々とし

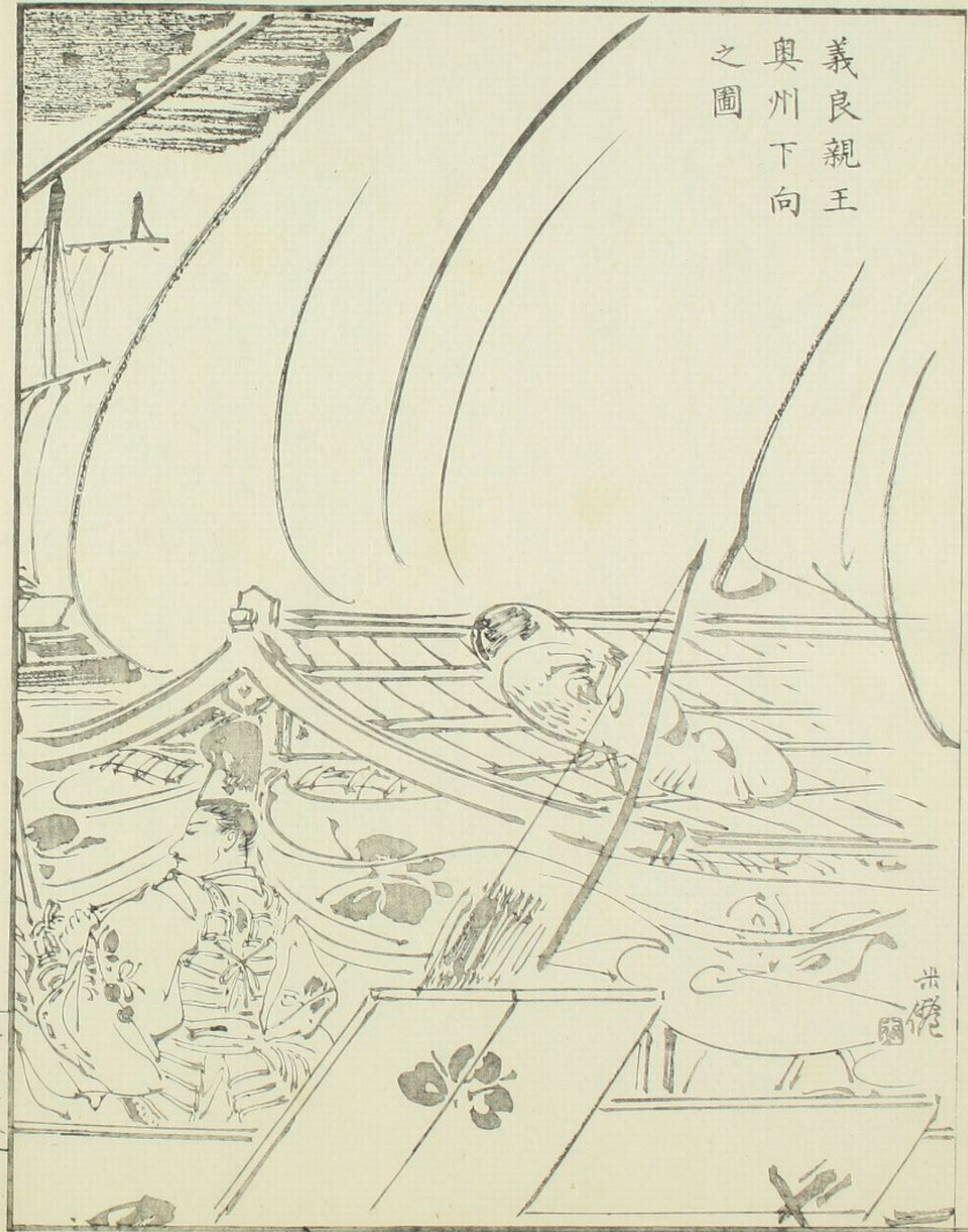
て朝宗する海口あり。故ふ古書も水門とも記せり。地形、東は奔
走、海中小突出して、遙く遠江灘の衝に當り、自神境北端の鎮護
となきり。市街も數百の人家、軒を列ね、概造船製鐵を以て、産業
ゆす。此の港古より廻船を支配せしより、延元四年、義良親王奥州
下向の時、五十餘艘の大船を調進し、文龜元年、北條早雲の用
を蒙り、天正元年、織田家岐阜在城の時、亦軍船を辦じ、文祿年
間、朝鮮の役にも、九鬼長門守嘉隆、豊臣家の命を受け、此の所を
て軍船を造作せし事あり。其の後、徳川家よりハ、屢大船の準備
を命じたることもあり。朝鮮國分取の陣鉦、陣幕、及武門諸氏の
文書等、此の地に什藏せるもの數點あり。今、左よ太平記、及其の文
書の一、二を掲ぐ。

太平記

道忠、宮ヲ插ミ奉リテ、老年ノ頭ニ、甲ヲ頂ク程ナレバ、重



義良親王
奥州下向
之圖



ネテ、京都へ攻メ上リ、會替ノ耻ヲ雪メム事、一年ノ内ヲ
バ過ゴシ候フマジト申シケレバ、君ヲ始メ奉リテ、左右
ノ老臣、悉ク此ノ義現ニモ然ルベシトゾ同ゼラレケル。
是ニ依リテ第八ノ宮ハ、今年七歳ニナラセ給フヲ、初冠
召サセテ、春日少將顯信ヲ輔弼トシ、結城入道道忠ヲ、衛
尉トシテ、奥州へゾ下シ進ラセラレケル。○中 陸路ハ、皆
敵強ウシテ通り難シ、迎、此ノ勢、皆伊勢大湊ニ集リテ、船
ヲ調へ、風ヲ待チケルニ、九月十二日ノ宵ヨリ、風ヤミ、雲
收リテ、海上、殊ニ静リタリケレバ、船人、纜ヲ解キテ、萬里
ノ雲ニ、帆ヲ飛ス兵船、五百餘艘、宮ノ御座船ヲ、中ニ立テ、
遠江ノ天龍灘ヲ過ギケル時ニ、○下 畧
北條早雲朱印文書
伊勢船之兵粮津端 ○用ト此督於基山可有由渡清可下此

若又賣可申○度様ニ安藤お談、此度可令廻依時返本折錢
永代可有免許者也、仍如件ト



原印方二寸五分

伊勢 廻船中
問屋中

關東府所用大船を艘差遣之、早可令渡海、若於油断急
度可申付、尚津田掃部可申者也、仍如件ト

天正元 十月廿四日

大湊廻船中

貯木場 本町東の洲先ニあり。神宮
の御用材を貯ふる所あり。

西宮式年所造營の料材ハ、木曾山ある伊舟澤、麿香澤、蘭澤等ニ
て伐採する舊例あり。數千代料材、各、大一の文字を烙印し、尾張の

織田信長朱印文書

國錦織繩場より、海路を運輸し、此の所小貯へ置く。かくて、造神宮使廳の属員出張して、丈尺と品等を實檢し、皇大神宮の分て、五十鈴川に洩し、豊受大神宮の分、宮川に洩す。土俗之を御木分と稱す。東に長さ百数十間の堤坊あり。浪除堤といふ。享保五年五月、山田奉行保科丹後守徳川家の命を受け、資金一千八十三兩を費して築き、所あり。工事甚堅牢ありて、其の後屢激浪怒濤小あひたれど、絶えて、破壊せし事ありと云ふ。

はちまのやち八幡社 本町の北に坐す。産土神なり。或を云ふ。御饗社の舊地なりと。
早よりをばまのきう鷲取小濱舊趾 本町八幡世古よある石壇をいふ。

往古、倭姫命、大神神を奉戴して、忌楯小野より巡幸し給ひし時、此の水門に位み、鷲取の老翁の、御水を奉り、舊蹟なり。本町西の松林の中、井あり。土俗、忘井といふ。これ、其の清水の趾なら

むといへど、覺束なし。

太神宮本記

從其處幸行波、有小濱、其處、取鷲老公在支于時、倭比賣命、御水飲止、詔天、爾老、何處、吉水在止、問給支、其老以寒御水御饗奉支于時、讚給水門、爾水饗社定賜支、其濱名乎、鷲取小濱止号支。

おほいみやのみその大鹽屋御菌 大湊町より、小林に至る間にありきといふ。

西宮御料の御塩を調進せし所あり。人家百八十軒餘ある一村、落なりしが、明應七年八月廿五日の大地震の時、海嘯の為、流失し、僅に残るりし人家、皆、大湊に移轉したりとぞ。塩屋御菌賣買の古券數十通、今猶、太田某の家、藏せり。

神領給人引付貞和三年二月廿八日注進
一 繼橋郷通御菌内中濱塩屋濱六家、各有所、濱、每年三貫文、供用料仁寄進。

定 永財法印渡塩清事

今在家書字者 取受但其内書及者高也

百姓為字菊以未由為私

所在度金部高向郷長屋所厨以塩屋所園者

且錄拾五貫文惟拾細畢

右件所領者先祖相待舊領全相透地之少更依有

直要用限上件直可法渡所塩可司行奉志未春也
与領者證文之者者免日放奉之時割取早切略之
即至末代全不可者相透括子孫之中不可有先
厥分若元祿有領奉之依法煩之時者訴申
公庭可改行罪科也何如後日新三卷文如件

正應元年十月日

領家 御使官 爲 領家

大鹽屋領文書 竪一尺 横一尺三寸

太田久馬三藏

定 永賦古渡大塩屋領給主六分一事

合直錢叁拾貫文者

右件在所者相傳于今無相遠處也雖然依
有急用限上件直錢古渡大塩屋東殿處實
正明白也雖可相副本文書景去正長九年辛酉
歲七月十三日山田神人神役人弓矢時令乱妨此

三ノ七十二

古券本文書永知行可有者也雖為末代更他妨
不可有在所也仍為後代古券狀如件

長祿四年 庚辰卯月廿六日

古主坂一筋大夫

口入霍次官衛門

坂市勢大夫

志寶屋神社

大湊町の西に坐す。土俗、塩屋明神といふ。豊受大神宮の未社あり。

長徳檢録

塩屋社

坐、箕曲、郷大湊、以西。

御竈木帳四十七前神社

塩屋社

一色

神社町の東、勢田川下流の東岸にありて、西二見村大字今一色に對す。濱郷村の屬邑なり。

産物食鹽

本村、食鹽を燒きて、産業とす。味噌、醬油等を作るに、最適せり。

散樂

所謂伊勢三座と稱するものあり。

本村に、和屋大夫、通村に、勝田大夫、竹ヶ鼻に、青王大夫、

此の家、今ハ絶

えたといふもの住居て、毎年正月、両宮に、散樂を奉納する

式ありしが、維新の際廢れたり。其の子孫、今ハ連綿して、猶箕

裘を續げり。和谷氏の記録を按ずるに、和谷も、飯野郡和屋村

勝田ハ、度會郡勝田村、青王ハ、飯野郡青苧村、今の阿波曾あり

か、何の頃より。當地に移住せり。今、其の村に、翁塚と唱ふる舊

跡ありといへり。三家も、元、呪師と稱せり。三代實録貞觀三年

六月廿八日の條に、有、雜伎散樂透撞、呪擲弄玉等之戲とあり。呪擲も、呪師の誤らむと嬉遊笑覽に云へり。又、呪師散樂の事は、江家次第中右記、江談抄等にも見え、新散樂記にも、之をのろんどと訓たり。三家も、即此の類なるべし。

氏經神事記嘉吉三年四月條

廿七日、一守房從三位外宮拜賀、束帶、中神拜次第如元

日、沓役清泰、裾經元、月讀、伊佐奈岐宮參、歸立、饗等如元日、

三獻畢、時分、白拍子出仕、酒持參、中亦、苅田大夫、自道御

共仕之間、於中屋邊給酒。

同書文明十八年正月條

四日、呪師參、和屋、五日、苅田、七日、今、呪師

年中行事今式正月條

三日、例樂、散樂大夫和屋者、來于御館橋之前、奏、翁舞、謂之

例樂、中舞、關、賜酒肴。

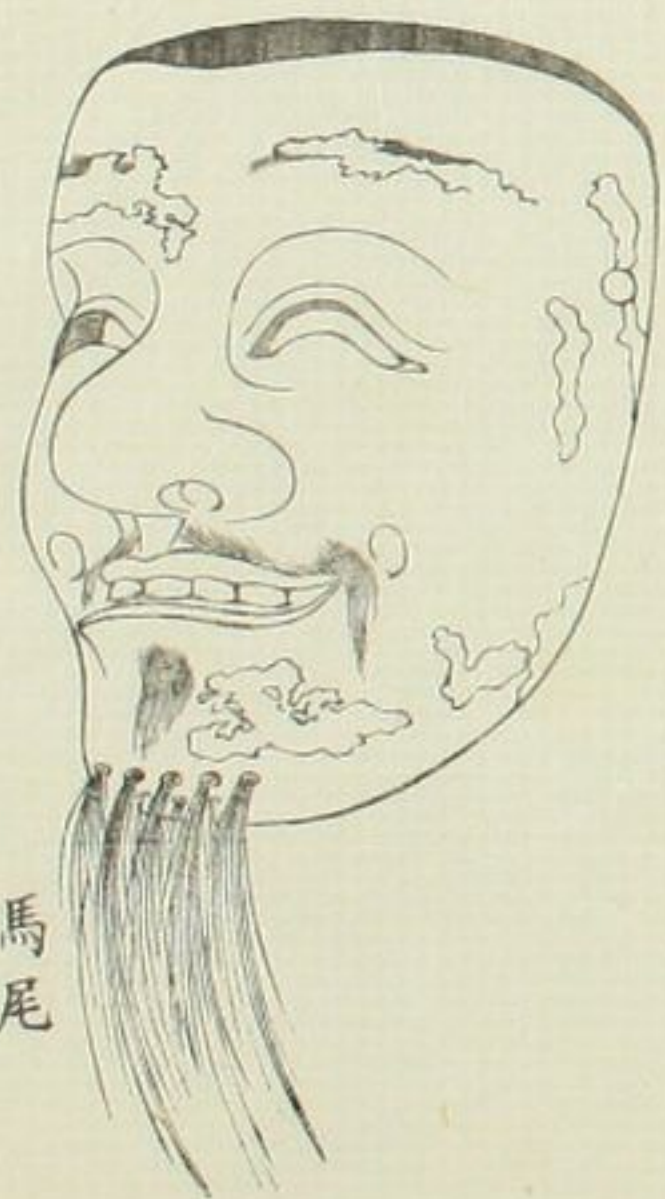
同書

四日、例樂、散樂大夫勝田者、亦來于御館橋前、奏、乎獅子六



黑色翁
堅六寸
橫四寸六分
面黑塗

通村
幕谷甚平藏



延命冠者
堅五寸八分
橫四寸五分
面胡粉塗

馬尾



白馬尾

翁
堅六寸五分
橫五寸八分
面胡粉塗



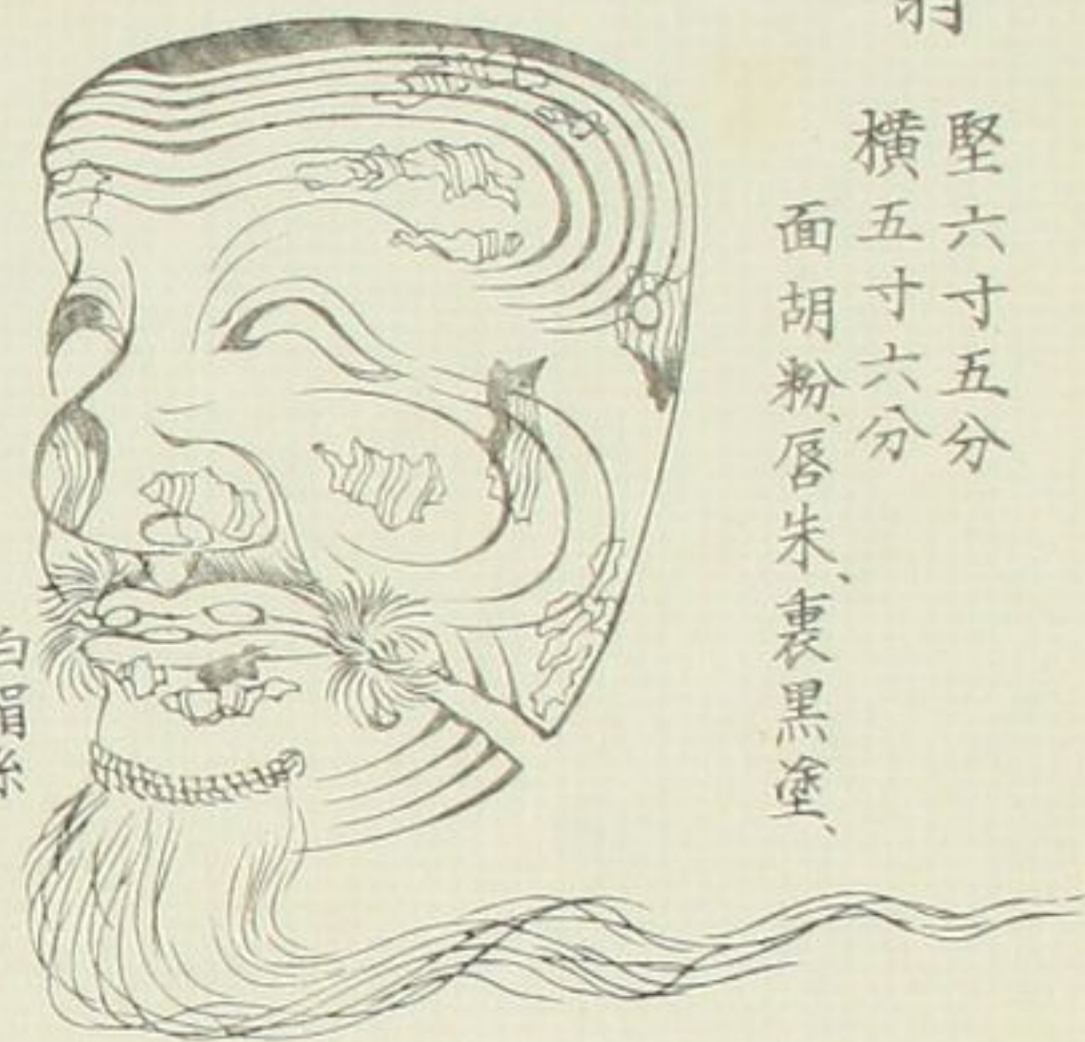
緑組糸

一色村
和谷亀太郎藏



反閉
堅七寸五分
橫五寸五分
面黑塗

黑色翁
堅五寸五分
橫四寸五分
面黑塗裏木地

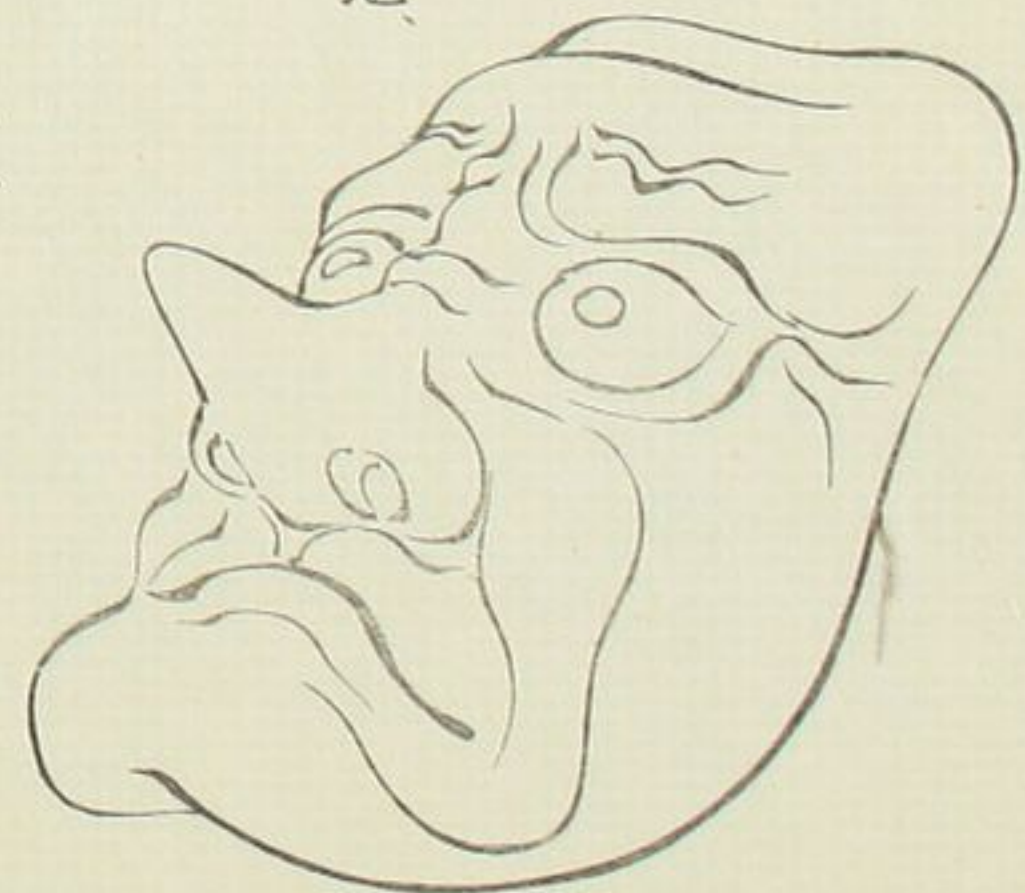


白組糸

延命冠者
堅六寸
橫四寸七分
面胡粉唇朱裏木地

翁
堅六寸五分
橫五寸六分
面胡粉唇朱裏黑塗

反閉
堅七寸五分
橫五寸三分
面黑塗



舞及翁舞其儀都同和屋

十貫松 一色の北涯ありき近年朽損し今ハ其の名のみ残り

鶯岬 十貫松より東をいふ所傳詳ならず

通村 一色の南あり。往古豊受大神宮の御園ありき。勢田川を隔てて北は田尻といふ食塩を製する村あり。ともは濱郷村に属す。

神鳳抄 土保利御園 土保利御園塩二斗

猪飼野左馬助裔孫 本村あり。今幕谷甚平と云ふ。

幕谷甚平ハ豊臣家の舊臣猪飼野左馬助の裔孫あり。徳川家の嫌疑を避けて今の姓に改む。當時本村長門守の所縁ありしに由り其の寄贈せる太刀並に書牘を什藏せり。行文中自滿腔の悲憤を顯し人をうて坐し懷舊の情を起さむ。

太刀 中心背小内今鏡小筋違裏表腰刃同表裏樋刃長貳尺貳寸壹分五厘反高四分六厘

書牘 左は掲ぐ前文両三行欠損せり

及市聞も可成一圓不得寸隙心外に至事存し市城中々各様慕いお群集之免角天下ハ家康と存事ハ在り昨夕も石河肥後守我等陣家ハ忍冬ハ石河も我等同腹中ニ在城中に詮義評判市母公下知て手分手配一圓承引之由尤存し甚多昨朝七ッ下知不承し時野ハ在出分際之傷諸人目を驚た免角一日夜早打死覺悟仕貴所ハ昨今之籠城其上教ヶ所之深手而負有間油断なく早く在所ハ引込ハ尤存し誰とも朝者有るお我等儀家康懇意之筋目故度之板倉伊賀守ハ内意申越る在當君ハ罷附ハ尤非奉意ハ聊以面白も不存し在人并月日を送し是悲事ハ在存し然も此香爐姉君ハ少届可致下は板此太刀ハ家康公十三年元服之為祝給し使者本多平八郎口上之家康秘藏ハ大業物ニ由來

古所自必有今之
而結法亦天本亦人
形見之能之隨心柳
新之已成一城之自
名者之時之公家之
道之也子之能之也
同格之極法也子之
之也之也歸也然若何

恨可少之出候之極
之亦宜之也之也
子之也也事之也也

古村長守

可之也

古村長守
之也也

國後より由り来り、我等數度之戰、此太刀を一度も不得、不覺に依之、
大波と名付、今日迄所持仕、得て貴所、形見に進み、随分秘藏可
し、成る一城の内、必有一時、心困得、法意、以事、力、無、他人同振
の様、残念を對し、以、咳、婦、控、照、殿、は、恨、可、以、此、段、不、私、作
之、衆、宜、法、云、分、可、下、堂、是、悲、事、也、恐、惶、謹、言、

四月六日

本村長門守

猪飼野左馬之助殿

中陳所

二軒茶屋

に、は、え、ぢ、や、 神田久志本、黒瀬の大字に跨り、勢田川の下流又沿ふ。即、
河崎町より、鳥羽に至る縣道あり。往古、人家、二軒あり、
が、今ハ、數十軒建ち續けり。此の地、二見、鳥
羽、又、赴く渡船、及、釣船等を辨ずる所あり。

黒瀬

くろせ 通村の西より、二見、鳥羽に至る縣道あり。

光明寺旧藏文書

謹辞

定、永財、進、沽、渡、治田、事

合貳段者

右繼橋、郷黒瀬村字間黒生

直八丈絹四疋請納

花押

右件、治田、元者、度會氏六子、先祖相傳、治田也、祖母分給、文
具也、隨、多年、無、異論、進、退、領、知、然、間、六子、五男、實、門、九訪、後
生、井、雖、賜、預、僧、義、意、為、後、代、進、八丈絹參匹、其、直、所、領、掌、也、
爰、依、有、急、用、定、八丈絹四疋、當時、外官、長御、息男、六郎、禪師
君、永、定、永、財、所、沽、却、也、須、雖、可、副、渡、本、券、依、有、連、券、本、領、主、
許、被、留、了、仍、六子、新、券、相、共、所、進、沽、渡、如、件、為、後、日、沙汰、令
新、立、券、文、也、

長寛二年十二月廿五日

僧 義意 花押

依雇執筆 花押

件、治田二段券文、明鏡之上、筆取書付具也、仍在地加證署如件

總刀禰

豐受太神宮官符權禰宜度會神主 花押

橘社 たからまのやしろ 縣道の右傍に坐す。黒瀬の産土神あり。

土俗、井手左大臣橘諸兄を祀るといへど、徴すべきものあり。或ハ

いふ、往古橘姓の人居住せし時の氏神ならむるや、

常柑子 とこからど 橘社の東、田圃の中にあり。周圍に、石を疊めり。

傳へいふ、南都興福寺の柑子と同種ありと、又、夫木抄に載する、

慈鎮和尚の、これぶろと伊勢よまゐる人音づれてたより嬉しき

常柑子哉といへる歌を附會せしども、いづれも、覺束なし。

汐合川 しほあいは 宇治郷五十鈴川の下流より、箕曲郷と、二見郷との堺に流る、川をいふ。二見、鳥羽に至る縣道を貫けり。

此の川、五十鈴川の所より注せるが如く、鹿海橋の下、小朝熊神社の下まで、二派となり、一は、東に流る、一は、直に北流して、あるに
至る。其の分派せる所より、此の邊を、汐合と稱す。これ、二派より
汙る潮水の、相遇ふ所なるを以て名づるありあるべし。元ハ、此の川
船渡なりしに、近年、板橋を架せり。

神鳳抄 度會郡塩合御園 二斗、九月、同在新興

わけぬまは、二見へ行く。伴する人、潮時を、いづか
あらむ。今も、湊よりのぞみぬらむら。駒をばや
めよといふ。三渡又おひて、いづいとありといふ。と
く来りて、水むなり。此の渡を、塩合といふ事、公
西の湊よりみちくら塩の
爰にゆきあむるべし。

歌枕名寄 二見が遠の湊をいふならむ汐合の駒の爪も隠色ず 長明

夫木抄 月八たひる河山又雲消えて光もなぬ汐合のそま 同
中務卿五十首歌合 このむら浦の濱川水あえて汐合見えぬ五月雨の辰 隆辨

汐合の浦よとめむ時鳥二度聲をきのざらめやと

如意

塩合戦まはひのかっせん

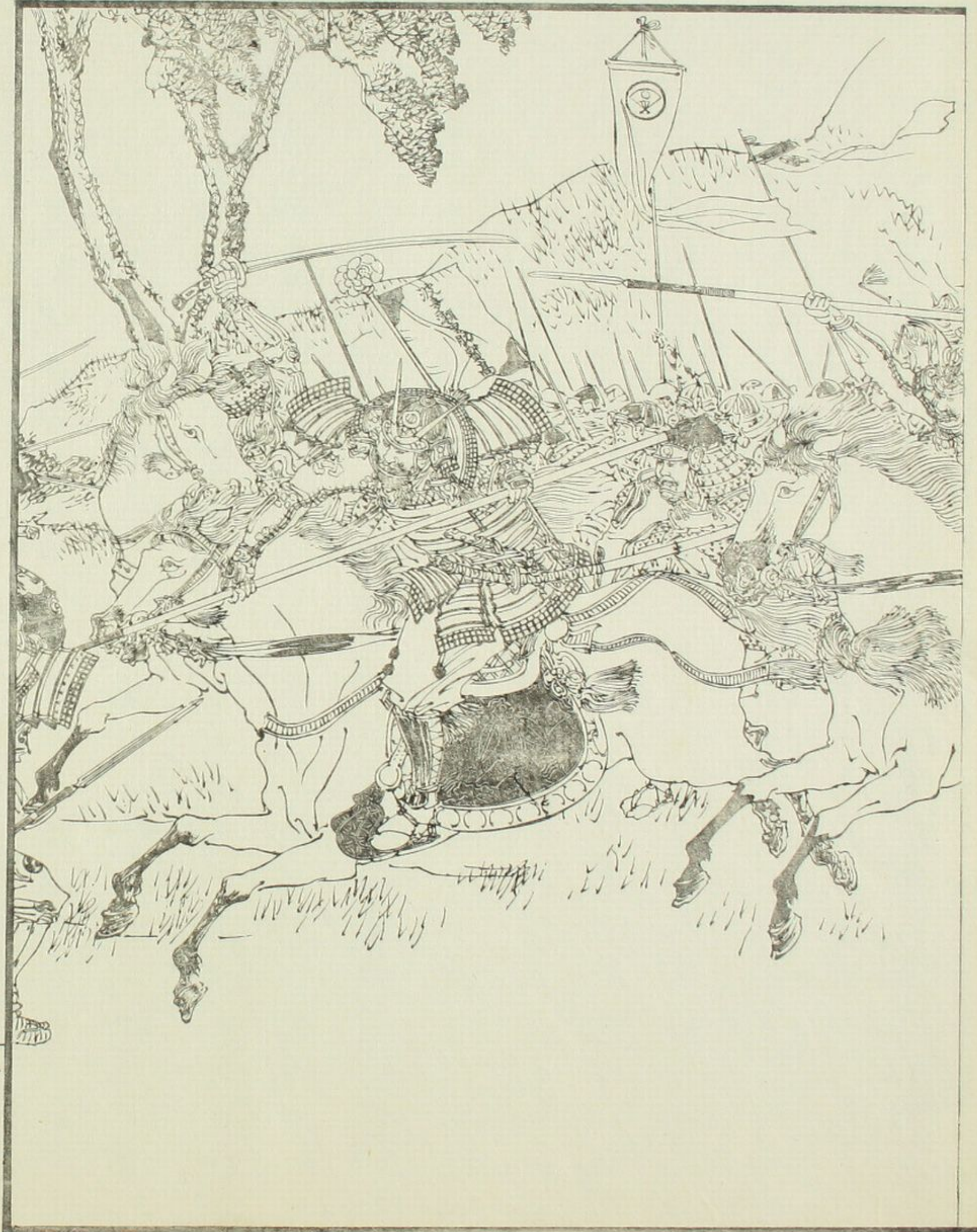
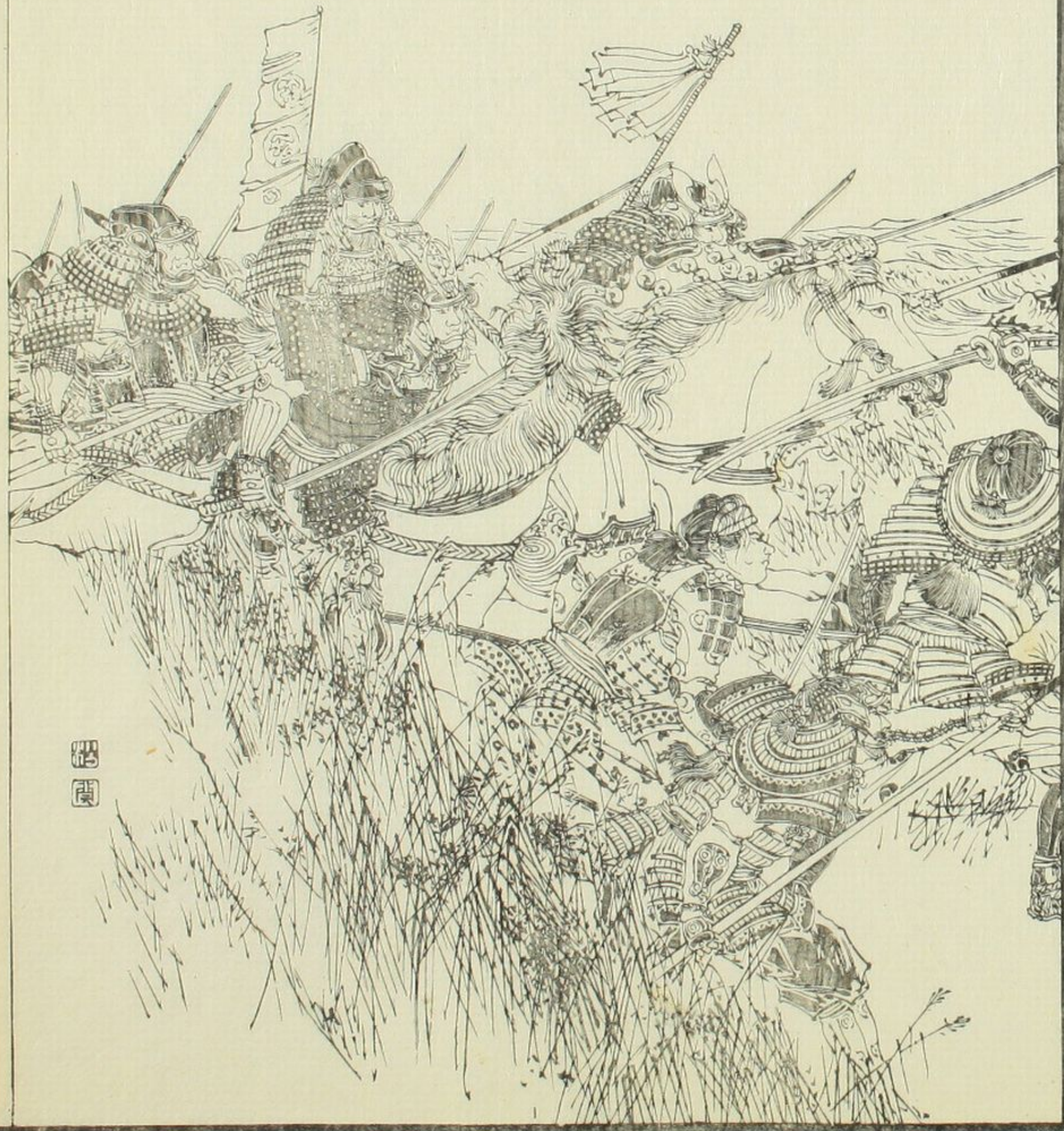
永祿年間、左中將具正等、志摩二郡の諸士と合して、款を信長小通に、國司北島具教を背き、かむ、國司野呂越前守をして、之を討たしめき。兩軍、塩合川の邊に於いて接戦あり。是より先北島國司、屢神領を畧奪し、處々、関門を設けて、參拜人を止むる等頗、横恣の舉動ありき。是に於いて、山田の神友、宿憤を晴さむとして、志摩勢を應援し、國司の兵を横撃す。事不意に起り、以て、國司勢、終に、利を失ひ、越前守以下、此の處にて戦死去る多し。

本朝諸家勲功記

永祿十二年、伊勢ノ國木造ノ御所左中將具正、其ノ子左衛門、佐具康、國司家ヲソムキ、戸木、木造ノ兩城ニ楯籠リ、日ニ、合戦ニ及ビケルホドニ、國中ノ騷動、斜ナラズ。此ノ

トキ、志摩二郡ノ諸士モ、木造ニ一味シテ、信長ニ、志ヲ通ジ、伊勢ノ國ニ亂入セント、國中ノ勢ヲ催シ、二見ノ浦ニ出張ス。國司不智齋、犬ニ驚キ給ヒ、五ヶ篠山ノ城主野呂越前守源實ヲ、大將トシテ、勢南五郡ノ勢ヲゾ向ケラレケル。源實、國司ノ命ニ從ヒ、一族波多瀬喜右衛門、尉實忠、舍弟巽之助、實忠ガ嫡子波多瀬勇助、實高、野呂彌之助以下ヲ率シ、二見表ニ發向シテ、永祿十二年六月十八日、塩合川ニ見邊ニテ相戦フ。小濱、安樂島浦、的屋、相差、國府、甲賀、波切、濱島、和具、越賀以下志摩二郡ノ者共、爰ヲ詮ト戦ヘドモ、波多瀬喜右衛門實忠、嫡男勇助、實高、其ノ叔父巽之助等、士卒ヲ勵マシ、勇ヲ振ヒテ相戦フ。中ニモ、實高ハ、膽機、勇畧、古今ニ秀テ、其ノ名ヲモ、勇助ト稱スルホドノ

圖之戰合川合汝



大剛ノ者ナレバ、真先ニ進ンデ敵中ニ突イテ中リ、西ヨリ、東へ追ヒ靡ケ、北ヨリ、南へカケ通り、其ノ勢、只、雷霆ノ鳴リ落ツルガ如クナレバ、志摩二郡ノ者共、散クニ戦ヒ負ケ、右往左往ニ敗北ス、大將野呂越前、守源實、米牌ヲ振りテ、餘スナ。泄スナ。討チ取レト、勇ミ進ミテ下知スル程ニ、氣ニ乘リタル若者共、備ヲ亂シ、我討チ取ラント、逃グル敵ニ追ヒスガウテ、追討ニ討ツ程ニ、首級ヲ得ルヲ數ヲ知ラズ。茲ニ、山田三保ノ神官等ハ、内ニ、國司家ヲソムキ、逆心ヲ企テシガ、小濱、甲賀、波切等ニ内應シ、相圖ヲナシ置キヌレバ、此ノ時、不意ニ起リテ、國司勢ノ後陣ヨリ攻メカ、ル。志摩二郡ノ軍勢共、是ニ、氣ヲ得テ、取ツテ返シ、國司勢ヲ、前後ヨリ立チ挾ミ、火水ニナレト攻メ戦フ。

野呂、波多瀬ノ軍勢共ハ、數尅戦ヒ疲レシ上ニ、敵ハ、荒手ト云ヒ、前後ヨリ取リツ、マレ、叶フベクモアラザレバ、ヨシヨシ。一業所感ノ我々、逆モ死スベキ時至レリ。遁レテ、何ノ益カアル。声花、討死シテ、名譽ヲ、子孫ニ殘セヤト、前後ノ敵ニ相當リ、呻キ叫ンデ戦ヒシガ、大將越前、守源實、利キヲ碎キ、堅キヲ破リテ戦ヒシカドモ、勇氣ツカレテ討死ス。波多瀬喜右衛門實忠、是ヲ見テ、早晚マデ可_キ惜命ゾヤト、敵中ニ突イテ入り、亂軍ノ中ニ、命ヲ殞ス。今年七十三歳ナリ。嫡子ノ勇助、舍弟ノ巽之助、彌之助以下ノ一族等、我々ト討死シテ、共ニ、尸ヲ曝シ、カバ、相シタガフ者共モ、多クハ、共ニ討死シ、其ノ餘ノ者共ハ、十方ニ落チ行キヌ。

野呂氏系圖

五箇越前守源實

永祿十二年六月十八日、木造一味志摩二郡諸士戰爲
追討大將於二見浦、勇戰時山田神官族不意起而敗軍
終鬪死鹽合浦

波多瀬喜右衛門實次

永祿十二年二見合戰討死

波多瀬勇助實高

永祿十二年二見合戰雖爲無雙勇戰大將源實鬪死而
後討死

